

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券報告書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成26年6月27日
- 【計算期間】 第22期（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）
- 【ファンド名】 ノムラ外貨MMF
(Nomura Multi Currency MMF)
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役会長 増田 真一
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木 剛太郎
弁護士 竹野 康造
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 一木 剛太郎
弁護士 竹野 康造
弁護士 岡田 綾子
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。
- (注1) 米ドル、ユーロ、豪ドル、英ポンド、カナダドルおよびニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます）の円貨換算は、平成26年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝102.61円、1ユーロ＝141.74円、1豪ドル＝95.26円、1英ポンド＝172.67円、1カナダドル＝93.70円および1NZドル＝87.94円）によります。
- (注2) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。
また、円貨への換算は、本書でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合があります。
- (注3) 本書の中で、会計年度とは1月1日に始まり同年の12月31日に終わる1年を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① US マネー マーケット ファンド (US Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。

② ユーロ マネー マーケット ファンド (Euro Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1ユーロ・セントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。

③ 豪ドル マネー マーケット ファンド (Australian Dollar Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するため最善を尽くすことをその基本方針としています。

④ 英ポンド マネー マーケット ファンド (G.B. Pound Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1英ペンスに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。

⑤ カナダドル マネー マーケット ファンド (Canadian Dollar Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1カナダセントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。

⑥ NZドル マネー マーケット ファンド (New Zealand Dollar Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。

各ファンドは、欧州のMMFの共通定義に関するCESR（欧州証券規制当局委員会）ガイドライン（10-049）（随時改正されます。）で定義される短期MMFとして運用されます。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができます。

ノムラ外貨MMF（以下「トラスト」といいます。）は、6本の転換（スイッチング）可能なファンドをもつ、アンブレラ型ファンドです。

トラストはルクセンブルグの法律に基づいて設定された譲渡性のある有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型（契約型）投資信託です。

各ファンドは追加型で、各ファンドの受益証券（各「ファンド証券」）は記名式無額面、各々の基準通貨建てです。

ファンドは信託期間中でも原則として換金（ファンド証券の買戻し）ができるタイプ（オープン・エンド型）です。

トラストは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

（２）【ファンドの沿革】

1991年 7 月 8 日 管理会社の設立

1991年 8 月30日 旧管理会社の設立
U S マネー マーケット ファンドのファンド約款締結

1991年11月 8 日 U S マネー マーケット ファンドの運用開始

1996年 9 月26日 U S マネー マーケット ファンドのファンド約款の変更

1999年 3 月10日 U S マネー マーケット ファンドのファンド約款の変更

1999年 4 月 1 日 管理会社をウェリントン・ルクセンブルグ・エス・シー・エイからグローバル・ファンズ・マネジ
メント・エス・エーに変更

1999年 5 月10日 アンブレラ・ファンドへの組織変更のための改正約款締結

1999年 6 月 1 日 アンブレラ・ファンドへの組織変更効力発生
保管受託銀行、支払・所在地・登録および名義書換事務代行会社をステート・ストリート・バン
ク・ルクセンブルグ・エス・エーからノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに変更

1999年 6 月16日 ユーロ マネー マーケット ファンドの運用開始

2000年 6 月26日 トラストの改正約款締結

2000年 7 月17日 豪ドル マネー マーケット ファンドおよび英ポンド マネー マーケット ファンドの運用開始

2001年 5 月16日 トラストの名称変更のための約款締結

2001年 6 月 2 日 コスモスMMFシリーズからノムラ外貨MMFに名称変更

2002年 9 月 5 日 トラストの変更済約款締結

2003年 5 月23日 トラストの変更済約款締結

2003年 8 月21日 トラストの変更済約款締結

2003年 9 月29日 カナダドル マネー マーケット ファンドの運用開始

2004年 5 月21日 トラストの変更済約款締結

2005年 8 月10日 トラストの変更済約款締結

2005年 9 月27日 N Z ドル マネー マーケット ファンドの運用開始

2007年 9 月14日 トラストの変更済約款締結

2007年10月 8 日 トラストの変更済約款締結

2007年12月 3 日 U S マネー マーケット ファンドの投資顧問会社をウェリントン・マネージメント・カンパニー・
エルエルピーからノムラ・アセット・マネジメント・U K ・リミテッドに変更

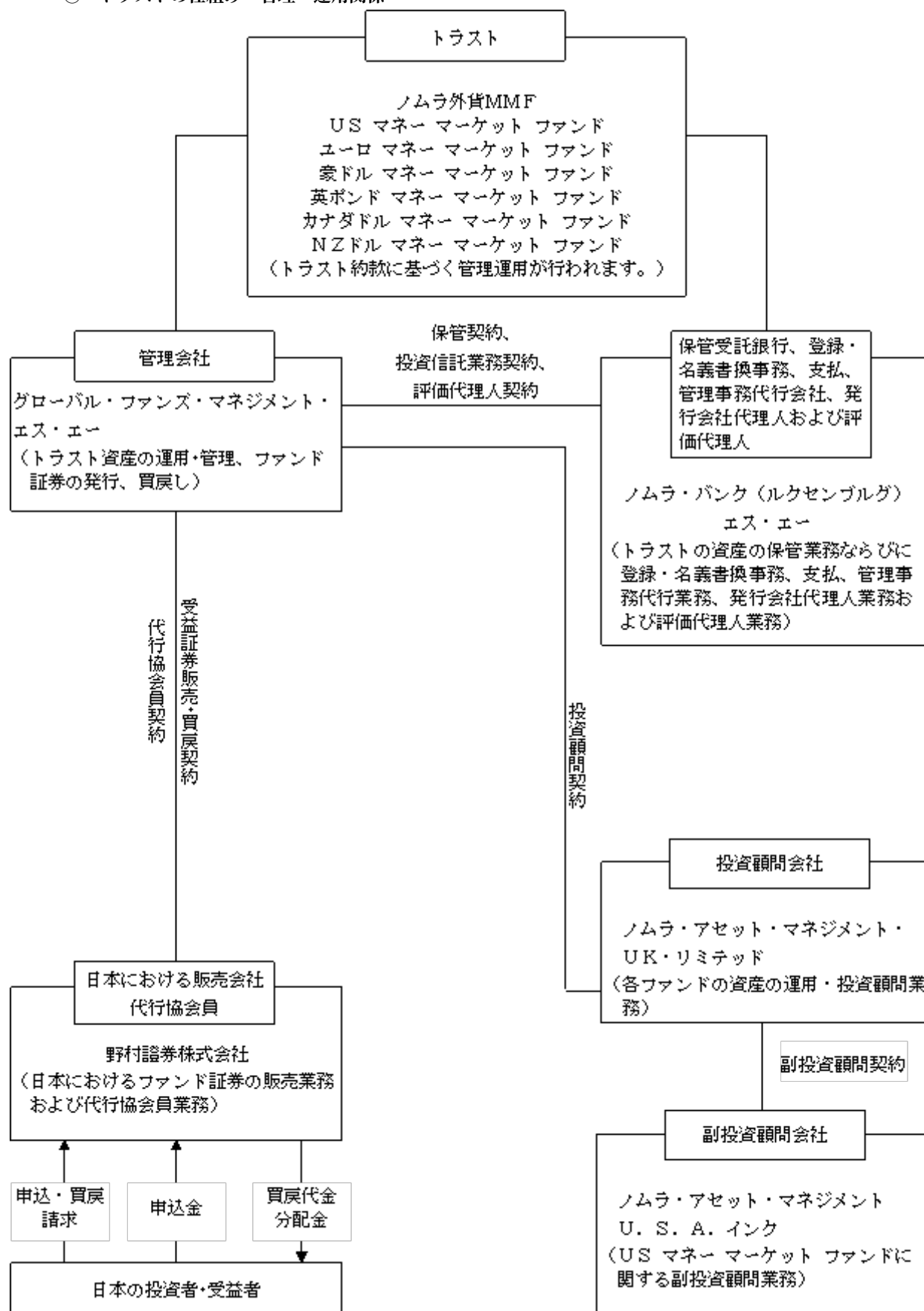
2011年 5 月20日 トラストの変更済約款締結

2012年 8 月28日 トラストの変更済約款締結

2014年 5 月19日 トラストの変更済約款締結

(3) 【トラストの仕組み】

① トラストの仕組み～管理・運用関係～



② 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
①管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）	2014年5月19日付で締結され、2014年6月27日から効力を有するトラスト変更済約款
②保管受託銀行、登録・名義書換事務、支払、管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）	管理会社と当会社との間で締結された2014年6月27日付保管契約（注1）に基づく、トラスト資産の保管業務。 管理会社と当会社との間で締結された2014年6月27日付投資信託業務契約（注2）に基づく、ファンド証券の発行、買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務。 管理会社と当会社との間で締結された2014年2月20日付評価代理人契約（注3）に基づく、評価代理人業務。
③投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント・U.K.・リミテッド（Nomura Asset Management U.K. Limited）	管理会社と当会社との間で締結された2014年6月27日付投資顧問契約（注4）に基づく、ファンドに関する投資顧問業務
④日本における代行協会員	野村證券株式会社	管理会社と当会社との間で締結された代行協会員契約（注5）に基づく、日本における代行協会員業務
⑤日本における販売会社	野村證券株式会社	管理会社と当会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約（注6）に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務

（注1）保管契約とは、ファンド約款の当該規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等トラスト資産の保管業務等を行うことを約する契約をいいます。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務、管理事務代行会社および発行会社代理人が、記録の維持、券面の処分、申込み、買戻しおよび転換の取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいいます。

（注3）評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、トラストの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

（注4）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいいます。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配付、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配付等を行うことを約する契約をいいます。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいいます。

③ 管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
①設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「2010年法」といいます。）第16章のもとで、管理会社として2種類の認可を取得することができます。 ・オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）の範囲内におけるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ビークルの運用に責任を負うか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命しているAIFの管理会社として行為するか、または、一定の許容条件の範囲で一もしくは複数のAIFの管理に責任を負う管理会社。 ・外部のAIFMを任命することなくAIFMDの規定に基づくAIFの管理に責任を負う管理会社。 管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されています。
②事業の目的	管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（以下「2013年法」といいます。）第1条第46項の範囲内におけるAIFMです。 管理会社の主な目的は、以下のとおりです。 ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDで言うところのAIFに関し、2013年法第5条第2項及び同法別紙Iに基づき、AIFの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。 ・2010年法第125-2条に従い、ルクセンブルグで設立され、AIFMDで言うところのAIFとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。
③資本金の額	払込済資本金は、2014年4月末日現在、375,000ユーロ（約5,315万円）です。1株25,000ユーロ（約354万円）で記名式株式15株を発行済です。
④沿革	1991年7月8日設立
⑤大株主の状況	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番A棟のノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）が、15株すべてを所有しています。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法

トラストの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、トラストは2010年法パートII、勅令、ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」といいます。）の通達等の規則に従っており、2013年法に基づくAIFとしての資格を有しています。

② ファンドの形態

トラストは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法および2010年法の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約関係を定める約款（以下「約款」といいます。）によって設定され、受益者の利益のために運用されるオープン・エンド型の共有持分型アンブレラ型投資信託です。

トラストは、数種類のクラスの受益証券を発行し、発行手取金は、各クラスのために管理会社の取締役会が決定する投資目的および投資方針に従い、別個に投資されます。

受益者との関係では、トラストの各サブ・ファンドは、独立した主体と見做されます。

US マネー マーケット ファンド、ユーロ マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドです。

（５）【開示制度の概要】

① ルクセンブルグにおける開示

（a）金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、後記(6) 監督官庁の概要 ④「財務状況およびその他の情報に関する監督」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければなりません。トラストの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

(PricewaterhouseCoopers Société coopérative) です。さらに、トラストは、ルクセンブルグ金融庁（現金融監督委員会）の1997年6月13日付通達 97/136（2008年4月17日付金融監督委員会通達 08/348により改正）に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

（b）受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、無料で受益者はこれを入手することができます。ファンドの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、一般に公開されています。

最新の純資産価格、販売、買戻または転換価格および最新の宣言された分配金は管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、一般に公開されています。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（以下「メモリアル」といいます。）に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、トラストの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、受益者に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社とそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・(1) ファンドのために管理会社を使用することができるレバレッジの上限、(2) その上限の変更、(3) レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、(4) 関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・各ファンドが用いるレバレッジの総額

② 日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。ファンド証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に有価証券届出書の写しおよび外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

（ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社は、トラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、トラストの資産について、トラ

ストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、トラストの約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のトラストの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

① 登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

(b) EU加盟国の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達の2009/65/ECの要件（改正済）に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づき金融監督委員会に所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。UCITS所在国の所轄官庁から金融監督委員会に対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

トラストは、2010年法上のパートIIの投資信託として設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売は行われません。2010年法第88-1条のもとで、トラストは、AIFMDおよびその施行規則（以下「AIFM規則」といいます。）ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定される、AIFとしての資格を有しています。

(c) 外国法に準拠して設立または運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。さらにこれらの投資信託は、金融監督委員会により、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければなりません。

(d) EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

② 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、金融監督委員会の通達を遵守しない場合、登録が拒絶または取消されることがあります。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。また、ルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ個人投資家に対しての販売が停止されます。

③ 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書は、事前に金融監督委員会に提出しなければなりません。金融監督委員会は、目論見書が適用ある法律、勅令、通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、査証を付してそれを証明します。

④ 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提出された情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければなりません。公認監査人は財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。公認監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含みます。）を金融監督委員会に提出しなければなりません。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① US マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する米ドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

② ユーロ マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1ユーロ・セントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するユーロ建ての短期金融商品に分散投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

③ 豪ドル マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

④ 英ポンド マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1英ペンスに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する英ポンド建ての短期金融商品に分散投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

⑤ カナダドル マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1カナダセントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するカナダドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

⑥ NZドル マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するNZドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

投資目的および投資方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および／または投資方針に関する重大な変更を行う場合、金融監督委員会の承認の受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1ヶ月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

（2）【投資対象】

① US マネー マーケット ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、(i) 米国政府・その機関および下部機構、その他の国・その機関および下部機構、国際機関の証券、(ii) 米国内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、(iii) 米国内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、ならびに(iv) ファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象も含まれます。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドはまた、高い格付けを有する金融機関との間で信用度の高い証券により十分に担保された買戻し条件付契約（現先契約）を締結することができます。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行するか買戻し期間が経過するより前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却しません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付けでA－1以上、ムーディーズ社の格付けでP－1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付けを付与されたもの、または格付けを付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用格付であると判断するものとします。

ファンドの投資対象および純資産価格は市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成され、ファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンド資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンド運用開始直後、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

② ユーロ マネー マーケット ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、(i) 欧州連合（EU）加盟国・その機関および下部機構、EU非加盟国・その機関および下部機構、国際機関の証券、(ii) ヨーロッパ内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、(iii) ヨーロッパ内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、ならびに(iv) ファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象も含まれます。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドはまた、高い格付けを有する金融機関との間で信用度の高い証券により十分に担保された買戻し条件付契約（現先契約）を締結することができます。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行するか買戻し期間が経過するより前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却しません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付けでA－1以上、ムーディーズ社の格付けでP－1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付けを付与されたもの、または格付けを付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用格付であると判断するものとします。

ファンドの投資対象および純資産価格は市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成され、ファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンド資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンド運用開始直後、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

③ 豪ドル マネー マーケット ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、(i) オーストラリア連邦政府・その機関および下部機構、その他の国・その機関および下部機構、国際機関の証券、(ii) オーストラリア内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、(iii) オーストラリア内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、ならびに(iv) ファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象も含まれます。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドはまた、高い格付けを有する金融機関との間で信用度の高い証券により十分に担保された買戻し条件付契約（現先契約）を締結することができます。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行するか買戻し期間が経過するより前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却しません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付けでA－1以上、ムーディーズ社の格付けでP－1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付けを付与されたもの、または格付けを付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用格付であると判断するものとします。

ファンドの投資対象および純資産価格は市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成され、ファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンド資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンド運用開始直後、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

④ 英ポンド マネー マーケット ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、(i) 英国政府・その機関および下部機構、その他の国・その機関および下部機構、国際機関の証券、(ii) 英国内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、(iii) 英国内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、ならびに(iv) ファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象も含まれます。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドはまた、高い格付けを有する金融機関との間で信用度の高い証券により十分に担保された買戻し条件付契約（現先契約）を締結することができます。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行するか買戻し期間が経過するより前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却しません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付けでA－1以上、ムーディーズ社の格付けでP－1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付けを付与されたもの、または格付けを付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用格付であると判断するものとします。

ファンドの投資対象および純資産価格は市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成され、ファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンド資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンド運用開始直後、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

⑤ カナダドル マネー マーケット ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、(i) カナダ政府・その機関および下部機構、その他の国・その機関および下部機構、国際機関の証券、(ii) カナダ内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、(iii) カナダ内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、ならびに(iv) ファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象も含まれます。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドはまた、高い格付けを有する金融機関との間で信用度の高い証券により十分に担保された買戻し条件付契約（現先契約）を締結することができます。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行するか買戻し期間が経過するより前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却しません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付けでA－1以上、ムーディーズ社の格付けでP－1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付けを付与されたもの、または格付けを付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用格付であると判断するものとします。

ファンドの投資対象および純資産価格は市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成され、ファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンド資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンド運用開始直後、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

⑥ NZドル マネー マーケット ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、(i) ニュージーランド政府・その機関および下部機構、その他の国・その機関および下部機構、国際機関の証券、(ii) ニュージーランド内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、(iii) ニュージーランド内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、ならびに(iv) ファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象も含まれます。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドはまた、高い格付けを有する金融機関との間で信用度の高い証券により十分に担保された買戻し条件付契約（現先契約）を締結することができます。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行するか買戻し期間が経過するより前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却しません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付けでA－1以上、ムーディーズ社の格付けでP－1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付けを付与されたもの、または格付けを付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用格付であると判断するものとします。

ファンドの投資対象および純資産価格は市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成され、ファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンド資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンド運用開始直後、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

（３）【運用体制】

ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームおよびクレジット・リサーチ・チームが中心となって、各ファンドの運用リスクを適切に管理し、これらファンドのポートフォリオを構築しています。

ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームは、投資対象やファンドタイプによって分かれている同社のインベスト部門のチームのひとつで、ポートフォリオ・マネジャー３名で構成されています。また、クレジット・リサーチ・チームも同社インベスト部門のチームのひとつです。

各ファンドの運用は、ファンドの純資産総額、経済ファンダメンタルズ、金利リスクおよびクレジット・リスクなどの分析を通して、ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドにおいて毎月開かれるフィックス・インカム・インベストメント委員会で決定される投資方針を基に実行されます。

各ファンドの運用を中心的に行っているノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドのチームの人員構成は以下のとおりです。

マネー・マーケット・ファンド・チーム	
ポートフォリオ・マネジャー	３名
クレジット・リサーチ・チーム	
信用分析アナリスト	３名

なお、この情報は2014年４月末日現在のものであり、随時変更されます。

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ファンドの運用をノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドに委託しており、ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。投資顧問契約は、管理会社が投資顧問会社に対して、もしくは投資顧問会社が管理会社に対して契約の終了日の３ヶ月以上前に書面による通知を行った場合、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。

（４）【分配方針】

管理会社は、各ファンドのファンド証券の１口当り純資産価格をそれぞれ１米セント、１ユーロ・セント、１豪セント、１英ペンス、１カナダセント、１NZセントに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。

ファンド証券については、当該ファンド証券の買付注文の受渡日当日から買戻請求の受渡日の前日までの期間について、分配が行われます。

毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグ、日本およびその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後）は当該再投資日の直前の取引日に決定される１口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

各ファンドの１口当り純資産価額が再投資日の直前の取引日に１米セント、１ユーロ・セント、１豪セント、１英ペンス、１カナダセント、１NZセントを下回る場合、再投資は、前取引日の１口当り純資産価格が１米セント、１ユーロ・セント、１豪セント、１英ペンス、１カナダセント、１NZセントである取引日（「繰延再投資日」）まで繰り延べられ、本来の再投資日の前日（当日を含みます。）までに宣言されたすべての分配金は繰延再投資日に再投資されます。再投資日以降繰延再投資日までに生じた分配金は、翌再投資日に再投資されます。

分配の結果、トラストの純資産総額が2010年法に規定されている最低金額（125万ユーロ）を下回る場合は、分配を行うことができません。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、トラストに帰属します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

ファンド約款（第６条）に従い、ファンド資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守します。

- １．管理会社は、ファンドのために、同一発行体の証券へのファンドの投資総額が、ファンドの純資産総額の10%を超える場合は、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできません。かかる制限は、経済協力開発

機構（「OECD」）加盟国もしくはその地方公共団体または（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）

EUの公的国際機関が発行または保証する証券または当該証券を担保とする買戻し条件付契約には適用されません。

2. 管理会社は、ファンドのために、当該投資の結果、トラストの保有が同一発行体の発行する発行済有価証券の10%を超えることとなるような投資をしません。
3. 管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式または出資に対する投資も行いません。
4. 管理会社は、ファンドのために、当該投資の結果、オープン・エンド型の投資信託の受益証券へのファンドの投資総額が、ファンドの純資産総額の10%を超える場合は、かかる投資信託証券にファンド資産を投資しません。ファンドは、かかる投資信託の投資目的および投資方針が、ファンドの投資目的および投資方針と類似する場合以外は、かかる投資信託証券に投資しません。さらに、トラストと同一のプロモーターを有する投資信託に投資が行われる場合、ファンドのかかる投資資産に対し、発行手数料またはその他の取得費用および管理または顧問報酬は負担させません。

ただし、管理会社の取締役会は、ファンドが2010年法第174条第2項に従い、マネー・マーケット証券への投資のみを目的とする投資信託に適用される減額税率の適用資格を有する限り、管理会社は他の投資信託の受益証券に投資しません。管理会社は、ファンドのために、会社型投資信託の投資証券を取得しません。

5. 管理会社は、ファンドのために、不動産を購入または販売しません。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくは不動産上の権利を担保としている証券、または不動産もしくは不動産上の権利に投資している会社が発行する証券に投資することができます。
6. 管理会社は、ファンドのために、商品、商品契約または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する契約を締結してはならず、本制限上、かかる商品には貴金属およびこれらを表章する証券も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引する会社の証券の売買を行うことができます。ただし、この制限は適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融証書、株価指数および外国為替についての金融先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション）の売買を行うことを妨げるものではありません。
7. 管理会社は、ファンドのために、証券を信用で購入しません（ただし、下記14. および15. 記載の金融先物取引および為替契約の取得に関連して必要と見做される場合は、この限りではなく、また管理会社は、ファンドのために、組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。）。また、管理会社は、証券の空売りをしません。
8. 管理会社は、ファンドのために、金銭その他の貸付けをしません。ただし、本制限において、適格な組入証券の取得は、金銭その他の貸付けとは見做しません。さらに、本制限は、管理会社がファンドの組入証券の貸付けを行うことを妨げません。
9. 管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れをしません。また、借入れをする場合は、ファンド証券の買戻し等の臨時または緊急の目的のための一時的措置として銀行からのみ行います。管理会社は、ファンドのために、既になされた約束を実行する場合または引受権を行使する場合を除いては、ファンドに借入れがある限りは証券を購入しません。
10. 管理会社は、ファンドのために、上記9. 記載の借入れおよび下記14. および15. 記載の金融先物取引および為替契約に関連して必要な場合を除いては、ファンドが所有もしくは保有する証券に抵当権もしくは質権等の担保権を設定せず、いかなる方法であれ当該証券を負債の担保として譲渡しません。
11. 管理会社は、ファンドのために、非上場・非登録の証券^(※)や市場性のない証券または法的もしくは契約上の制限により容易に販売できない証券または市場性のない証券には、当該取引の直後および取引の結果、ファンドの純資産総額の10%を超えることとなるような投資はしません。

（※公認の証券取引所またはその他の規制市場で取引されていない証券をいいます。）

12. 管理会社は、ファンドのために、他の発行体の証券を引受けません。
13. 管理会社は、ファンドのために、法令または行政慣行に定められた条件および制限範囲内で、譲渡性のある証券に関して種々の投資技術または手段を用いることができます。ただし、かかる投資技術または手段は、組入証券を有効に運用する目的で用いるものとし、オプションに関して、
 - a) 管理会社は、ファンドのために、証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資しません。ただし（i）当該オプションが証券取引所に上場されまたは規制ある市場において取引されているもので、かつ（ii）当該オプションの取得価格（プレミアム）がファンドの純資産総額の15%を超えない場合を除きます。
 - b) 管理会社は、ファンドのために、証券のコール・オプションを売却することができません。ただし、管理会社は、ファンドのために、アンカバード・コール・オプションの行使価格の総額が、ファンドの純資産の25%を超えない場合アンカバード・コール・オプションを売却することができます（ただし、管理会社は、当該オプション販売の結果のポジションのカバーを常に確保し得る状況でなければなりません。）。

- c) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合にのみ、証券のプット・オプションを発行することができます。
14. 管理会社は、ファンドのために、外国為替に関する契約を行ってはなりません。ただし、管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、以下に従い、為替先渡契約を行い、為替についてのコール・オプションを発行し、プット・オプションを買付けることができます。
- a) これらの取引は、（公認で公開された）経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約のみを対象として行うものとします。ただし、管理会社は、ファンドのために、これらの取引に習熟している格付けの高い金融機関と個別の契約により通貨または外国通貨の先渡売買を行うことができます。
- b) 一通貨に関する取引は、原則として当該通貨建の総資産の評価額または当該資産の存続期間を超えてはなりません。ただし、管理会社は、ファンドのために、当該取引コストがファンドにとり有利である場合（同一の取引相手方との契約により）クロス取引を通じ関係通貨を買付けることができます。
15. 管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行いません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
- a) 管理会社は、ファンドのために、ファンド資産の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンド資産の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物契約に関する契約残高を保有することができます。
- b) 管理会社は、ファンドのために、効率的なポートフォリオの運用を目的として、金融先物買付契約を締結することができます。ただし、当該先物ポジションに見合った額の十分な現金、短期債券もしくは証書（上記制限13. c)に従い、ファンドが保有しなければならないかもしれない流動資産は除きます。）または事前に決められている価格で売却可能な証券を保有する場合に限ります。
16. 管理会社は、ファンドのために、インデックス・オプション取引を行いません。

ファンドは、上記15. 記載の取引を行う場合、これらの取引が定期的に取引が行われ、公認かつ公開の規制ある市場で取引される契約に限られます。

ファンドの資産の価格の後発的変動により、上記の1.、2.、4.、および11. 記載の制限に抵触する事態が生じた場合は、投資有価証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつ、当該事態を是正することを特に優先します。

ファンドは、(a) 管理会社、(b) その関係会社、(c) 管理会社もしくはその関係会社の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けまたは金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ、国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i) 公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または(ii) 適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

ルクセンブルグの適用法令（2010年法、2013年法、および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、通達、金融監督委員会の解釈、並びに具体的には、投資信託が利用する譲渡性証券や短期金融商品に係る手法および商品に適用される金融監督委員会通達08/356の規定（これらの法令が随時改正または代替される新法令））により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レポ契約・逆レポ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に依り、上記の金融監督委員会通達のセクションI. C. a)に記載される規定に従い、(a) 日々純資産価額を計算し、かつAAAまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b) 短期性銀行預金、(c) 2002年12月20日の投資信託に関する法律の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則で定義される短期金融商品、(d) EU加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界的規模のEUに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e) 十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f) 逆レポ契約取引に対し、ファンドの投資目的および投資方針と相容れる方法で再投資することができます。

管理会社は、ファンド証券が販売される諸国の法令に従うために受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時規定することができます。

3【投資リスク】

①リスク要因

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、トラストおよび各ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

ファンドは、債券や短期金融商品など値動きのある証券に投資します。これらの投資対象には、主に以下のような性質があり、ファンド証券の1口当り純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となります。従って、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、ファンド証券1口当り純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

(i) 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇すると、債券価格は下落し、ファンド証券の1口当り純資産価格が下落する要因となります。また、金利が低下すると短期金融商品からの収益が減少する要因となります。

(ii) 信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行リスク）をいいます。一般に債務不履行が発生する場合、またはそのおそれがある場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当り純資産価格が下落する要因となります。

また、発行体の信用格付の変更に伴い、債券および短期金融商品の価格が下落するリスクもあります。

(iii) 為替リスク

US マネー マーケット ファンドは米ドル、ユーロ マネー マーケット ファンドはユーロ、豪ドル マネー マーケット ファンドは豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドは英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドはカナダドル、NZドル マネー マーケット ファンドはNZドルを基準通貨としています。従って、日本円で投資する投資家は、外国為替市場の変動を反映して、その保有する価値が、円貨換算することにより、当初投資した金額を下回ることがありますのでご留意下さい。

(iv) 純資産価格が一定のファンド（constant Net Asset Value fund）のリスク

ファンドは、受益者が受益証券を換金もしくは購入する際の純資産価格を一定（各ファンドについてそれぞれ1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセント、1NZセント）に保つことをめざすファンドです。ただし、ファンドの保有資産の純資産額は変動し、市場価格は、換金時または購入時の受益証券の1口当り純資産価格（各ファンドについてそれぞれ1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセント、1NZセント）から乖離することがあります。受益証券の1口当り純資産価格を一定に維持するために、ファンドは償却原価法により資産を評価します。償却原価法によって決定した評価額と市場価格に基づく評価額の差が規定の範囲を超えた場合には、管理会社またはその指定する代理人は、その差を縮小するための措置（純資産価格を一定に保つために、各受益者の保有口数を減少させるなどの措置）をとる必要があります。また、受益者から想定外の大量の換金があった場合、ファンドは、元本を割り込むような、購入時よりも低い価格で資産を売却せざるを得なくなり、その結果、純資産価格を一定に維持できない可能性があります。

(v) 証券貸付、買戻取引権の売買およびレポ・逆レポ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されるとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レポ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、(ii) 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを受益者は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレポ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、(ii) 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを受益者は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、(A) ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出された証券の価格を下回る価格で換金されることになりうるというリスク、(B) 現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、(i) 相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、(ii) ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または(iii) 回収額が担保物件の金額を下回るというリスク、また(C) 貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを受益者は特に承知していなければなりません。

※純資産価格の変動要因は上記に限定されるものではありません。

ファンドのリスク特性

・U S マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にすることで（加重平均残存期間は60日以下）軽減されます。

ファンドは、主に、米ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券は、S & P社の格付けでA-1以上、ムーディーズ社の格付けでP-1と質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・ユーロ マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にすることで（加重平均残存期間は60日以下）軽減されます。

ファンドは、主に、ユーロ建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券は、S & P社の格付けでA-1以上、ムーディーズ社の格付けでP-1と質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・豪ドル マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にすることで（加重平均残存期間は60日以下）軽減されます。

ファンドは、主に、豪ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券は、S & P社の格付けでA-1以上、ムーディーズ社の格付けでP-1と質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・英ポンド マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にすることで（加重平均残存期間は60日以下）軽減されます。

ファンドは、主に、英ポンド建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券は、S & P社の格付けでA-1以上、ムーディーズ社の格付けでP-1と質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・カナダドル マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で（加重平均残存期間は60日以下）軽減されます。

ファンドは、主に、カナダドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券は、S & P社の格付けでA-1以上、ムーディーズ社の格付けでP-1と質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・NZドル マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で（加重平均残存期間は60日以下）軽減されます。

ファンドは、主に、NZドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券は、S & P社の格付けでA-1以上、ムーディーズ社の格付けでP-1と質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

利益相反

投資顧問会社、副投資顧問会社および／または保管受託銀行および管理事務代行会社（各々の取締役、役員、従業員を含む）に利益相反が生じることがあります。つまり、投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行、および管理事務代行会社は、トラストのためにのみ、その役務を行うのではなく、トラストの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資顧問会社、副投資顧問会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、トラストが(i) 投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に關係する投資を行うことがあるという事実、または(ii) 投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しトラストの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、トラストに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、トラストの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社が関わる取引行動についてトラストに通知します。

投資顧問会社、副投資顧問会社は、そのすべての時間または大半の時間をトラストの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資顧問契約および副投資顧問契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

諸規制やトラストの投資方針により、投資顧問会社、副投資顧問会社により運用される他の運用口座または投資ビークルに提供される投資の機会への参加を、トラストが禁じられることがあります。

さらに、利益相反は、保管受託銀行および評価代理人が同一の事業体であることによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されます。保管受託銀行および評価代理人の業務を行うにあたっては、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において2013年法に従い受益者に開示します。

②リスクに対する管理体制

各ファンドのリスク管理体制については、「運用体制」をご参照下さい。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 日本国内における申込手数料
日本国内において購入時には申込手数料は徴収されません。
- ② 海外における申込手数料
海外において申込手数料は徴収されません。

（２）【買戻し手数料】

- ① 日本国内における買戻し手数料
日本国内において買戻し手数料は徴収されません。
- ② 海外における買戻し手数料
海外において買戻し手数料は徴収されません。

（３）【管理報酬等】

① 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、トラスト資産から年間15,000米ドルのトラスト管理報酬を受領します。

（i）US マネー マーケット ファンド

投資顧問会社は、ファンド資産から四半期末毎に、以下の料率の報酬を受領します。

純資産総額	年率
2億5,000万米ドルまでの部分	0.150%
2億5,000万米ドル超5億米ドルまでの部分	0.125%
5億米ドル超20億米ドルまでの部分	0.100%
20億米ドル超の部分	0.075%

副投資顧問会社は、投資顧問会社に支払われる投資顧問報酬から報酬を受領します。

（ii）ユーロ マネー マーケット ファンド

投資顧問会社は、ファンド資産から四半期末毎に、以下の料率の報酬を受領します。

純資産総額	年率
2億ユーロまでの部分	0.150%
2億ユーロ超4億ユーロまでの部分	0.125%
4億ユーロ超16億ユーロまでの部分	0.100%
16億ユーロ超の部分	0.075%

（iii）豪ドル マネー マーケット ファンド

投資顧問会社は、ファンド資産から四半期末毎に、以下の料率の報酬を受領します。

純資産総額	年率
4億豪ドルまでの部分	0.150%
4億豪ドル超8億豪ドルまでの部分	0.125%
8億豪ドル超32億豪ドルまでの部分	0.100%
32億豪ドル超の部分	0.075%

（iv）英ポンド マネー マーケット ファンド

投資顧問会社は、ファンド資産から四半期末毎に、以下の料率の報酬を受領します。

純資産総額	年率
1億5,000万英ポンドまでの部分	0.150%
1億5,000万英ポンド超3億英ポンドまでの部分	0.125%
3億英ポンド超12億英ポンドまでの部分	0.100%
12億英ポンド超の部分	0.075%

(v) カナダドル マネー マーケット ファンド

投資顧問会社は、ファンド資産から四半期末毎に、以下の料率の報酬を受領します。

純資産総額	年率
4億カナダドルまでの部分	0.150%
4億カナダドル超8億カナダドルまでの部分	0.125%
8億カナダドル超32億カナダドルまでの部分	0.100%
32億カナダドル超の部分	0.075%

(vi) NZドル マネー マーケット ファンド

投資顧問会社は、ファンド資産から四半期末毎に、以下の料率の報酬を受領します。

純資産総額	年率
4億NZドルまでの部分	0.150%
4億NZドル超8億NZドルまでの部分	0.125%
8億NZドル超32億NZドルまでの部分	0.100%
32億NZドル超の部分	0.075%

2013年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払った管理報酬および投資顧問報酬は、US マネー マーケット ファンドにつき818,933米ドル、ユーロ マネー マーケット ファンドにつき0ユーロ、豪ドル マネー マーケット ファンドにつき3,456,214豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき42,053英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき197,089カナダドル、NZドル マネー マーケット ファンドにつき1,167,213NZドルでした。

② 保管報酬

保管受託銀行は、ファンド資産から、関連するファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.04%以下の保管報酬を各四半期末毎に受領する権利を有します（管理報酬相当額（年間15,000米ドル）は保管報酬から差引かれます。）。かかる報酬はファンドの純資産総額に応じたものであり、四半期毎に支払われます。また、電話、テレックス、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費ならびにトラスト資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の通常の保管料は、トラスト負担です。

2013年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払った保管報酬は、US マネー マーケット ファンドにつき419,901米ドル、ユーロ マネー マーケット ファンドにつき119ユーロ、豪ドル マネー マーケット ファンドにつき1,269,234豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき18,435英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき52,786カナダドル、NZドル マネー マーケット ファンドにつき348,810NZドルでした。

③ 登録・名義書換事務、支払、管理事務代行、発行会社代理人報酬

管理会社は、ファンドに代わり、登録・名義書換事務、支払、管理事務代行会社、発行会社代理人に対して合理的な額の実費を支払います。

④ 代行協会員報酬

代行協会員は、毎月、当該月中のトラストの日々の純資産総額の平均額の年率0.1%以下の報酬を受領する権利を有します。

2013年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払った代行協会員報酬は、US マネー マーケット ファンドにつき871,323米ドル、ユーロ マネー マーケット ファンドにつき0ユーロ、豪ドル マネー マーケット ファンドにつき3,158,993豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき44,347英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき131,391カナダドル、NZドル マネー マーケット ファンドにつき867,638NZドルでした。

⑤ 販売会社報酬

日本における販売会社は、毎月末毎に、当該月中の各ファンド（当該販売会社が販売し買戻されていない分）の日々の純資産総額の平均額の年率0.4%以下の報酬を受領する権利を有します。

2013年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払った販売会社報酬は、US マネー マーケット ファンドにつき2,266,535米ドル、ユーロ マネー マーケット ファンドにつき0ユーロ、豪ドル マネー マーケット ファンドにつき12,635,977豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき111,630英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき410,090カナダドル、NZドル マネー マーケット ファンドにつき3,470,560NZドルでした。

⑥ 評価代理人報酬

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

（４）【その他の手数料等】

トラストはその他以下の費用も負担することができます。

（a）トラスト資産および収益に課せられる一切の税金

トラストが負担する税金は、トラストの純資産総額に対し四半期毎に課せられる年率0.01%の年次税およびトラストの投資証券の収益支払の際に当該支払国において徴収される源泉徴収税等です。

（b）トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料**（c）代行協会員が負担したすべての合理的な実費および費用****（d）受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法的費用****（e）その他、次の費用を含む管理費用**

- ・ 券面印刷費
 - ・ 約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含めその他のトラストに関する書類を作成、印刷し、既存および将来の投資者に配付し、ファンド証券の販売またはトラストに関し管轄権を有する一切の監督当局（その他の証券業協会を含みます。）に提出する費用
 - ・ 法律または上記監督当局の所管する諸規則のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質上の受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成かつ配付する費用
 - ・ 会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用
 - ・ 受益者への通知公告の作成、配付費用
 - ・ 弁護士および監査人の報酬
 - ・ ファンド証券が上場される証券取引所の上場許可および上場維持のための諸費用
- （注）現在、ファンド証券は上場されていません。

・ 以上に類似するすべての管理費用

ただし、一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除きます（ただし、管理会社がこれと異なる決定をする場合は除きます。）。

2013年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払ったその他の費用は、U S マネー マーケット ファンドにつき643,623米ドル、ユーロ マネー マーケット ファンドにつき62,369ユーロ、豪ドル マネー マーケット ファンドにつき613,313豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき13,523英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき22,657カナダドル、N Z ドル マネー マーケット ファンドにつき173,096N Z ドルでした。

なお、一部の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2014年4月末現在の報酬率は以下の通りです。

ただし、今後の金利水準に応じて、変動する可能性があります。

投資顧問報酬 (含む副投資顧問報酬)	<US マネー マーケット ファンド>	年率0.015%
	<ユーロ マネー マーケット ファンド>	年率0.015%
	<豪ドル マネー マーケット ファンド>	
	4億豪ドルまでの部分	年率0.150%
	4億豪ドル超8億豪ドルまでの部分	年率0.125%
	8億豪ドル超32億豪ドルまでの部分	年率0.100%
	32億豪ドル超の部分	年率0.075%
	<英ポンド マネー マーケット ファンド>	年率0.055%
	<カナダドル マネー マーケット ファンド>	
	4億カナダドルまでの部分	年率0.150%
保管報酬	4億カナダドル超8億カナダドルまでの部分	年率0.125%
	8億カナダドル超32億カナダドルまでの部分	年率0.100%
	32億カナダドル超の部分	年率0.075%
	<NZドル マネー マーケット ファンド>	
	4億NZドルまでの部分	年率0.150%
	4億NZドル超8億NZドルまでの部分	年率0.125%
	8億NZドル超32億NZドルまでの部分	年率0.100%
	32億NZドル超の部分	年率0.075%
	US マネー マーケット ファンド	年率0.008%
	ユーロ マネー マーケット ファンド	年率0.008%
代行協会員報酬	豪ドル マネー マーケット ファンド	年率0.040%
	英ポンド マネー マーケット ファンド	年率0.024%
	カナダドル マネー マーケット ファンド	年率0.040%
	NZドル マネー マーケット ファンド	年率0.040%
	US マネー マーケット ファンド	年率0.016%
	ユーロ マネー マーケット ファンド	年率0.016%
	豪ドル マネー マーケット ファンド	年率0.100%
販売会社報酬	英ポンド マネー マーケット ファンド	年率0.058%
	カナダドル マネー マーケット ファンド	年率0.100%
	NZドル マネー マーケット ファンド	年率0.100%
	US マネー マーケット ファンド	年率0.042%
	ユーロ マネー マーケット ファンド	年率0.042%
	豪ドル マネー マーケット ファンド	年率0.400%
	英ポンド マネー マーケット ファンド	年率0.146%
	カナダドル マネー マーケット ファンド	年率0.300%
	NZドル マネー マーケット ファンド	年率0.400%

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。

トラストの設定費用は全額償却されました。新たなサブ・ファンドの設定費用は、5年間で償却されます。

(5) 【課税上の取扱い】

トラストは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- ② 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されません。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315% (注)	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

(注) 復興特別所得税を含みます。以下同じです。

- ③ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
--	-------------	-------------

所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

- ④ 法人の益金不算入の適用は認められません。
- ⑤ ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- ⑥ 償還益については、表示通貨ベースの償還価額が元本相当額（管理会社が算出します。）を上回る額は利子所得とされ、分配金と同じ扱いとなります。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（い）ＵＳ マネー マーケット ファンド

（2014年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
譲渡性預金	イギリス	558,823,630	12.37
	アメリカ合衆国	551,000,000	12.20
	オーストラリア	520,759,773	11.53
	シンガポール	192,463,695	4.26
	香港	191,927,058	4.25
	小計	2,014,974,156	44.61
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	421,945,797	9.34
	フランス	375,853,174	8.32
	シンガポール	274,434,894	6.08
	イギリス	91,994,942	2.04
	小計	1,164,228,808	25.78
変動利付債	イギリス	301,969,252	6.69
	アメリカ合衆国	91,576,158	2.03
	小計	393,545,410	8.71
確定利付債	イギリス	101,000,000	2.24
	小計	101,000,000	2.24
小計		3,673,748,374	81.33
現金・その他の資産（負債控除後）		843,105,379	18.67
合計（純資産総額）		4,516,853,753 (約463,474百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(ii) ユーロ マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
譲渡性預金	イギリス	119,452,744	36.98
	フランス	18,985,289	5.88
	小計	138,438,033	42.86
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	イギリス	43,477,182	13.46
	ドイツ	15,992,804	4.95
	マルタ	14,493,044	4.49
	ニュージーランド	9,497,215	2.94
	オーストラリア	9,494,278	2.94
	スウェーデン	9,493,505	2.94
	シンガポール	9,493,355	2.94
	小計	111,941,384	34.66
変動利付債	イギリス	9,601,467	2.97
	小計	9,601,467	2.97
小計		259,980,884	80.49
現金・その他の資産（負債控除後）		63,003,320	19.51
合計（純資産総額）		322,984,204 (約45,780百万円)	100.00

(iii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	809,322,398	28.40
	シンガポール	290,802,635	10.21
	フランス	290,299,764	10.19
	ルクセンブルグ	93,452,318	3.28
	オランダ	92,521,987	3.25
	小計	1,576,399,103	55.32
譲渡性預金	オーストラリア	570,193,135	20.01
	香港	93,918,447	3.30
	小計	664,111,582	23.31
変動利付債	イギリス	95,000,000	3.33
	小計	95,000,000	3.33
確定利付債	イギリス	70,667,236	2.48
	小計	70,667,236	2.48
小計		2,406,177,920	84.44
現金・その他の資産（負債控除後）		443,363,869	15.56
合計（純資産総額）		2,849,541,790 (約271,447百万円)	100.00

(iv) 英ポンド マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（英ポンド）	投資比率（%）
譲渡性預金	イギリス	27,486,986	37.98
	ベルギー	4,499,261	6.22
	小計	31,986,247	44.20
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	イギリス	6,997,340	9.67
	フランス	5,495,259	7.59
	スウェーデン	5,494,781	7.59
	香港	4,994,665	6.90
	オーストラリア	4,797,865	6.63
	ドイツ	2,998,318	4.14
	小計	30,778,227	42.53
小計		62,764,474	86.73
現金・その他の資産（負債控除後）		9,606,476	13.27
合計（純資産総額）		72,370,950 (約12,496百万円)	100.00

(v) カナダドル マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（カナダドル）	投資比率（%）
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	20,959,705	15.78
	ルクセンブルグ	19,981,839	15.04
	オーストラリア	18,994,403	14.30
	カナダ	10,490,837	7.90
	オランダ	10,483,708	7.89
	シンガポール	10,472,816	7.88
	小計	91,383,308	68.79
譲渡性預金	イギリス	10,475,853	7.89
	小計	10,475,853	7.89
確定利付債	カナダ	3,313,932	2.49
	小計	3,313,932	2.49
小計		105,173,093	79.17
現金・その他の資産（負債控除後）		27,672,988	20.83
合計（純資産総額）		132,846,081 (約12,448百万円)	100.00

(vi) NZドル マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (NZドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	161,727,849	23.78
	フランス	53,671,201	7.89
	シンガポール	52,938,321	7.79
	ニュージーランド	44,724,517	6.58
	小計	313,061,888	46.04
譲渡性預金	オーストラリア	107,833,018	15.86
	イギリス	53,901,904	7.93
	小計	161,734,922	23.78
変動利付債	イギリス	45,000,000	6.62
	小計	45,000,000	6.62
確定利付債	イギリス	19,013,431	2.80
	小計	19,013,431	2.80
小計		538,810,241	79.24
現金・その他の資産（負債控除後）		141,180,826	20.76
合計（純資産総額）		679,991,067 (約59,798百万円)	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(i) US マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	DBS BANK LTD FRN 14/04/15	イギリス	変動利付債	0.22705	2015年4月14日	120,000,000	99.98	119,975,712	99.98	119,976,777	2.66
2	MITSUBISHI CORP FIN 0.24% 11/06/14	イギリス	確定利付債	0.24	2014年6月11日	101,000,000	100.00	101,000,000	100.00	101,000,000	2.24
3	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 30/04/14	オーストラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年4月30日	101,000,000	99.94	100,937,615	100.00	101,000,000	2.24
4	CHIBA BANK LTD NY CD 0.26% 04/06/14	アメリカ 合衆国	譲渡性預金	0.26	2014年6月4日	101,000,000	100.00	101,000,000	100.00	101,000,000	2.24
5	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 12/05/14	オーストラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年5月12日	101,000,000	99.94	100,936,214	99.99	100,991,589	2.24
6	SUMITOMO MITSUI SING CD 0% 30/05/14	シンガ ポール	譲渡性預金	0.00	2014年5月30日	101,000,000	99.94	100,938,764	99.98	100,979,812	2.24
7	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ AU CD 0% 16/06/14	オーストラリア	譲渡性預金	0.00	2014年6月16日	101,000,000	99.94	100,936,746	99.97	100,968,373	2.24
8	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK CD 0% 03/07/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年7月3日	101,000,000	99.94	100,941,314	99.96	100,958,726	2.24
9	BNP PARIBAS HONG KONG CD 0% 07/7/14	香港	譲渡性預金	0.00	2014年7月7日	101,000,000	99.94	100,941,314	99.96	100,956,147	2.24
10	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 17/07/14	オーストラリア	譲渡性預金	0.00	2014年7月17日	101,000,000	99.94	100,936,214	99.95	100,945,326	2.23
11	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 01/08/14	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年8月1日	101,000,000	99.94	100,936,158	99.94	100,940,027	2.23
12	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 25/06/14	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月25日	93,000,000	99.95	92,950,117	99.97	92,969,636	2.06
13	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 25/06/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年6月25日	93,000,000	99.94	92,945,369	99.96	92,966,746	2.06
14	SHIZUOKA BANK NY CD 0.22% 22/07/14	アメリカ 合衆国	譲渡性預金	0.22	2014年7月22日	92,000,000	100.00	92,000,000	100.00	92,000,000	2.04
15	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 09/05/14	イギリス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年5月9日	92,000,000	99.95	91,955,606	99.99	91,994,942	2.04
16	NORINCHUKIN BANK LDN CD 0% 19/05/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年5月19日	92,000,000	99.94	91,948,853	99.99	91,989,081	2.04

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
17	NATIXIS SINGAPORE CP 10/06/14	シンガ ポール	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月10日	92,000,000	99.96	91,966,739	99.98	91,978,005	2.04
18	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ AU CD 0% 03/07/14	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2014年7月3日	92,000,000	99.93	91,939,575	99.95	91,957,503	2.04
19	CBA FRN 25/06/14	アメリカ 合衆国	変動利付債	0.73285	2014年6月25日	91,500,000	100.22	91,698,555	100.08	91,576,158	2.03
20	SUMITOMO MITSUI SING CD 0% 27/05/14	シンガ ポール	譲渡性預金	0.00	2014年5月27日	91,500,000	99.94	91,445,082	99.98	91,483,883	2.03
21	NATIXIS SINGAPORE CP 24/06/14	シンガ ポール	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月24日	91,500,000	99.94	91,441,579	99.96	91,465,074	2.02
22	CHIBA BANK LTD NY CD 0.24% 01/07/14	アメリカ 合衆国	譲渡性預金	0.24	2014年7月1日	91,000,000	100.00	91,000,000	100.00	91,000,000	2.01
23	NAB LONDON FRN 19/02/15	イギリス	変動利付債	0.23455	2015年2月19日	91,000,000	100.00	91,000,000	100.00	91,000,000	2.01
24	DEUTSCHE BANK NY CD 0.23% 30/05/14	アメリカ 合衆国	譲渡性預金	0.23	2014年5月30日	91,000,000	100.00	91,000,000	100.00	91,000,000	2.01
25	DBS BANK LTD FRN 25/02/15	イギリス	変動利付債	0.23435	2015年2月25日	91,000,000	99.99	90,990,900	99.99	90,992,475	2.01
26	NATIXIS SINGAPORE CP 12/05/14	シンガ ポール	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年5月12日	91,000,000	99.93	90,939,298	99.99	90,991,815	2.01
27	NORINCHUKIN BANK LDN CD 0% 27/05/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年5月27日	91,000,000	99.94	90,946,544	99.98	90,984,312	2.01
28	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 05/06/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月5日	91,000,000	99.95	90,953,513	99.98	90,981,809	2.01
29	SOCIETE GENERALE CP 05/06/14	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月5日	91,000,000	99.94	90,946,544	99.98	90,979,082	2.01
30	DEUTSCHE BANK AG SYDNEY CP 10/06/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月10日	91,000,000	99.94	90,944,221	99.97	90,975,142	2.01

(ii) ユーロ マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (ユーロ)		時価 (ユーロ)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	MITSUBISHI UFJ TR CD 0% 07/05/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年5月7日	24,000,000	99.93	23,983,398	99.99	23,998,694	7.43
2	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 07/07/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年7月7日	19,500,000	99.92	19,485,224	99.94	19,488,958	6.03
3	BNP PARIBAS SA CD 0% 01/08/14	フランス	譲渡性預金	0.00	2014年8月1日	19,000,000	99.91	18,982,283	99.92	18,985,289	5.88
4	TOYOTA KREDIETBANK GMBH CP 23/06/14	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月23日	16,000,000	99.94	15,990,139	99.96	15,992,804	4.95
5	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 06/06/14	イギリス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月6日	14,500,000	99.93	14,490,002	99.97	14,495,979	4.49
6	BMW MALTA FINANCE LTD CP 03/07/14	マルタ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年7月3日	14,500,000	99.94	14,491,414	99.95	14,493,044	4.49
7	SUMITOMO CORP CAP EUR CP 28/07/14	イギリス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年7月28日	14,500,000	99.92	14,487,732	99.92	14,488,001	4.49
8	MIZUHO BANK LDN CD 0% 11/07/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年7月11日	11,500,000	99.93	11,491,860	99.94	11,493,105	3.56
9	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 22/07/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年7月22日	10,500,000	99.92	10,491,779	99.93	10,492,501	3.25
10	RABOBANK NEDERLAND FRN 19/05/14	イギリス	変動利付債	0.637	2014年5月19日	9,600,000	100.18	9,617,760	100.02	9,601,467	2.97
11	SUMITOMO MITSUI LDN CD 0% 12/05/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年5月12日	9,500,000	99.94	9,494,132	99.99	9,499,209	2.94
12	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK CD 0% 23/05/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年5月23日	9,500,000	99.90	9,490,509	99.98	9,498,181	2.94
13	BANK AMERICA NA LDN CD 0% 03/06/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年6月3日	9,500,000	99.94	9,494,177	99.98	9,497,848	2.94
14	KIWIBANK CP 13/06/14	ニュー ジーラン ド	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月13日	9,500,000	99.94	9,494,177	99.97	9,497,215	2.94
15	CRED AGRICOLE CIB AUS CP 09/07/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年7月9日	9,500,000	99.92	9,492,562	99.94	9,494,278	2.94
16	SUMITOMO MITSUI BANKING LDN CD 0% 28/07/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年7月28日	9,500,000	99.89	9,489,583	99.94	9,493,900	2.94
17	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 15/07/14	イギリス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年7月15日	9,500,000	99.92	9,492,681	99.94	9,493,888	2.94

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (ユーロ)		時価 (ユーロ)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
18	NORDEA BANK AB CP 20/08/14	スウェーデン	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年 8 月20日	9,500,000	99.89	9,489,504	99.93	9,493,505	2.94
19	NATIXIS HONG KONG CP 23/07/14	シンガ ポール	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年 7 月23日	9,500,000	99.92	9,492,801	99.93	9,493,355	2.94
20	SUMITOMO MITSUI BANKING LDN CD 0% 21/08/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年 8 月21日	9,500,000	99.86	9,486,645	99.91	9,491,662	2.94
21	MIZUHO BANK LDN CD 0% 27/05/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年 5 月27日	6,500,000	99.93	6,495,713	99.98	6,498,685	2.01
22	SUMITOMO CORP CAP EUR CP 19/05/14	イギリス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年 5 月19日	5,000,000	99.97	4,998,339	99.99	4,999,314	1.55

（注）以上のほか、投資有価証券はありません。

(iii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (豪ドル)		時価 (豪ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 07/05/14	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年5月7日	103,000,000	99.35	102,328,342	99.95	102,947,173	3.61
2	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 12/05/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年5月12日	103,000,000	99.35	102,332,112	99.91	102,909,948	3.61
3	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ AU CD 0% 30/05/14	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2014年5月30日	103,000,000	99.34	102,317,203	99.78	102,774,902	3.61
4	OVERSEAS CHINESE BK CP 06/06/14	シンガ ポール	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月6日	103,000,000	99.33	102,307,153	99.73	102,721,355	3.60
5	WESTPAC BANK FRN 26/06/14	イギリス	変動利付債	2.775	2014年6月26日	95,000,000	100.00	95,000,000	100.00	95,000,000	3.33
6	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 20/06/14	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月20日	95,000,000	98.63	93,697,347	99.62	94,634,971	3.32
7	NATIXIS SINGAPORE CP 07/07/14	シンガ ポール	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年7月7日	95,000,000	99.32	94,353,651	99.49	94,517,014	3.32
8	AUSTRALIA NEW ZEALAND CP 12/05/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年5月12日	94,000,000	99.35	93,393,281	99.91	93,919,993	3.30
9	BNP PARIBAS HONG KONG CD 0% 12/5/14	香港	譲渡性預金	0.00	2014年5月12日	94,000,000	99.34	93,381,555	99.91	93,918,447	3.30
10	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ AU CD 0% 12/05/14	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2014年5月12日	94,000,000	99.56	93,582,958	99.91	93,917,959	3.30
11	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 15/05/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年5月15日	94,000,000	99.14	93,189,253	99.89	93,898,657	3.30
12	MIZUHO BK SYDNEY CD 0 % 27/05/14	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2014年5月27日	94,000,000	99.35	93,390,626	99.81	93,817,188	3.29
13	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 24/06/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月24日	94,000,000	99.32	93,365,323	99.60	93,620,574	3.29
14	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 24/06/14	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2014年6月24日	94,000,000	99.31	93,353,475	99.59	93,613,491	3.29
15	BARCLAYS BANK AUST CP 01/07/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年7月1日	94,000,000	99.33	93,369,831	99.54	93,570,654	3.28
16	NATIXIS SINGAPORE CP 01/07/14	シンガ ポール	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年7月1日	94,000,000	99.32	93,360,455	99.54	93,564,266	3.28

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (豪ドル)		時価 (豪ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
17	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 30/06/14	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2014年6月30日	94,000,000	99.28	93,325,001	99.53	93,561,969	3.28
18	BGL BNP PARIBAS CP 07/05/14	ルクセン ブルグ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年5月7日	93,500,000	99.34	92,886,946	99.95	93,452,318	3.28
19	TOYOTA FINANCE AUST CP 26/06/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年6月26日	93,500,000	99.13	92,688,078	99.58	93,111,096	3.27
20	ING BANK SYDNEY CP 12/05/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年5月12日	93,000,000	99.56	92,590,518	99.91	92,919,446	3.26
21	AGENCE CENT ORGANISMES CP 11/06/14	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年6月11日	93,000,000	99.33	92,381,455	99.70	92,717,621	3.25
22	BARCLAYS BANK AUST CP 30/06/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年6月30日	93,000,000	99.46	92,499,935	99.56	92,587,784	3.25
23	ABN AMRO BANK NV CP 08/07/14	オランダ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年7月8日	93,000,000	99.32	92,369,578	99.49	92,521,987	3.25
24	MIZUHO BK SYDNEY CD 0 % 11/07/14	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2014年7月11日	93,000,000	99.33	92,377,695	99.47	92,507,627	3.25
25	IBRD 5.75% 27/08/14	イギリス	確定利付債	5.75	2014年8月27日	70,000,000	102.58	71,805,461	100.95	70,667,236	2.48
26	TOYOTA FINANCE AUST CP 25/06/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年6月25日	53,000,000	99.13	52,537,669	99.59	52,784,245	1.85

(注) 以上のほか、投資有価証券はありません。

(iv) 英ポンド マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (英ポンド)		時価 (英ポンド)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	BANK AMERICA NA LDN CD 0.5% 22/7/14	イギリス	譲渡性預金	0.50	2014年7月22日	5,500,000	100.00	5,500,000	100.00	5,500,000	7.60
2	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 12/05/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年5月12日	5,500,000	99.87	5,492,879	99.98	5,499,061	7.60
3	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 04/06/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年6月4日	5,500,000	99.87	5,493,077	99.95	5,497,366	7.60
4	SOCIETE GENERALE LDN CD 0% 24/06/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年6月24日	5,500,000	99.87	5,492,939	99.92	5,495,779	7.59
5	NATIXIS CP 02/07/14	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年7月2日	5,500,000	99.88	5,493,152	99.91	5,495,259	7.59
6	NORDEA BANK AB CP 07/07/14	スウェー デン	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年7月7日	5,500,000	99.87	5,493,016	99.91	5,494,781	7.59
7	MITSUBISHI UFJ TR CD 0% 07/07/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年7月7日	5,500,000	99.88	5,493,629	99.91	5,494,780	7.59
8	OVERSEAS CHINESE BK HK CP 10/07/14	香港	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年7月10日	5,000,000	99.74	4,986,925	99.89	4,994,665	6.90
9	BNP PARIBAS FORTIS CD 0% 12/05/14	ベルギー	譲渡性預金	0.00	2014年5月12日	4,500,000	99.88	4,494,397	99.98	4,499,261	6.22
10	UNILEVER PLC CP 21/05/14	イギリス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年5月21日	4,500,000	99.78	4,489,903	99.97	4,498,605	6.22
11	TOYOTA KREDIETBANK GMBH CP 10/06/14	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月10日	3,000,000	99.85	2,995,445	99.94	2,998,318	4.14
12	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 11/06/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月11日	3,000,000	99.87	2,996,186	99.94	2,998,259	4.14
13	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 06/06/14	イギリス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年6月6日	2,500,000	99.87	2,496,853	99.95	2,498,734	3.45
14	ING BANK SYDNEY CP 16/05/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2014年5月16日	1,800,000	99.90	1,798,226	99.98	1,799,606	2.49

(注) 以上のほか、投資有価証券はありません。

(v) カナダドル マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (カナダドル)		時価 (カナダドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	BANQUE & CAISSE EPARGNE CP 21/05/14	ルクセン ブルグ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年5月21日	10,500,000	99.75	10,473,331	99.94	10,493,707	7.90
2	MACQUARIE BANK LTD CP 30/05/14	カナダ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年5月30日	10,500,000	99.74	10,472,205	99.91	10,490,837	7.90
3	ING BANK CP 25/06/14	オランダ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年6月25日	10,500,000	99.75	10,473,235	99.84	10,483,708	7.89
4	AGENCE CENT ORGANISMES CP 03/07/14	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年7月3日	10,500,000	99.75	10,473,525	99.82	10,481,380	7.89
5	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 08/07/14	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年7月8日	10,500,000	99.73	10,471,413	99.79	10,478,324	7.89
6	TORONTO DOM BK CD LN 0% 22/07/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年7月22日	10,500,000	99.75	10,473,525	99.77	10,475,853	7.89
7	NATIXIS SINGAPORE CP 28/07/14	シンガ ポール	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年7月28日	10,500,000	99.74	10,472,205	99.74	10,472,816	7.88
8	AUSTRALIA NEW ZEALAND CP 20/05/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年5月20日	10,000,000	99.75	9,974,814	99.94	9,994,403	7.52
9	BGL BNP PARIBAS CP 10/06/14	ルクセン ブルグ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年6月10日	9,500,000	99.72	9,473,369	99.88	9,488,132	7.14
10	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 30/04/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年4月30日	9,000,000	99.74	8,976,255	100.00	9,000,000	6.77
11	BANK NEDERLAND GEMEEN 4.75% 11/6/14	カナダ	確定利付債	4.75	2014年6月11日	3,300,000	100.97	3,331,845	100.42	3,313,932	2.49

(注) 以上のほか、投資有価証券はありません。

(vi) NZドル マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (NZドル)		時価 (NZドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 07/05/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年5月7日	54,000,000	99.76	53,868,919	99.94	53,969,414	7.94
2	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ AU CD 0% 07/05/14	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2014年5月7日	54,000,000	99.75	53,865,784	99.94	53,968,683	7.94
3	COMMONWEALTH BK AUST CP 12/05/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年5月12日	54,000,000	99.73	53,854,951	99.90	53,945,607	7.93
4	TORONTO DOM BK CD LN 0% 22/05/14	イギリス	譲渡性預金	0.00	2014年5月22日	54,000,000	99.75	53,866,232	99.82	53,901,904	7.93
5	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 30/05/14	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2014年5月30日	54,000,000	99.50	53,728,670	99.75	53,864,335	7.92
6	ING BANK SYDNEY CP 10/06/14	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年6月10日	54,000,000	99.46	53,707,829	99.65	53,812,828	7.91
7	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 07/07/14	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年7月7日	54,000,000	99.19	53,559,990	99.39	53,671,201	7.89
8	NATIXIS SINGAPORE CP 14/05/14	シンガ ポール	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年5月14日	53,000,000	99.75	52,867,830	99.88	52,938,321	7.79
9	NAB FRN 23/07/14	イギリス	変動利付債	3.45	2014年7月23日	45,000,000	100.00	45,000,000	100.00	45,000,000	6.62
10	KIWIBANK CP 08/07/14	ニュー ジーラン ド	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2014年7月8日	45,000,000	99.19	44,636,682	99.39	44,724,517	6.58
11	BANK NEDER GEMEE 10.5% 07/03/15	イギリス	確定利付債	10.50	2015年3月7日	18,000,000	106.30	19,134,000	105.63	19,013,431	2.80

(注) 以上のほか、投資有価証券はありません。

②【投資不動産物件】

該当ありません

③【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2013年５月から2014年４月における各月末ならびに下記の各会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。

（い）ＵＳ マネー マーケット ファンド

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
第13会計年度末 (2004年12月31日)	3,324,763	341,154	1	1.03
第14会計年度末 (2005年12月31日)	2,712,029	278,281	1	1.03
第15会計年度末 (2006年12月31日)	2,660,225	272,966	1	1.03
第16会計年度末 (2007年12月31日)	3,130,452	321,216	1	1.03
第17会計年度末 (2008年12月31日)	3,545,357	363,789	1	1.03
第18会計年度末 (2009年12月31日)	3,721,389	381,852	1	1.03
第19会計年度末 (2010年12月31日)	4,034,747	414,005	1	1.03
第20会計年度末 (2011年12月31日)	4,090,482	419,724	1	1.03
第21会計年度末 (2012年12月31日)	4,270,733	438,220	1	1.03
第22会計年度末 (2013年12月31日)	4,438,019	455,385	1	1.03
2013年５月末日	4,689,389	481,178	1	1.03
６月末日	4,663,660	478,538	1	1.03
７月末日	4,774,384	489,900	1	1.03
８月末日	4,854,363	498,106	1	1.03
９月末日	4,696,134	481,870	1	1.03
10月末日	4,638,295	475,935	1	1.03
11月末日	4,472,822	458,956	1	1.03
12月末日	4,438,019	455,385	1	1.03
2014年１月末日	4,736,300	485,992	1	1.03
２月末日	4,438,117	455,395	1	1.03
３月末日	4,494,069	461,136	1	1.03
４月末日	4,516,854	463,474	1	1.03

(ii) ユーロ マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ・セント	円
第6会計年度末 (2004年12月31日)	321,049	45,505	1	1.42
第7会計年度末 (2005年12月31日)	366,634	51,967	1	1.42
第8会計年度末 (2006年12月31日)	338,956	48,044	1	1.42
第9会計年度末 (2007年12月31日)	403,197	57,149	1	1.42
第10会計年度末 (2008年12月31日)	421,878	59,797	1	1.42
第11会計年度末 (2009年12月31日)	419,225	59,421	1	1.42
第12会計年度末 (2010年12月31日)	554,227	78,556	1	1.42
第13会計年度末 (2011年12月31日)	475,795	67,439	1	1.42
第14会計年度末 (2012年12月31日)	428,497	60,735	1	1.42
第15会計年度末 (2013年12月31日)	336,721	47,727	1	1.42
2013年5月末日	353,472	50,101	1	1.42
6月末日	349,328	49,514	1	1.42
7月末日	347,723	49,286	1	1.42
8月末日	343,964	48,753	1	1.42
9月末日	342,909	48,604	1	1.42
10月末日	342,069	48,485	1	1.42
11月末日	336,014	47,627	1	1.42
12月末日	336,721	47,727	1	1.42
2014年1月末日	328,198	46,519	1	1.42
2月末日	325,576	46,147	1	1.42
3月末日	322,842	45,760	1	1.42
4月末日	322,984	45,780	1	1.42

(iii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
第5会計年度末 (2004年12月31日)	1,281,386	122,065	1	0.95
第6会計年度末 (2005年12月31日)	1,420,563	135,323	1	0.95
第7会計年度末 (2006年12月31日)	1,609,452	153,316	1	0.95
第8会計年度末 (2007年12月31日)	1,713,355	163,214	1	0.95
第9会計年度末 (2008年12月31日)	2,825,211	269,130	1	0.95
第10会計年度末 (2009年12月31日)	2,634,671	250,979	1	0.95
第11会計年度末 (2010年12月31日)	3,287,457	313,163	1	0.95
第12会計年度末 (2011年12月31日)	3,605,195	343,431	1	0.95
第13会計年度末 (2012年12月31日)	3,346,546	318,792	1	0.95
第14会計年度末 (2013年12月31日)	3,089,340	294,291	1	0.95
2013年5月末日	3,219,832	306,721	1	0.95
6月末日	3,169,443	301,921	1	0.95
7月末日	3,137,735	298,901	1	0.95
8月末日	3,178,906	302,823	1	0.95
9月末日	3,107,492	296,020	1	0.95
10月末日	3,089,850	294,339	1	0.95
11月末日	3,091,060	294,454	1	0.95
12月末日	3,089,340	294,291	1	0.95
2014年1月末日	3,121,201	297,326	1	0.95
2月末日	3,067,219	292,183	1	0.95
3月末日	2,955,091	281,502	1	0.95
4月末日	2,849,542	271,447	1	0.95

(iv) 英債券 マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ペンス	円
第5会計年度末 (2004年12月31日)	63,879	11,030	1	1.73
第6会計年度末 (2005年12月31日)	120,850	20,867	1	1.73
第7会計年度末 (2006年12月31日)	83,331	14,389	1	1.73
第8会計年度末 (2007年12月31日)	166,442	28,740	1	1.73
第9会計年度末 (2008年12月31日)	123,795	21,376	1	1.73
第10会計年度末 (2009年12月31日)	110,940	19,156	1	1.73
第11会計年度末 (2010年12月31日)	98,996	17,094	1	1.73
第12会計年度末 (2011年12月31日)	93,739	16,186	1	1.73
第13会計年度末 (2012年12月31日)	86,718	14,974	1	1.73
第14会計年度末 (2013年12月31日)	73,196	12,639	1	1.73
2013年5月末日	75,545	13,044	1	1.73
6月末日	75,382	13,016	1	1.73
7月末日	76,126	13,145	1	1.73
8月末日	74,507	12,865	1	1.73
9月末日	73,551	12,700	1	1.73
10月末日	73,084	12,619	1	1.73
11月末日	72,477	12,515	1	1.73
12月末日	73,196	12,639	1	1.73
2014年1月末日	73,778	12,739	1	1.73
2月末日	73,228	12,644	1	1.73
3月末日	73,458	12,684	1	1.73
4月末日	72,371	12,496	1	1.73

(v) カナダドル マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千カナダドル	百万円	カナダセント	円
第2会計年度末 (2004年12月31日)	73,681	6,904	1	0.94
第3会計年度末 (2005年12月31日)	77,944	7,303	1	0.94
第4会計年度末 (2006年12月31日)	94,387	8,844	1	0.94
第5会計年度末 (2007年12月31日)	141,252	13,235	1	0.94
第6会計年度末 (2008年12月31日)	154,397	14,467	1	0.94
第7会計年度末 (2009年12月31日)	113,069	10,595	1	0.94
第8会計年度末 (2010年12月31日)	101,990	9,556	1	0.94
第9会計年度末 (2011年12月31日)	131,861	12,355	1	0.94
第10会計年度末 (2012年12月31日)	132,227	12,390	1	0.94
第11会計年度末 (2013年12月31日)	129,064	12,093	1	0.94
2013年5月末日	134,845	12,635	1	0.94
6月末日	134,197	12,574	1	0.94
7月末日	134,130	12,568	1	0.94
8月末日	134,388	12,592	1	0.94
9月末日	133,548	12,513	1	0.94
10月末日	132,580	12,423	1	0.94
11月末日	130,642	12,241	1	0.94
12月末日	129,064	12,093	1	0.94
2014年1月末日	129,013	12,089	1	0.94
2月末日	141,634	13,271	1	0.94
3月末日	134,554	12,608	1	0.94
4月末日	132,846	12,448	1	0.94

(vi) NZドル マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
第1会計年度末 (2005年12月31日)	230,549	20,274	1	0.88
第2会計年度末 (2006年12月31日)	362,809	31,905	1	0.88
第3会計年度末 (2007年12月31日)	700,651	61,615	1	0.88
第4会計年度末 (2008年12月31日)	1,047,984	92,160	1	0.88
第5会計年度末 (2009年12月31日)	993,090	87,332	1	0.88
第6会計年度末 (2010年12月31日)	994,170	87,427	1	0.88
第7会計年度末 (2011年12月31日)	941,209	82,770	1	0.88
第8会計年度末 (2012年12月31日)	910,102	80,034	1	0.88
第9会計年度末 (2013年12月31日)	769,182	67,642	1	0.88
2013年5月末日	908,400	79,885	1	0.88
6月末日	872,831	76,757	1	0.88
7月末日	862,837	75,878	1	0.88
8月末日	857,581	75,416	1	0.88
9月末日	832,728	73,230	1	0.88
10月末日	817,119	71,857	1	0.88
11月末日	799,718	70,327	1	0.88
12月末日	769,182	67,642	1	0.88
2014年1月末日	765,846	67,348	1	0.88
2月末日	757,524	66,617	1	0.88
3月末日	699,987	61,557	1	0.88
4月末日	679,991	59,798	1	0.88

②【分配の推移】

(i) US マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1米セントに維持するよう日々、必要な額の分配が行われています。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	1口当り分配金	
	米ドル	円
第13会計年度 (2004年1月1日～2004年12月31日)	0.000072895	0.00747976
第14会計年度 (2005年1月1日～2005年12月31日)	0.000254186	0.02608203
第15会計年度 (2006年1月1日～2006年12月31日)	0.000431624	0.04428894
第16会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	0.000453470	0.04653056
第17会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	0.000207338	0.02127495
第18会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	0.000023369	0.00239789
第19会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	0.000018889	0.00193820
第20会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	0.000019101	0.00195995
第21会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	0.000020853	0.00213973
第22会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	0.000015491	0.00158953

(ii) ユーロ マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1ユーロ・セントに維持するよう日々、必要な額の分配が行われています。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	1口当り分配金	
	ユーロ	円
第6会計年度 (2004年1月1日～2004年12月31日)	0.000133603	0.01893689
第7会計年度 (2005年1月1日～2005年12月31日)	0.000141298	0.02002758
第8会計年度 (2006年1月1日～2006年12月31日)	0.000217299	0.03079996
第9会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	0.000328922	0.04662140
第10会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	0.000341541	0.04841002
第11会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	0.000048437	0.00686546
第12会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	0.000024391	0.00345718
第13会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	0.000049384	0.00699969
第14会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	0.000016364	0.00231943
第15会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	0.000009700	0.00137488

(iii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

ファンド証券の１口当たり純資産価格を１豪セントに維持するよう日々、必要な額の分配が行われています。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後、当該再投資日の直前の取引日に決定される１口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	１口当たり分配金	
	豪ドル	円
第５会計年度 (2004年１月１日～2004年12月31日)	0.000466772	0.04446470
第６会計年度 (2005年１月１日～2005年12月31日)	0.000482328	0.04594657
第７会計年度 (2006年１月１日～2006年12月31日)	0.000514137	0.04897669
第８会計年度 (2007年１月１日～2007年12月31日)	0.000571318	0.05442375
第９会計年度 (2008年１月１日～2008年12月31日)	0.000615996	0.05867978
第10会計年度 (2009年１月１日～2009年12月31日)	0.000273856	0.02608752
第11会計年度 (2010年１月１日～2010年12月31日)	0.000383816	0.03656231
第12会計年度 (2011年１月１日～2011年12月31日)	0.000422265	0.04022496
第13会計年度 (2012年１月１日～2012年12月31日)	0.000332633	0.03168662
第14会計年度 (2013年１月１日～2013年12月31日)	0.000221619	0.02111143

(iv) 英ポンド マネー マーケット ファンド

ファンド証券の１口当たり純資産価格を１英ペンスに維持するよう日々、必要な額の分配が行われています。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後、当該再投資日の直前の取引日に決定される１口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	１口当たり分配金	
	英ポンド	円
第５会計年度 (2004年１月１日～2004年12月31日)	0.000361750	0.06246337
第６会計年度 (2005年１月１日～2005年12月31日)	0.000393528	0.06795048
第７会計年度 (2006年１月１日～2006年12月31日)	0.000394238	0.06807308
第８会計年度 (2007年１月１日～2007年12月31日)	0.000494273	0.08534612
第９会計年度 (2008年１月１日～2008年12月31日)	0.000419676	0.07246545
第10会計年度 (2009年１月１日～2009年12月31日)	0.000040503	0.00699365
第11会計年度 (2010年１月１日～2010年12月31日)	0.000021702	0.00374728
第12会計年度 (2011年１月１日～2011年12月31日)	0.000039160	0.00676176
第13会計年度 (2012年１月１日～2012年12月31日)	0.000029399	0.00507633
第14会計年度 (2013年１月１日～2013年12月31日)	0.000018787	0.00324395

(v) カナダドル マネー マーケット ファンド

ファンド証券の１口当たり純資産価格を１カナダセントに維持するよう日々、必要な額の分配が行われています。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後、当該再投資日の直前の取引日に決定される１口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	１口当たり分配金	
	カナダドル	円
第２会計年度 (2004年１月１日～2004年12月31日)	0.000150973	0.01414617
第３会計年度 (2005年１月１日～2005年12月31日)	0.000192159	0.01800530
第４会計年度 (2006年１月１日～2006年12月31日)	0.000325232	0.03047424
第５会計年度 (2007年１月１日～2007年12月31日)	0.000370270	0.03469430
第６会計年度 (2008年１月１日～2008年12月31日)	0.000246225	0.02307128
第７会計年度 (2009年１月１日～2009年12月31日)	0.000024039	0.00225245
第８会計年度 (2010年１月１日～2010年12月31日)	0.000041823	0.00391882
第９会計年度 (2011年１月１日～2011年12月31日)	0.000050918	0.00477102
第10会計年度 (2012年１月１日～2012年12月31日)	0.000048700	0.00456319
第11会計年度 (2013年１月１日～2013年12月31日)	0.000046218	0.00433063

(vi) ＮＺドル マネー マーケット ファンド

ファンド証券の１口当たり純資産価格を１ＮＺセントに維持するよう日々、必要な額の分配が行われています。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後、当該再投資日の直前の取引日に決定される１口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	１口当たり分配金	
	ＮＺドル	円
第１会計年度 (2005年９月26日～2005年12月31日)	0.000170304	0.01497653
第２会計年度 (2006年１月１日～2006年12月31日)	0.000673979	0.05926971
第３会計年度 (2007年１月１日～2007年12月31日)	0.000733220	0.06447937
第４会計年度 (2008年１月１日～2008年12月31日)	0.000738067	0.06490561
第５会計年度 (2009年１月１日～2009年12月31日)	0.000249805	0.02196785
第６会計年度 (2010年１月１日～2010年12月31日)	0.000233997	0.02057770
第７会計年度 (2011年１月１日～2011年12月31日)	0.000223684	0.01967077
第８会計年度 (2012年１月１日～2012年12月31日)	0.000208733	0.01835598
第９会計年度 (2013年１月１日～2013年12月31日)	0.000201237	0.01769678

③【収益率の推移】

(i) US マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第13会計年度 (2004年1月1日～2004年12月31日)	0.73%
第14会計年度 (2005年1月1日～2005年12月31日)	2.54%
第15会計年度 (2006年1月1日～2006年12月31日)	4.32%
第16会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	4.53%
第17会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	2.07%
第18会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	0.23%
第19会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	0.19%
第20会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	0.19%
第21会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	0.21%
第22会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	0.15%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

(ii) ユーロ マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第6会計年度 (2004年1月1日～2004年12月31日)	1.34%
第7会計年度 (2005年1月1日～2005年12月31日)	1.41%
第8会計年度 (2006年1月1日～2006年12月31日)	2.17%
第9会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	3.29%
第10会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	3.42%
第11会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	0.48%
第12会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	0.24%
第13会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	0.49%
第14会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	0.16%
第15会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	0.10%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

(iii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第5会計年度 (2004年1月1日～2004年12月31日)	4.67%
第6会計年度 (2005年1月1日～2005年12月31日)	4.82%
第7会計年度 (2006年1月1日～2006年12月31日)	5.14%
第8会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	5.71%
第9会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	6.16%
第10会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	2.74%
第11会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	3.84%
第12会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	4.22%
第13会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	3.33%
第14会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	2.22%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

(iv) 英ポンド マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第5会計年度 (2004年1月1日～2004年12月31日)	3.62%
第6会計年度 (2005年1月1日～2005年12月31日)	3.94%
第7会計年度 (2006年1月1日～2006年12月31日)	3.94%
第8会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	4.94%
第9会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	4.20%
第10会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	0.41%
第11会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	0.22%
第12会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	0.39%
第13会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	0.29%
第14会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	0.19%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

(v) カナダドル マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第2会計年度 (2004年1月1日～2004年12月31日)	1.51%
第3会計年度 (2005年1月1日～2005年12月31日)	1.92%
第4会計年度 (2006年1月1日～2006年12月31日)	3.25%
第5会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	3.70%
第6会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	2.46%
第7会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	0.24%
第8会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	0.42%
第9会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	0.51%
第10会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	0.49%
第11会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	0.46%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

(vi) NZドル マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第1会計年度 (2005年9月26日～2005年12月31日)	1.70%
第2会計年度 (2006年1月1日～2006年12月31日)	6.74%
第3会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	7.33%
第4会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	7.38%
第5会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	2.50%
第6会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	2.34%
第7会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	2.24%
第8会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	2.09%
第9会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	2.01%

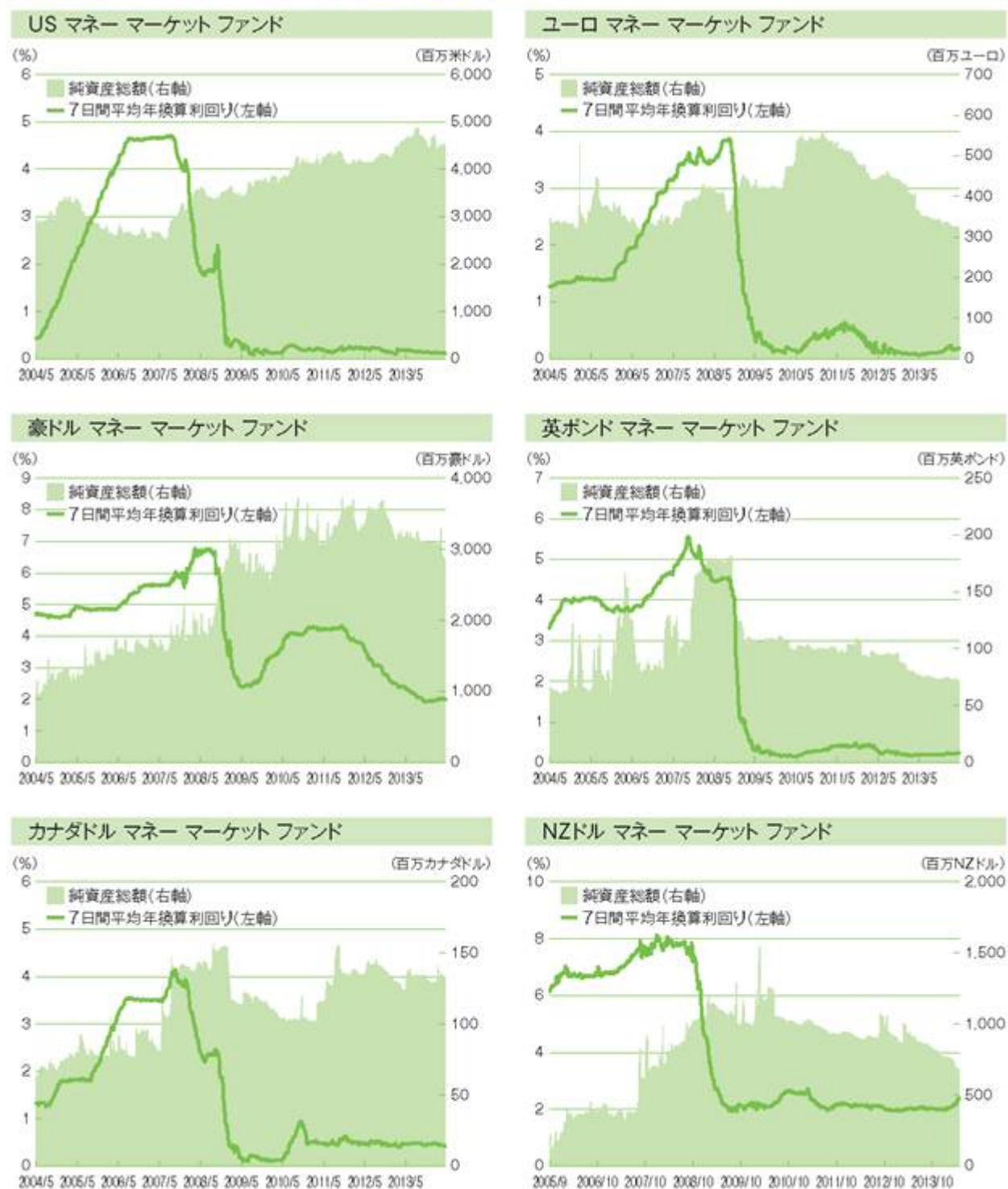
(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末（または当初募集時）の1口当り純資産価格

<参考情報>

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移（2014年4月末日現在）



※7日間平均年換算利回りは課税前です。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

（ｉ）ＵＳ マネー マーケット ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	427,053,236,413 (427,053,236,413)	392,206,843,327 (392,206,843,327)	332,476,298,219 (332,476,298,219)
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	349,891,078,177 (349,891,078,177)	411,164,499,203 (411,164,499,203)	271,202,877,193 (271,202,877,193)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	288,955,314,351 (288,955,314,351)	294,135,677,693 (294,135,677,693)	266,022,513,851 (266,022,513,851)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	323,301,127,865 (323,301,127,865)	276,278,438,431 (276,278,438,431)	313,045,203,285 (313,045,203,285)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	341,392,550,132 (341,392,550,132)	299,902,039,866 (299,902,039,866)	354,535,713,551 (354,535,713,551)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	302,865,604,226 (302,865,604,226)	285,262,425,395 (285,262,425,395)	372,138,892,382 (372,138,892,382)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	421,500,715,976 (421,500,715,976)	390,164,862,744 (390,164,862,744)	403,474,745,614 (403,474,745,614)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	405,193,104,467 (405,193,104,467)	399,619,674,877 (399,619,674,877)	409,048,175,204 (409,048,175,204)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	257,685,396,347 (257,685,396,347)	239,660,315,685 (239,660,315,685)	427,073,255,866 (427,073,255,866)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	439,397,600,217 (439,397,600,217)	422,668,992,411 (422,668,992,411)	443,801,863,672 (443,801,863,672)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(ii) ユーロ マネー マーケット ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	27,860,566,551 (27,860,566,551)	31,716,290,928 (31,716,290,928)	32,104,943,427 (32,104,943,427)
第7会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	65,924,214,744 (65,924,214,744)	61,365,784,348 (61,365,784,348)	36,663,373,823 (36,663,373,823)
第8会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	27,221,613,148 (27,221,613,148)	29,989,386,961 (29,989,386,961)	33,895,600,010 (33,895,600,010)
第9会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	37,649,822,776 (37,649,822,776)	31,225,678,928 (31,225,678,928)	40,319,743,858 (40,319,743,858)
第10会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	35,114,019,141 (35,114,019,141)	33,245,967,225 (33,245,967,225)	42,187,795,774 (42,187,795,774)
第11会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	28,273,958,050 (28,273,958,050)	28,539,233,440 (28,539,233,440)	41,922,520,384 (41,922,520,384)
第12会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	40,249,275,678 (40,249,275,678)	26,749,124,324 (26,749,124,324)	55,422,671,738 (55,422,671,738)
第13会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	20,182,521,585 (20,182,521,585)	28,025,731,132 (28,025,731,132)	47,579,462,191 (47,579,462,191)
第14会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	14,998,156,868 (14,998,156,868)	19,727,936,576 (19,727,936,576)	42,849,682,483 (42,849,682,483)
第15会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	12,768,876,223 (12,768,876,223)	21,946,412,960 (21,946,412,960)	33,672,145,746 (33,672,145,746)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(iii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第5会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	284,943,992,054 (284,943,992,054)	244,240,280,665 (244,240,280,665)	128,138,552,001 (128,138,552,001)
第6会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	253,037,457,009 (253,037,457,009)	239,119,676,110 (239,119,676,110)	142,056,332,900 (142,056,332,900)
第7会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	233,844,427,533 (233,844,427,533)	214,955,526,202 (214,955,526,202)	160,945,234,231 (160,945,234,231)
第8会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	304,722,643,191 (304,722,643,191)	294,332,409,690 (294,332,409,690)	171,335,467,732 (171,335,467,732)
第9会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	464,506,292,555 (464,506,292,555)	353,320,648,684 (353,320,648,684)	282,521,111,603 (282,521,111,603)
第10会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	461,659,690,625 (461,659,690,625)	480,713,674,816 (480,713,674,816)	263,467,127,412 (263,467,127,412)
第11会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	711,905,387,876 (711,905,387,876)	646,626,858,505 (646,626,858,505)	328,745,656,783 (328,745,656,783)
第12会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	476,721,761,354 (476,721,761,354)	444,947,907,894 (444,947,907,894)	360,519,510,243 (360,519,510,243)
第13会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	304,543,551,226 (304,543,551,226)	330,408,485,338 (330,408,485,338)	334,654,576,131 (334,654,576,131)
第14会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	244,771,658,844 (244,771,658,844)	270,492,282,437 (270,492,282,437)	308,933,952,538 (308,933,952,538)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(iv) 英ポンド マネー マーケット ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第5会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	11,005,587,523 (11,005,587,523)	12,105,928,410 (12,105,928,410)	6,387,854,914 (6,387,854,914)
第6会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	27,871,469,695 (27,871,469,695)	22,174,316,643 (22,174,316,643)	12,085,007,966 (12,085,007,966)
第7会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	12,172,686,159 (12,172,686,159)	15,924,587,963 (15,924,587,963)	8,333,106,162 (8,333,106,162)
第8会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	19,010,664,976 (19,010,664,976)	10,699,560,106 (10,699,560,106)	16,644,211,032 (16,644,211,032)
第9会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	5,542,908,007 (5,542,908,007)	9,807,668,255 (9,807,668,255)	12,379,450,784 (12,379,450,784)
第10会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	4,517,942,000 (4,517,942,000)	5,803,421,260 (5,803,421,260)	11,093,971,524 (11,093,971,524)
第11会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	3,461,192,296 (3,461,192,296)	4,655,604,979 (4,655,604,979)	9,899,558,841 (9,899,558,841)
第12会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	4,817,767,213 (4,817,767,213)	5,343,460,403 (5,343,460,403)	9,373,865,651 (9,373,865,651)
第13会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	2,666,197,290 (2,666,197,290)	3,368,281,541 (3,368,281,541)	8,671,781,400 (8,671,781,400)
第14会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1,879,384,679 (1,879,384,679)	3,231,554,584 (3,231,554,584)	7,319,611,495 (7,319,611,495)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(v) カナダドル マネー マーケット ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	11,610,608,866 (11,610,608,866)	9,039,214,976 (9,039,214,976)	7,368,089,122 (7,368,089,122)
第3会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	10,482,329,055 (10,482,329,055)	10,056,011,830 (10,056,011,830)	7,794,406,347 (7,794,406,347)
第4会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	11,602,534,239 (11,602,534,239)	9,958,218,746 (9,958,218,746)	9,438,721,840 (9,438,721,840)
第5会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	16,875,779,973 (16,875,779,973)	12,189,267,365 (12,189,267,365)	14,125,234,448 (14,125,234,448)
第6会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	8,345,589,421 (8,345,589,421)	7,031,162,591 (7,031,162,591)	15,439,661,278 (15,439,661,278)
第7会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	4,998,249,137 (4,998,249,137)	9,130,998,947 (9,130,998,947)	11,306,911,468 (11,306,911,468)
第8会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	4,753,861,800 (4,753,861,800)	5,861,742,009 (5,861,742,009)	10,199,031,259 (10,199,031,259)
第9会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	11,165,865,589 (11,165,865,589)	8,178,789,938 (8,178,789,938)	13,186,106,910 (13,186,106,910)
第10会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	6,024,889,149 (6,024,889,149)	5,988,279,096 (5,988,279,096)	13,222,716,963 (13,222,716,963)
第11会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	5,445,324,493 (5,445,324,493)	5,761,623,560 (5,761,623,560)	12,906,417,896 (12,906,417,896)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(vi) NZドル マネー マーケット ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (自2005年9月26日 至2005年12月31日)	61,532,460,159 (61,532,460,159)	38,477,555,102 (38,477,555,102)	23,054,905,057 (23,054,905,057)
第2会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	79,941,460,582 (79,941,460,582)	66,715,427,494 (66,715,427,494)	36,280,938,145 (36,280,938,145)
第3会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	147,864,884,288 (147,864,884,288)	114,080,680,245 (114,080,680,245)	70,065,142,188 (70,065,142,188)
第4会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	140,292,371,473 (140,292,371,473)	105,559,074,287 (105,559,074,287)	104,798,439,374 (104,798,439,374)
第5会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	103,033,743,168 (103,033,743,168)	108,523,165,342 (108,523,165,342)	99,309,017,200 (99,309,017,200)
第6会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	139,838,100,182 (139,838,100,182)	139,730,146,024 (139,730,146,024)	99,416,971,358 (99,416,971,358)
第7会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	40,265,441,304 (40,265,441,304)	45,561,559,066 (45,561,559,066)	94,120,853,596 (94,120,853,596)
第8会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	51,944,922,412 (51,944,922,412)	55,055,568,394 (55,055,568,394)	91,010,207,614 (91,010,207,614)
第9会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	54,820,816,308 (54,820,816,308)	68,912,852,421 (68,912,852,421)	76,918,171,501 (76,918,171,501)

(注1) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続き等】

(a) 日本における販売手続き等

日本においては、有価証券届出書第一部 証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中、取引日に同書第一部 証券情報の定めるところに従ってファンド証券の募集が行われます。

取引日における1口当り純資産価格がUS マネー マーケット ファンドについては1米セント、ユーロ マネー マーケット ファンドについては1ユーロ・セント、豪ドル マネー マーケット ファンドについては1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンドについては1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンドについては1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンドについては1NZセントを下回る場合、ファンド証券は発行されません。

販売会社または販売取扱会社は「口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者の方には、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出していただき、さらに販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結していただきます。販売の単位は、1,000口以上1口単位です。ただし、販売会社または販売取扱会社において取り扱う有価証券、証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち米ドル、ユーロ、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、販売会社または販売取扱会社が応じるものに限り1口以上1口単位とします。

なお、投資者が販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位によるものとします。

各取引日の日本時間午後4時までに行為、所定の手続きが完了した取得の申込みが、当該取引日に行われたものとして取扱われます。上記の締切時間を過ぎたお申込みはお受けいたしません。

ただし、申込可能時間は取引の形態等によっては、販売会社または販売取扱会社の判断により繰り上げられる場合があります。

販売会社または販売取扱会社により受理された取得の申込みは取消すことはできません。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した取引日の1口当りの純資産価格です。申込みが行われた取引日の翌取引日に受渡しを行います。

販売会社または販売取扱会社は、外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出し累積投資契約を締結した投資者に対し、代金の受領と引換えに取引報告書（金融商品取引法に基づき、取引残高報告書等をもって取引報告書に代えることがあります。）を交付します。代金の支払いが円貨の場合、米ドル、ユーロ、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルとの換算レートは約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて、販売会社が決定します。また、米ドル、ユーロ、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドル預金口座への振込みにより米ドル、ユーロ、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルで支払うこともできます。

購入時における申込手数料はありません。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売会社または販売取扱会社は、トラストの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社および／または販売会社はファンド証券の買付けまたは転換の注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受け付けません場合があります。

なお、以下の「(b) 海外における申込手続き等」に記載される事項が適宜、日本における販売に準用されることがあります。

(b) 海外における申込手続き等

ファンド証券は、管理会社またはその委託先により各取引日に発行されます。ただし、管理会社は、以下の記載に従い、その裁量で発行を停止することができます。取引日において、買付申込書はルクセンブルグ時間午後3時までに、登録・名義書換事務代行会社により受領されなければなりません。午後3時以降に受領されたものは翌取引日に受領されたものと見做されます。

端数受益証券は発行されません。管理会社またはその委託先は、ファンド証券を記名式でのみ発行します。買付は1口単位です。

各券面には、管理会社および保管受託銀行の署名が付されますが、当該両署名は複写によることができます。券面発行の要請がない場合、投資者は所有受益証券について券面を発行しないことを要請したものと見做され、確認書がかわりに交付されます。

1口当りの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領されたまたは受領されたものと見做された取引日に決定される1口当りの純資産価格です。配分方針に基づき、ファンドは、合理的に可能な限り、1口当り純資産価格を常にUS マ

ネー マーケット ファンドについては1米セント、ユーロ マネー マーケット ファンドについては1ユーロ・セント、豪ドル マネー マーケット ファンドについては1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンドについては1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンドについては1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンドについては1NZセントに維持するよう努めます。

取引日における1口当り純資産価格がUS マネー マーケット ファンドについては1米セント、ユーロ マネー マーケット ファンドについては1ユーロ・セント、豪ドル マネー マーケット ファンドについては1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンドについては1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンドについては1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンドについては1NZセントを下回る場合、ファンド証券は発行されません。

販売手数料は徴収されません。

日本国外に居住する投資家による受益証券の買付申込書は、各取引日に、登録・名義書換事務代行会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの事務所で受け付けられます。

買付代金の支払いは、ファンド証券の買付注文が受領されたか受領されたと見做された取引日の翌取引日に、保管受託銀行に対し電信送金により基準通貨で行います。

受益証券の券面または確認書は、保管受託銀行の事務所で、買付代金支払日から7銀行営業日以内に、買付者または同人の銀行に入手可能となります。

2【買戻し手続等】

(a) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、各取引日に買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、各取引日に販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができます。

各取引日の日本時間午後4時までに行われ、所定の手続きが完了した買戻し請求が、当該取引日に行われたものとして取扱われます。上記の締切時間を過ぎたお申込みはお受けいたしません。

ただし、申込可能時間は取引の形態等によっては、販売会社または販売取扱会社の判断により繰り上げられる場合があります。

販売会社または販売取扱会社により受理された買戻し請求は取消すことはできません。

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した取引日に計算される1口当り純資産価格です。買戻し代金および発生済・未払いの分配金が支払われる場合はそれらの金額を含む金額（以下、買戻し代金等といいます。）は、外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われた取引日の翌取引日に支払われます。買戻し代金等が円貨で支払われる場合、米ドル、ユーロ、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルとの換算レートは約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて、販売会社が決定します。また、当該受益者の米ドル、ユーロ、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドル預金口座への振込により米ドル、ユーロ、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルで支払われます。ファンド証券の買戻しは1口単位とします。

グローブズ期間・大口解約の制限等はありません。

なお、以下の「(b) 海外における買戻し手続等」に記載される事項が適宜、日本における販売に準用されることがあります。

(b) 海外における買戻し手続等

受益者は、取引日にファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、当該取引日の午後3時までに受領されなければなりません。午後3時以降に受領された買戻し請求は、翌取引日に受領されたものと見做されます。

買戻しは、買戻し請求が受領されたか受領されたと見做される取引日に決定される1口当り純資産価格により行われます。買戻し請求には、（発行されている場合）受益証券券面を添付しなければなりません。買戻し手数料は課されません。

取引日における1口当りの純資産価格がUS マネー マーケット ファンド受益証券については1米セント、ユーロ マネー マーケット ファンド受益証券については1ユーロ・セント、豪ドル マネー マーケット ファンド受益証券については1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンド受益証券については1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンド受益証券については1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンド受益証券については1NZセントを下回る場合、ファンド証券の買戻しは行われません。

買戻し請求の場合、買戻されるファンド証券について宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、買戻し代金とともに支払われます。受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しの場合、トラストのために行為する管理会社と締結された契約に基づきノミニ・サービスを提供しているノミニ受益者またはその他の受益者は、買戻される受益証券を特定して指示しなければなりません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻し請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

管理会社は、ファンド証券1口当りの純資産価格をUS マネー マーケット ファンド受益証券については1米セント、ユーロ マネー マーケット ファンド受益証券については1ユーロ・セント、豪ドル マネー マーケット ファンド受益証券については1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンド受益証券については1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンド受益証券については1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンド受益証券については1NZセントに維持するよう最善の努力を行います。買戻価格は、買戻日に適用される純資産価格によって、買付時の価格より高くなることも低くなることもあります。

買戻代金および分配金の支払いは、上記に従い、券面が発行された場合は、これが受領され、買戻請求が受領されたか、受領されたと見做される取引日の翌取引日（「精算日」といいます。）に行われます。

管理会社は、本書に記載される状況下においては、ファンド証券の強制的買戻しを行う旨、決定することができます。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、ファンドのため、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけの各ファンドのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

3【ファンド証券の転換】

(a) 日本における転換

日本における受益者は、転換にかかる二つのファンドの共通取引日に、販売会社を通じてファンド証券の転換を請求することができます。

ただし、かかる転換請求は、申込を行う日が、転換を行う二つのファンドの取引日で、かつ、受渡日となる翌取引日も双方のファンドの取引日である場合に、手続きが可能です。転換についての内容は「(b) 海外における転換」に記載されているとおりです。ただし、販売会社は日本国内において転換請求を受付けた場合、「(b) 海外における転換」の方法を変えて、「2(a) 日本における買戻し手続き等」における円貨による買戻代金等相当額をもって「1(a) 日本における販売手続き等」における円貨による販売代金相当額とする取扱いを行うものとします。この転換請求に適用される為替レートは、販売会社が転換請求用に決定するもので、「2(a) 日本における買戻し手続き等」、「1(a) 日本における販売手続き等」に適用されるものは異なる場合があります。

(b) 海外における転換

一つのファンドの受益証券から他のファンドの受益証券に転換を希望する受益者は、関連する二つのファンドの共通取引日に、転換のための取消不能の転換請求書に（発行されている場合は）受益証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができます。ただし、かかる転換請求は、（転換請求がなされた取引日の直後の）翌取引日も双方のファンドの取引日である場合にのみ受け付けられます。

当該請求書には、転換される口数を指定するものとします。転換により発行される口数は、転換請求がなされた取引日に適用されるそれぞれのファンドの受益証券の純資産価格に基づき以下のとおり決定されます。

$$N_1 = NAV_2 \times N_2 / NAV_1$$

N_1 ：転換後の口数。端数は発行されません。転換に伴い生じる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のファンドに帰属します。

N_2 ：転換前の口数。「買戻し」の項に記載される発生済未払の分配金につき決定されます。

NAV_1 ：転換により発行される受益証券の当該取引日の純資産価格

NAV_2 ：転換により発行される受益証券の基準通貨と転換される受益証券の基準通貨との取引日における適用為替レートにより転換された転換される受益証券の当該取引日の純資産価格
転換手数料は課されません。

4【保有制限】

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、ファンドおよびその販売会社がファンド証券が募集される国の法令を遵守することを意図しています。管理会社は、その裁量により、いつでも一定の国や領土の居住者やそれらの国、領土に設立された法人へのファンド証券の発行を一時的に停止、永続的に中止または制限することができます。

管理会社は、受益者全体および、トラストの保護に必要な場合、特定の個人または法人につき、ファンド証券の取得を禁止することができます。

さらに、

- a. 管理会社は、ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、
- b. 管理会社および／または管理事務代行会社はファンド証券の買付けまたは転換の注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受け付けない場合があります、また、

c. 管理会社は、ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができます。

詳細は以下のとおりです。

(a) 管理会社は、EU内において公衆に対してファンド証券の販売を行いません。

(b) ファンド証券は、アメリカ合衆国1933年証券法（改正済）（「1933年法」）に基づく登録は行われていません。以下に記載する場合を除き、アメリカ合衆国またはその領土、属領、管轄地域（プエルトリコを含みます。）（「米国」）内において、または米国の市民、居住者（米国またはその政治的機構内においてまたはその法律に基づき組織・設立された会社、パートナーシップまたは法人を含みます。）または財団または信託（米国外を源泉とする収益（米国における取引や営業行為と有効に結合していないもの）がアメリカ合衆国連邦所得税の計算のために総所得に含まれない財団または信託を除きます。）（「米国人」）に対して、直接・間接を問わず、募集、販売、移転または交付を行いません。

トラストは、1940年アメリカ合衆国投資会社法（「投資会社法」）に基づく登録はなされていません。管理会社は、それを知りながら、100名超の米国人または米国居住者が受益者となることを認めません。上記の禁止に反しない限り、限定的な数の米国におけるまたは米国人である専門的機関投資家に対しファンド証券を私募により随時販売することができます。この場合は、1933年法に基づくファンド証券の登録が要求されるような販売、トラストを投資会社法に服させるような販売、トラストを米国の税金に服させるような販売が行われないようにするため、一定の状況の下で、禁止条項を付して（投資者によるファンド証券の交付前の一定の表明や合意を含んだ書簡の提示を含みます。）行われます。

上記に定義される米国人によるファンド証券の実質的保有を制限、防止するために（上記の私募によりファンド証券を購入する米国人を除きます。）、管理会社またはその代理人は以下のことを行うことができます。

(a) ファンド証券の登録または移転により当該ファンド証券が米国人のために保有される可能性があると判断される場合、ファンド証券の発行、登録、移転を拒否することができます。

(b) いつでもファンド証券の受益者登録簿に記入されている人またはファンド証券の移転の登録を求める人に対して、宣誓供述書を添付して、当該ファンド証券の保有者の実質的所有が米国人であるか、またはかかる登録が米国人による当該トラストの保有となるか否かを判定する目的で自らが必要と思料する情報の提供を求めることができます。

(c) 管理会社が米国人が単独または他の者と共同でファンド証券の実質的保有者であると判断する場合、一定の手続により、当該受益者が保有するすべてのファンド証券を強制的に買戻し、または買戻しを行わせることができます。

マネー・ロンダリングの防止およびテロ資金供与の防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止に関してルクセンブルグの法令（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法（改正済）を含みますが、これに限られません。）および金融監督委員会の通達に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、投資信託をマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍の投資信託の登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法令に従い、購入者の身元確認を行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要な文書の提出を要求することができます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入（または、適宜、買戻し）の申請は受諾されません。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・デリジェンス要件に基づき、随時、追加または最新の身元確認書類の提出を要求されることがあります。

5【販売、買戻しまたは転換の停止】

管理会社は、以下の場合、純資産価格の決定、ファンド証券の販売、買戻しまたは転換を一時的に停止することができます。

(a) ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合

- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合
- (c) ファンドの組入証券の評価のため通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合
- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合
- (e) ファンド証券の取引を継続することが実行不可能または受益者に対して不公正となる特殊な状況であると管理会社が判断する場合
- 当該停止はすべて販売、買戻しまたは転換を請求する受益者に通知され、管理会社、保管受託銀行および支払代行会社の登記上の事務所において公表されます。

6【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドの基準通貨で表示される各ファンドのファンド証券の1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定されます。

ファンド証券の1口当り純資産価格は、管理会社により、または管理会社の指示のもと決定され、その事務所において入手することができます。

評価代理人との間の評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

ファンドの組入れ証券は、均等償却法により評価されます。

この均等償却法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としています。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生じる可能性があります。

現金およびその他の流動資産は、額面額に経過利息を加え、評価されます。

ファンドは、合理的に可能な範囲で、発行、買戻しおよび転換のために計算されるファンド証券の1口当り価格を1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセントおよび1NZセントにそれぞれ安定させる手続を設けています。

ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産額と均等償却法により計算される純資産額との間の乖離を判定するために、管理会社の指示により随時見直されます。

重大な稀薄化またはその他の不公正な結果を受益者にもたらす可能性のある乖離があると判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行います。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少（この買戻しにより受益者に対しては、何らの金額も支払われません。）、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく1口当り純資産価格の決定が含まれます。受益証券1口当りの純資産価格を1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセントおよび1NZセントにそれぞれ維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の均等償却法による評価と市場価格に基づく評価との差を表わしています。各受益者は、ファンドへの投資にあたり、かかる強制的買戻しに同意したものと見なされます。

上記の管理会社またはその指定する代理人は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた、管理会社が随時採択する方針に従って行います。

すべての場合において、ファンドの純資産価格は、ファンドのすべての組入証券およびその他の資産の合計から、その債務を控除し、発行済ファンド証券の口数で割ることにより決定されます。

各ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各ファンドの資産プールは以下の方法で設定されます。

- a) 各ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上されます。
- b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上されます。
- c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させます。
- d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させます。

e) 各ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとします。

ある取引日において、通信手段の一時的な途絶やファンドの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、1口当り純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格、買戻価格および転換価格のために、直前の取引日に決定された純資産価格および1口当り分配金を使用することを決定することができます。

ファンドの純資産価格は、管理会社の授権された役員、代理人または代表者により証明され、明白な誤りがない限り、かかる証明は最終的なものとします。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、販売会社名義で保管され、日本の受益者に対して、販売会社または販売取扱会社からファンド証券の取引報告書（金融商品取引法に基づき、取引残高報告書等をもって取引報告書に代えることがあります。）が交付されます。

(3) 【信託期間】（存続期間）

トラストの信託期間は無期限です。ただし、トラスト／ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも償還することができます。また、トラスト／ファンドは、ルクセンブルグの法律に定める一定の場合には償還されます。

2010年法第143条によれば、ファンドの登録が金融監督委員会により拒絶、または撤回された場合には、ファンドは商事問題を取扱う地方裁判所の決定により償還されることがあります。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、(i) いつでもファンドを償還することができ、当該ファンドの受益者は、当該ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または(ii) いつでもファンドを償還することができ、他のファンドに、償還するファンドの資産（監査報告により評価されます。）を譲与し、他のファンドの受益証券を、償還するファンドの受益者に分配することができます。上記(ii)の償還および分配は、当該ファンドのサイズ、ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができます。上記(i)のファンドの償還の場合、償還の効力発生日は受益者に郵便にて通知されます。上記(ii)のファンドの償還の場合、当該ファンドの受益者には償還の1か月前に郵便またはファックスにより通知するものとします。償還の効力発生日まで、受益者はファンドの償還により生じる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続して行うことができます。受益者またはその相続人もしくはその受遺者は、トラストの償還または分割を請求することはできません。

償還終結時において支払請求がなされなかった受益証券についての清算金は、時効期間経過までルクセンブルグの供託機関に保管されます。

なお受益者への償還金の支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

(4) 【計算期間】

トラストおよびファンドの決算期は毎年12月31日です。

(5) 【その他】

(a) 約款

現行約款は、ルクセンブルグ商業および法人登記所に保管され、同所で閲覧することができ、またその写しを入手することができます。

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部を変更することができます。約款を変更する関連文書に別途規定されない限り、変更はルクセンブルグ商業および法人登記所への変更に関する預託通知をメモリアルに公告後5日で効力を生じます。

日本においては、約款の重要事項の変更は、受益者へ書面をもって通知されます。

(b) 関係法人との契約の更改等に関する手続

(i) 投資顧問契約

原則として各当事者は、相手方当事者に契約の終了日の3ヶ月以上前に書面による通知を交付または書留郵便で送付することによって、投資顧問契約を終了させることができます。しかしながら、いずれか一方の当事者による投資顧問契約中の規定について不履行があった場合、相手方当事者に30日前の書面による通知をすることにより、当該不履行が当該期間中に治癒されない限り、本契約を解約する権利が与えられます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠して解釈されます。

(ii) 保管契約

同契約に基づく保管受託銀行の任命は、相手方当事者に、解約の90日前までの書面による通知（または相手方当事者が同意する、これよりも短期間の通知）により解除することができます。管理会社または保管受託銀行は、保管受託銀行または管理会社が重大な違反を犯しているか、同契約書の条項（同契約書の表明および保証を含みます。）または2010年法または2013年法を継続的に違反し、他方当事者による違反是正の要求通知交付後30暦日以内にかかる違反を是正しなかった場合、即時または後に効力を発する通知をもって、同契約を直ちに終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

(iii) 投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。ただし、一方当事者が同契約に関し違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。管理会社は、同契約の終了がトラストの受益者の最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

(iv) 評価代理人契約

当事者は、60日前までの書面による通知を相手方当事者に行った場合には、いつでも同契約を終了させることができます。ただし、一方当事者による同契約に基づく義務の不履行があった場合（詳細は同契約に規定されます。）には、相手方当事者への通知をもって即時に同契約を終了させることができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

(v) 代行協会員契約

代行協会員契約は、他の当事者に対し、3ヶ月前の書面による終了通知をすることにより解約することができます。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とする。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

(vi) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3ヶ月前にすることにより解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

7【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が受益権をトラストに対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。従って、販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の受益者名簿の登録名義人でないため、自らトラストに対し直接受益権を行使することはできません。これらの受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(a) 分配金請求権

受益者は、トラストのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてトラストのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、トラストに帰属します。

(b) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

(c) 転換請求権

受益者は、随時ファンド証券の転換を、管理会社に請求する権利を有します。

(d) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はトラストのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(e) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（注）約款には受益者集会に関する規定はありません。なお受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効します。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行、管理・登録・名義書換代行会社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、トラストの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたトラストまたは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。2010年法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3ヶ月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(a) 管理会社またはトラストに対する、法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(b) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券の届出等に関する代理人は、

弁護士 一木 剛太郎

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。判決の執行手続きは、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続きは、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドル、ユーロ、豪ドル、英ポンド、カナダドルおよびニュージーランドドル（「NZドル」）で表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、以下の2014年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されています。

1 米ドル	=	102.61円
1 ユーロ	=	141.74円
1 豪ドル	=	95.26円
1 英ポンド	=	172.67円
1 カナダドル	=	93.70円
1 NZドル	=	87.94円

なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【2013年12月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ外貨MMF
結合純資産計算書
2013年12月31日現在

	U S マネー マーケット ファンド		ユーロ マネー マーケット ファンド		豪ドル マネー マーケット ファンド		英ポンド マネー マーケット ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
資産								
投資有価証券								
一時価（注２）	3,761,061,106	385,922,480	286,964,061	40,674,286	2,613,345,755	248,947,317	56,267,118	9,715,643
銀行預金	44,489	4,565	7,313	1,037	38,698	3,686	2,319	400
預金	683,435,000	70,127,265	50,435,000	7,148,657	482,590,999	45,971,619	17,143,000	2,960,082
未収収益	302,628	31,053	6,210	880	1,583,212	150,817	0	0
現金および現金 等価物に係る利息	5,334	547	462	65	96,518	9,194	634	109
資産合計	4,444,848,557	456,085,910	337,413,046	47,824,925	3,097,655,182	295,082,633	73,413,071	12,676,235
負債								
未払費用（注８）	5,665,181	581,304	563,251	79,835	3,042,529	289,831	188,758	32,593
受益者への未払 分配金	1,164,739	119,514	128,338	18,191	5,273,128	502,318	28,198	4,869
負債合計	6,829,920	700,818	691,589	98,026	8,315,657	792,149	216,956	37,462
純資産	4,438,018,637	455,385,092	336,721,457	47,726,899	3,089,339,525	294,290,483	73,196,115	12,638,773
発行済受益証券数	443,801,863,672口		33,672,145,746口		308,933,952,538口		7,319,611,495口	
１口当り純資産 価格	0.01	1.026円	0.01	1.417円	0.01	0.953円	0.01	1.727円

	カナダドル マネー マーケット ファンド		NZドル マネー マーケット ファンド		結合	
	(カナダドル)	(千円)	(NZドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産						
投資有価証券						
一時価（注２）	111,185,791	10,418,109	621,520,902	54,656,548	7,175,125,897	736,239,668
銀行預金	5,344	501	7,759	682	103,932	10,664
預金	17,918,000	1,678,917	149,512,000	13,148,085	1,347,448,477	138,261,688
未収収益	281,866	26,411	328,451	28,884	2,248,402	230,709
現金および現金 等価物に係る利息	1,344	126	32,394	2,849	120,391	12,353
資産合計	129,392,345	12,124,063	771,401,506	67,837,048	8,525,047,099	874,755,083
負債						
未払費用（注８）	257,167	24,097	852,293	74,951	10,378,935	1,064,983
受益者への未払 分配金	70,999	6,653	1,367,498	120,258	7,248,889	743,809
負債合計	328,166	30,749	2,219,791	195,208	17,627,824	1,808,791
純資産	129,064,179	12,093,314	769,181,715	67,641,840	8,507,419,275	872,946,292
発行済受益証券数	12,906,417,896口		76,918,171,501口			
１口当り純資産 価格	0.01	0.937円	0.01	0.879円		

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ外貨MMF

結合運用計算書

2013年12月31日に終了した年度

	U S マネー		ユーロ マネー		豪ドル マネー		英ポンド マネー	
	マーケット	ファンド	マーケット	ファンド	マーケット	ファンド	マーケット	ファンド
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
収益								
預金利息	1,128,425	115,788	14,274	2,023	15,409,369	1,467,896	61,562	10,630
債券利息	1,882,037	193,116	283,968	40,250	3,824,834	364,354	5,048	872
その他の収益	25,865	2,654	3,772	535	19,069	1,817	784	135
収益合計	3,036,327	311,558	302,014	42,807	19,253,272	1,834,067	67,394	11,637
費用								
管理報酬および投資顧問報酬 (注3、4)	818,933	84,031	0	0	3,456,214	329,239	42,053	7,261
販売会社報酬および代行協会員報酬 (注6、7)	3,137,858	321,976	0	0	15,794,970	1,504,629	155,977	26,933
保管報酬(注5)	419,901	43,086	119	17	1,269,234	120,907	18,435	3,183
コルレス銀行報酬	115,000	11,800	0	0	83,976	8,000	0	0
法務報酬	17,370	1,782	1,734	246	14,945	1,424	355	61
現金支出費	0	0	18,391	2,607	157,951	15,046	3,824	660
専門家報酬	40,642	4,170	3,258	462	27,850	2,653	665	115
印刷費・公告費	1,693	174	122	17	1,160	111	28	5
年次税(注11)	459,338	47,133	36,178	5,128	314,886	29,996	7,522	1,299
その他の費用	9,580	983	2,686	381	12,545	1,195	1,129	195
費用合計	5,020,315	515,135	62,488	8,857	21,133,731	2,013,199	229,988	39,712
純投資(損)益	(1,983,988)	(203,577)	239,526	33,950	(1,880,459)	(179,133)	(162,594)	(28,075)
投資有価証券実現純利益	10,233,823	1,050,093	139,218	19,733	78,232,786	7,452,455	323,949	55,936
当期実現純利益	10,233,823	1,050,093	139,218	19,733	78,232,786	7,452,455	323,949	55,936
投資有価証券未実現純損益の変動	(1,021,315)	(104,797)	(20,125)	(2,853)	(5,636,327)	(536,917)	(15,518)	(2,679)
当期末実現純(損)益	(1,021,315)	(104,797)	(20,125)	(2,853)	(5,636,327)	(536,917)	(15,518)	(2,679)
運用の結果による純資産の増加	7,228,520	741,718	358,619	50,831	70,716,000	6,736,406	145,837	25,182

	カナダドル マネー		N Z ドル マネー		結合	
	マーケット	ファンド	マーケット	ファンド	(米ドル)	(千円)
	(カナダドル)	(千円)	(N Z ドル)	(千円)		
収益						
預金利息	232,216	21,759	3,952,460	347,579	18,369,470	1,884,891
債券利息	64,564	6,050	1,544,266	135,803	6,994,646	717,721
その他の収益	1,256	118	4,667	410	54,199	5,561
収益合計	298,036	27,926	5,501,393	483,793	25,418,315	2,608,173
費用						
管理報酬および投資顧問報酬 (注3、4)	197,089	18,467	1,167,213	102,645	5,093,596	522,654
販売会社報酬および代行協会員報酬 (注6、7)	541,481	50,737	4,338,198	381,501	21,461,630	2,202,178
保管報酬(注5)	52,786	4,946	348,810	30,674	1,911,017	196,089
コルレス銀行報酬	6,000	562	26,000	2,286	216,394	22,204
法務報酬	606	57	5,072	446	38,290	3,929
現金支出費	0	0	43,383	3,815	206,929	21,233
専門家報酬	1,161	109	7,687	676	78,254	8,030
印刷費・公告費	48	4	313	28	3,236	332
年次税(注11)	13,092	1,227	85,185	7,491	882,245	90,527
その他の費用	1,750	164	5,456	480	32,322	3,317
費用合計	814,013	76,273	6,027,317	530,042	29,923,913	3,070,493
純投資(損)益	(515,977)	(48,347)	(525,924)	(46,250)	(4,505,598)	(462,319)
投資有価証券実現純利益	1,117,758	104,734	17,722,187	1,558,489	95,898,459	9,840,141
当期実現純利益	1,117,758	104,734	17,722,187	1,558,489	95,898,459	9,840,141
投資有価証券未実現純損益の変動	11,386	1,067	383,781	33,750	(5,748,033)	(589,806)
当期末実現純(損)益	11,386	1,067	383,781	33,750	(5,748,033)	(589,806)
運用の結果による純資産の増加	613,167	57,454	17,580,044	1,545,989	85,644,828	8,788,016

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF
結合純資産変動計算書
2013年12月31日に終了した年度

	U S マネー マーケット ファンド	ユーロ マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Zドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Zドル)	(米ドル)
期首現在純資産	4,270,732,559	428,496,825	3,346,545,761	86,717,814	132,227,170	910,102,076	9,322,368,302
純投資（損）益	(1,983,988)	239,526	(1,880,459)	(162,594)	(515,977)	(525,924)	(4,505,598)
当期実現純利益	10,233,823	139,218	78,232,786	323,949	1,117,758	17,722,187	95,898,459
当期末実現純（損）益	(1,021,315)	(20,125)	(5,636,327)	(15,518)	11,386	383,781	(5,748,033)
運用の結果による 純資産の増加	7,228,520	358,619	70,716,000	145,837	613,167	17,580,044	85,644,828
受益証券の発行手取金	4,393,976,002	127,688,762	2,447,716,588	18,793,847	54,453,245	548,208,163	7,269,577,750
受益証券の買戻支払額	(4,226,689,924)	(219,464,130)	(2,704,922,824)	(32,315,546)	(57,616,236)	(689,128,524)	(7,595,961,241)
受益証券取引による 受取／（支払）純額	167,286,078	(91,775,368)	(257,206,236)	(13,521,699)	(3,162,991)	(140,920,361)	(326,383,491)
受益者への支払分配金	(7,228,520)	(358,619)	(70,716,000)	(145,837)	(613,167)	(17,580,044)	(85,644,828)
為替相場変動							(488,565,536)
期末現在純資産	4,438,018,637	336,721,457	3,089,339,525	73,196,115	129,064,179	769,181,715	8,507,419,275

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF
結合発行済受益証券数変動表
2013年12月31日に終了した年度

	U S マネー マーケット ファンド	ユーロ マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド
	(口)	(口)	(口)	(口)	(口)	(口)
期首現在発行済 受益証券数	427,073,255,866	42,849,682,483	334,654,576,131	8,671,781,400	13,222,716,963	91,010,207,614
発行受益証券数	439,397,600,217	12,768,876,223	244,771,658,844	1,879,384,679	5,445,324,493	54,820,816,308
買戻受益証券数	(422,668,992,411)	(21,946,412,960)	(270,492,282,437)	(3,231,554,584)	(5,761,623,560)	(68,912,852,421)
期末現在発行済 受益証券数	443,801,863,672	33,672,145,746	308,933,952,538	7,319,611,495	12,906,417,896	76,918,171,501

統計情報

	U S マネー マーケット ファンド	ユーロ マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)
2013年12月31日現在 純資産	4,438,018,637	336,721,457	3,089,339,525	73,196,115	129,064,179	769,181,715
2012年12月31日現在 純資産	4,270,732,559	428,496,825	3,346,545,761	86,717,814	132,227,170	910,102,076
2011年12月31日現在 純資産	4,090,481,752	475,794,622	3,605,195,102	93,738,657	131,861,069	941,208,536
2013年12月31日現在 1口当り純資産価格	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
2012年12月31日現在 1口当り純資産価格	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
2011年12月31日現在 1口当り純資産価格	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF
財務書類に対する注記
2013年12月31日に終了した年度

注１－ファンド

ノムラ外貨MMF（「ファンド」）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてルクセンブルグにおいて設定されたアンブレラ・ファンド型の契約型投資信託であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）によって、その共有者（「受益者」）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体を構成する。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

ファンドは、ルクセンブルグで設定され、2010年12月17日法（改正済）のパートⅡに基づく適格な投資信託として公的リストに登録されている。

ファンドは、US マネー マーケット ファンドの名称で1991年11月14日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシエーション（「メモリアル」）に公告された約款に準拠して管理会社により設立された。約款の改正は、公示されている。1999年6月1日付の改正により、ファンドはアンブレラ・ファンドとして再編成された。2001年6月2日付の改正により、ファンドはファンド名をノムラ外貨MMFに変更した。統合約款は、ルクセンブルグ地方裁判所の記録部に提出されており、閲覧およびその写しを入手することができる。

ファンドの存続期間は無期限である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により随時償還することができる。また、ファンドは、ルクセンブルグの法律により求められる場合には償還される。

受益証券は、ファンドのもとで6つのサブ・ファンド証券：ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－ユーロ マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンドおよびノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド（ともに「サブ・ファンド」）が発行されている。管理会社は、保管受託銀行の同意のもとに、随時新しいサブ・ファンドを設立することができる。ファンドは、米ドル建で結合財務書類を作成している。

ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。サブ・ファンドは、1口当り純資産価格を0.01米ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。サブ・ファンドの会計帳簿および記録は米ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－ユーロ マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。サブ・ファンドは、1口当り純資産価格を0.01ユーロに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。サブ・ファンドの会計帳簿および記録はユーロで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。サブ・ファンドは、1口当り純資産価格を0.01豪ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。サブ・ファンドの会計帳簿および記録は豪ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。サブ・ファンドは、1口当り純資産価格を0.01英ポンドに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。サブ・ファンドの会計帳簿および記録は英ポンドで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。サブ・ファンドは、1口当り純資産価格を0.01カナダドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。サブ・ファンドの会計帳簿および記録はカナダドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。サブ・ファンドは、1口当り純資産価格を0.01NZドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。サブ・ファンドの会計帳簿および記録はNZドルで記帳されている。

注２－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

マネー・マーケット商品および類似の投資有価証券は、公正な時価に近似する償却原価に基づいて評価される。

この方法は評価においては確実性を提供するものの、期中の評価額は、償却原価で決定されるため、商品を売却した場合にファンドが受取る額よりも高額であったり低額であったりする場合がある。ファンドが保有する有価証券は、入手可能な市場相場を用いて算出される純資産額と償却原価法で算出される純資産額との間に乖離が生じるか否かを判断するために、管理会社の取締役会の指示に基づき定期的にレビューされる。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果をもたらす乖離が存在すると判断された場合、管理会社は必要かつ適切な是正措置を行う予定である。これには、キャピタル・ゲインまたはロスを実現するためにポートフォリオ商品を満期日以前に売却したり、入手可能な市場相場を用いて1口当り純資産価格を計算したりすることが含まれる。

証券取引および投資収益

証券取引は、取引日に会計処理される。投資有価証券売却実現損益は、平均原価法で算出される。受取利息は、発生主義により計上される。プレミアムの償却および割引は、投資有価証券売却実現損益および投資有価証券未実現純評価損益の変動に含まれている。

外貨換算

各サブ・ファンドの表示通貨以外の通貨建の資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算される。

各サブ・ファンドの表示通貨以外の通貨建の収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

結合財務書類を米ドルで作成するにあたり、米ドル以外の通貨建の各サブ・ファンドの財務書類は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

2013年12月31日現在の為替レート：

- 1米ドル = 1.127523 豪ドル
- 1米ドル = 1.066900 カナダドル
- 1米ドル = 0.733783 ユーロ
- 1米ドル = 0.611359 英ポンド
- 1米ドル = 1.221150 NZドル

注3－管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から年間15,000米ドルをファンドに対する管理報酬として受領する権利を有する。

注4－投資顧問報酬

US マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のサブ・ファンドの日次純資産の平均額のうち250百万米ドルまでは年率0.150%、次の250百万米ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の15億米ドルについては当該純資産の年率0.100%および20億米ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がサブ・ファンドの資産から支払われる。

ユーロ マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のサブ・ファンドの日次純資産の平均額のうち200百万ユーロまでは年率0.150%、次の200百万ユーロについては当該純資産の年率0.125%、次の12億ユーロについては当該純資産の年率0.100%および16億ユーロ超については当該純資産の年率0.075%の報酬がサブ・ファンドの資産から支払われる。

豪ドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のサブ・ファンドの日次純資産の平均額のうち400百万豪ドルまでは年率0.150%、次の400百万豪ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億豪ドルについては当該純資産の年率0.100%および32億豪ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がサブ・ファンドの資産から支払われる。

英ポンド マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のサブ・ファンドの日次純資産の平均額のうち150百万英ポンドまでは年率0.150%、次の150百万英ポンドについては当該純資産の年率0.125%、次の900百万英ポンドについては当該純資産の年率0.100%および12億英ポンド超については当該純資産の年率0.075%の報酬がサブ・ファンドの資産から支払われる。

カナダドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のサブ・ファンドの日次純資産の平均額のうち400百万カナダドルまでは年率0.150%、次の400百万カナダドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億カナダドルについては当該純資産の年率0.100%および32億カナダドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がサブ・ファンドの資産から支払われる。

NZドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のサブ・ファンドの日次純資産の平均額のうち400百万NZドルまでは年率0.150%、次の400百万NZドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億NZドルについては当該純資産の年率0.100%および32億NZドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がサブ・ファンドの資産から支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.075%
0.20%未満となった場合	0.055%
0.10%未満となった場合	0.035%
再度0.10%未満となった場合	0.015%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.230%超となった場合	0.015%
0.250%超となった場合	0.035%
0.350%超となった場合	0.055%
0.450%超となった場合	0.075%
0.525%超となった場合	最大0.150%

サブ・ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2013年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、US マネー マーケット ファンドに関して0.015%、英ポンド マネー マーケット ファンドに関して0.055%、ユーロ マネー マーケット ファンドに関して0.000%であった。豪ドル マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに、投資顧問報酬の引下げは適用されていなかった。

注５－保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンド資産から、関連するサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.040%以下の保管報酬を各四半期末毎に受領する権利を有する。管理会社に支払うべき報酬に相当する金額（年間15,000米ドル）は、保管報酬から差し引かれる。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵便費用を含むがそれらに限定されない。）、ならびにサブ・ファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、サブ・ファンドが負担する。

以下の年間報酬率は2008年12月23日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.032%
0.20%未満となった場合	0.024%
0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.008%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.230%超となった場合	0.008%
0.250%超となった場合	0.016%
0.350%超となった場合	0.024%
0.450%超となった場合	0.032%
0.525%超となった場合	0.040%

サブ・ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2013年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、US マネー マーケット ファンドに関して0.008%、英ポンド マネー マーケット ファンドに関して0.024%、ユーロ マネー マーケット ファンドに関して0.000%であった。豪ドル マネー マーケット ファンド、NZドル マネー マーケット ファンドおよびカナダドル マネー マーケット ファンドに、保管報酬の引下げは適用されていなかった。

注６－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各サブ・ファンドの純資産からサブ・ファンドの日々の純資産の平均額の年率0.10%以下の報酬を受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
販売会社報酬を0.250%に引下げた後に0.30%未満となった場合	0.079%
0.20%未満となった場合	0.058%
0.10%未満となった場合	0.037%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.230%超となった場合	0.016%
0.250%超となった場合	0.037%
0.350%超となった場合	0.058%
0.450%超となった場合	0.079%
0.525%超となった場合	0.100%

サブ・ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2013年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、U S マネー マーケット ファンドに関して0.016%、英ポンド マネー マーケット ファンドに関して0.058%、ユーロ マネー マーケット ファンドに関して0.000%であった。豪ドル マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに、代行協会員報酬の引下げは適用されていなかった。

注7－販売会社報酬

日本における販売会社は、日本における販売会社により当該月中に販売され、買戻されなかった各サブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%以下の報酬を当該サブ・ファンドの資産から受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月18日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.45%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.350%
0.40%未満となった場合	0.300%
0.35%未満となった場合	0.250%
0.30%未満となった場合	0.198%
0.20%未満となった場合	0.146%
0.10%未満となった場合	0.094%
再度0.10%未満となった場合	0.042%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.230%超となった場合	0.042%
0.250%超となった場合	0.094%
0.350%超となった場合	0.146%
0.450%超となった場合	0.198%
0.525%超となった場合	0.250%
再度0.525%超となった場合	0.300%
再度0.525%超となった場合	0.350%
0.575%超となった場合	0.400%

サブ・ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2013年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、U S マネー マーケット ファンドに関して0.042%、英ポンド マネー マーケット ファンドに関して0.146%、カナダドル マネー マーケット ファンドに関して0.30%、ユーロ マネー マーケット ファンドに関して0.000%であった。豪ドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに、販売会社報酬の引下げは適用されていなかった。

注8－未払費用

ノムラ外貨 MMF－	US マネー マーケット ファンド	ユーロ マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	NZドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(NZドル)	(米ドル)
管理報酬および 投資顧問報酬	170,723	0	848,360	10,058	49,465	275,779	1,211,784
販売会社報酬および 代行協会員報酬	221,632	0	1,327,784	12,881	44,729	335,970	1,737,363
保管報酬	91,053	0	309,344	4,389	13,191	80,482	450,859
コルレス銀行報酬	223,379	5,119	12,771	9,090	6,052	37,921	293,277
法務報酬	0	0	0	0	0	750	614
海外登録費用	769,396	106,577	376,588	51,585	24,073	80,342	1,421,369
現金支出費	0	4,229	38,668	914	0	10,060	49,792
専門家報酬	40,273	4,045	30,863	727	1,086	8,813	82,583
印刷・公告費	1,888	133	1,317	30	53	357	3,627
年次税	114,535	8,418	96,834	2,407	3,868	20,312	236,085
その他の費用	4,032,302	434,730	0	96,677	114,650	1,507	4,891,582
	5,665,181	563,251	3,042,529	188,758	257,167	852,293	10,378,935

注9－受益証券の発行および買戻し

発行および買戻しの申し込みは、全てのサブ・ファンドの各取引日にファンドに対して行うことができる。

注10－分配金の分配および再投資

管理会社は、受益証券の1口当り純資産価格を、US マネー マーケット ファンドについては0.01米ドル、ユーロ マネー マーケット ファンドについては0.01ユーロ、豪ドル マネー マーケット ファンドについては0.01豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドについては0.01英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドについては0.01カナダドルおよびNZドル マネー マーケット ファンドについては0.01NZドルに維持するために必要な額を分配金として日々分配を行う予定である。

毎月、最終取引日（再投資日）において、宣言済、計上済で未払いのすべての分配金は、再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で自動的に再投資され、追加受益証券が発行される。

分配の結果、ファンドの純資産総額が投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）で規定されている最低額を下回る場合、分配は行われない。

注11－税金

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、サブ・ファンドはその純資産に対し年率0.01%の資本税（年次税（*taxe d'abonnement*））を課され、四半期毎に計算し支払う。

注12－取引費用

投資有価証券またはそれらが取引された市場の性質により、2013年12月31日に終了した年度中ファンドには、投資有価証券の購入もしくは売却に関する取引費用は生じなかった。

③【投資有価証券明細表等】

ノムラ外貨MMF－U S マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2013年12月31日現在

(米ドル (USD) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
デンマーク					
変動利付債					
USD	22,000,000	KOMMUNEKREDIT FRN 23/04/14	22,044,000	22,013,856	0.50
			22,044,000	22,013,856	0.50
		デンマーク合計	22,044,000	22,013,856	0.50
シンガポール					
変動利付債					
USD	94,000,000	DBS BANK LTD FRN 05/04/14	94,000,000	94,000,000	2.11
			94,000,000	94,000,000	2.11
		シンガポール合計	94,000,000	94,000,000	2.11
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	116,044,000	116,013,856	2.61
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
譲渡性預金					
USD	101,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 17/01/14	100,930,358	100,986,374	2.29
USD	101,000,000	SUMITOMO MITSUI BK AU CD 0% 28/2/14	100,938,764	100,959,625	2.27
USD	93,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 10/02/14	92,936,906	92,971,809	2.09
			294,806,028	294,917,808	6.65
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	101,000,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 31/01/14	100,930,358	100,975,776	2.28
USD	101,000,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 10/02/14	100,957,598	100,971,732	2.27
USD	101,000,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 19/03/14	100,936,914	100,944,625	2.27
USD	91,000,000	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 05/03/14	90,949,422	90,963,873	2.05
USD	75,000,000	SUNCORP METWAY CP 12/02/14	74,955,943	74,978,929	1.69
			468,730,235	468,834,935	10.56
		オーストラリア合計	763,536,263	763,752,743	17.21
ベルギー					
譲渡性預金					
USD	101,000,000	BNP PARIBAS FORTIS CD 0% 06/01/14	100,938,735	100,995,486	2.28
USD	101,000,000	BNP PARIBAS FORTIS CD 0% 07/02/14	100,934,225	100,972,117	2.27
			201,872,960	201,967,603	4.55
		ベルギー合計	201,872,960	201,967,603	4.55

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	101,000,000	SOCIETE GENERALE CP 05/02/14	100,965,223	100,979,247	2.28
USD	101,000,000	SOCIETE GENERALE CP 18/02/14	100,943,247	100,969,156	2.28
USD	101,000,000	SOCIETE GENERALE CP 20/02/14	100,956,533	100,963,543	2.27
USD	101,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 24/04/14	100,826,690	100,890,491	2.27
			403,691,693	403,802,437	9.10
フランス合計			403,691,693	403,802,437	9.10
香港					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	101,000,000	OVERSEAS CHINESE BK HK CP 29/01/14	100,945,826	100,982,334	2.28
			100,945,826	100,982,334	2.28
香港合計			100,945,826	100,982,334	2.28
ニュージーランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	46,000,000	KIWIBANK CP 17/03/14	45,974,433	45,978,366	1.04
			45,974,433	45,978,366	1.04
ニュージーランド合計			45,974,433	45,978,366	1.04
シンガポール					
譲渡性預金					
USD	101,000,000	OVERSEAS CHINESE BK CD 0% 17/01/14	100,940,669	100,988,392	2.28
USD	100,000,000	NATIXIS SINGAPORE CD 0% 09/01/14	99,934,876	99,992,921	2.25
			200,875,545	200,981,313	4.53
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	101,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 20/03/14	100,931,871	100,939,441	2.27
			100,931,871	100,939,441	2.27
シンガポール合計			301,807,416	301,920,754	6.80
イギリス					
譲渡性預金					
USD	102,000,000	SUMITOMO TRUST BK CD 0% 30/12/13	101,901,580	102,000,000	2.30
USD	101,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 14/01/14	100,933,412	100,989,488	2.28
USD	101,000,000	SUMITOMO TRUST BK LD CD 0% 24/01/14	100,938,091	100,983,177	2.28
USD	101,000,000	SUMITOMO TRUST BK LD CD 0% 18/02/14	100,948,404	100,971,959	2.28
USD	101,000,000	SUMITOMO TRUST BK LD CD 0% 04/3/14	100,945,742	100,961,416	2.27
USD	101,000,000	MITSUBISHI UFJ TR CD 0% 25/02/14	100,932,936	100,958,449	2.27
USD	100,000,000	CITIBANK NA CD 0.2% 28/02/14	100,000,000	100,000,000	2.25
USD	92,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 27/03/14	91,936,793	91,938,900	2.07
USD	91,000,000	MIZUHO CORP BANK LDN CD 0% 06/03/14	90,936,345	90,953,319	2.05
USD	75,000,000	MIZUHO CORP BANK LDN CD 0% 10/01/14	74,958,960	74,993,816	1.69
USD	45,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 22/01/14	44,988,453	44,993,677	1.01
			1,009,420,716	1,009,744,201	22.75

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
イギリス（続き）					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	101,000,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 18/02/14	100,902,686	100,960,760	2.27
USD	50,000,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 20/02/14	49,969,990	49,983,038	1.13
USD	47,000,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 13/03/14	46,959,302	46,975,242	1.06
USD	46,500,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 25/02/14	46,456,350	46,479,772	1.05
			<u>244,288,328</u>	<u>244,398,812</u>	<u>5.51</u>
		イギリス合計	<u>1,253,709,044</u>	<u>1,254,143,013</u>	<u>28.26</u>
アメリカ合衆国					
譲渡性預金					
USD	101,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.23% 04/02/14	101,000,000	101,000,000	2.27
USD	93,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.24% 24/02/14	93,000,000	93,000,000	2.10
USD	92,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.23% 21/01/14	92,500,000	92,500,000	2.08
USD	92,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.31% 01/04/14	92,000,000	92,000,000	2.07
USD	46,500,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.28% 18/02/14	46,500,000	46,500,000	1.05
USD	46,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.22% 14/01/14	46,500,000	46,500,000	1.05
			<u>471,500,000</u>	<u>471,500,000</u>	<u>10.62</u>
確定利付債					
USD	101,000,000	MITSUBISHI CORP FIN 0.25% 11/03/14	101,000,000	101,000,000	2.28
			<u>101,000,000</u>	<u>101,000,000</u>	<u>2.28</u>
		アメリカ合衆国合計	<u>572,500,000</u>	<u>572,500,000</u>	<u>12.90</u>
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	<u>3,644,037,635</u>	<u>3,645,047,250</u>	<u>82.14</u>
投資有価証券合計			<u>3,760,081,635</u>	<u>3,761,061,106</u>	<u>84.75</u>

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－U S マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2013年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
金融	17.21
	17.21
ベルギー	
金融	4.55
	4.55
デンマーク	
金融	0.50
	0.50
フランス	
金融	9.10
	9.10
香港	
金融	2.28
	2.28
ニュージーランド	
金融	1.04
	1.04
シンガポール	
金融	8.91
	8.91
イギリス	
金融	28.26
	28.26
アメリカ合衆国	
金融	12.90
	12.90
投資合計	84.75

ノムラ外貨MMF－ユーロ マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2013年12月31日現在

(ユーロ (EUR) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
オランダ					
変動利付債					
EUR	9,600,000	RABOBANK NEDERLAND FRN 19/05/14	9,617,760	9,610,810	2.85
			9,617,760	9,610,810	2.85
		オランダ合計	9,617,760	9,610,810	2.85
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	9,617,760	9,610,810	2.85
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	14,500,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 27/02/14	14,492,223	14,495,012	4.31
EUR	9,000,000	ING BANK SYDNEY CP 16/01/14	8,996,816	8,999,405	2.67
			23,489,039	23,494,417	6.98
		オーストラリア合計	23,489,039	23,494,417	6.98
フィンランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	13,500,000	POHJOLA BANK CP 31/01/14	13,494,647	13,498,321	4.01
			13,494,647	13,498,321	4.01
		フィンランド合計	13,494,647	13,498,321	4.01
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	13,500,000	RESEAU FERRE DE FRANCE CP 24/01/14	13,489,976	13,498,829	4.00
EUR	10,000,000	LMA CP 21/01/14	9,997,526	9,998,350	2.97
EUR	7,900,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 07/02/14	7,895,740	7,898,418	2.35
EUR	1,500,000	UNEDIC CP 17/01/14	1,499,479	1,499,906	0.45
			32,882,721	32,895,503	9.77
		フランス合計	32,882,721	32,895,503	9.77
アイルランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	5,500,000	CATERPILLAR INT FINANCE CP 12/02/14	5,498,051	5,498,522	1.63
			5,498,051	5,498,522	1.63
		アイルランド合計	5,498,051	5,498,522	1.63

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
マルタ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	14,500,000	BMW MALTA FINANCE LTD CP 21/02/14	14,493,711	14,495,306	4.31
EUR	9,000,000	BMW MALTA FINANCE LTD CP 23/01/14	8,996,781	8,999,160	2.67
			23,490,492	23,494,466	6.98
		マルタ合計	23,490,492	23,494,466	6.98
ニュージーランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	14,500,000	KIWIBANK CP 13/03/14	14,490,219	14,492,067	4.30
			14,490,219	14,492,067	4.30
		ニュージーランド合計	14,490,219	14,492,067	4.30
シンガポール					
譲渡性預金					
EUR	18,500,000	OVERSEAS CHINESE BK CD 0% 17/01/14	18,493,383	18,498,706	5.49
			18,493,383	18,498,706	5.49
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	14,500,000	NATIXIS SINGAPORE CP 09/01/14	14,494,444	14,499,396	4.31
			14,494,444	14,499,396	4.31
		シンガポール合計	32,987,827	32,998,102	9.80
スウェーデン					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	14,500,000	NORDEA BANK AB CP 06/01/14	14,497,515	14,499,690	4.31
			14,497,515	14,499,690	4.31
		スウェーデン合計	14,497,515	14,499,690	4.31
イギリス					
譲渡性預金					
EUR	22,500,000	SUMITOMO TRUST BK LD CD 0% 23/01/14	22,489,656	22,497,302	6.68
EUR	18,500,000	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 06/01/14	18,491,032	18,499,353	5.49
EUR	18,500,000	MITSUBISHI UFJ TR CD 0% 07/02/14	18,491,966	18,496,594	5.49
EUR	9,000,000	MIZUHO BANK LDN CD 0% 07/02/14	8,996,991	8,998,635	2.67
EUR	7,000,000	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 10/01/14	6,996,781	6,999,615	2.08
EUR	4,000,000	BK TOKYO MITSU UFJLN CD 0% 30/12/13	3,998,911	4,000,000	1.19
			79,465,337	79,491,499	23.60
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	18,500,000	SUMITOMO CORP CAP EUR CP 27/01/14	18,492,603	18,497,699	5.50
EUR	14,500,000	MITSUB CORP FINANCE CP 6/03/14	14,491,667	14,493,889	4.30
			32,984,270	32,991,588	9.80
		イギリス合計	112,449,607	112,483,087	33.40

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	4,000,000	PROCTER & GAMBLE CP 20/02/14	3,997,371	3,999,076	1.19
			3,997,371	3,999,076	1.19
		アメリカ合衆国合計	3,997,371	3,999,076	1.19
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	277,277,489	277,353,251	82.37
投資有価証券合計			286,895,249	286,964,061	85.22

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－ユーロ マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2013年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
金融	6.98
	6.98
フィンランド	
金融	4.01
	4.01
フランス	
金融	5.77
資本財・サービス	4.00
	9.77
アイルランド	
金融	1.63
	1.63
マルタ	
金融	6.98
	6.98
オランダ	
金融	2.85
	2.85
ニュージーランド	
金融	4.30
	4.30
シンガポール	
金融	9.80
	9.80
スウェーデン	
金融	4.31
	4.31
イギリス	
金融	33.40
	33.40
アメリカ合衆国	
一般消費財・サービス	1.19
	1.19
投資合計	85.22

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2013年12月31日現在

（豪ドル（AUD）で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
譲渡性預金					
AUD	103,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 25/02/14	102,334,427	102,587,635	3.32
AUD	103,000,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 28/02/14	102,327,481	102,556,581	3.31
AUD	95,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 29/01/14	94,594,479	94,800,563	3.07
AUD	94,000,000	UOB AUSTRALIA CD 0% 06/01/14	93,794,070	93,954,953	3.04
AUD	94,000,000	BANK OF TOKYO MIT AUST CD 0% 6/1/14	93,785,752	93,953,133	3.04
AUD	94,000,000	SUMITOMO MIT BK AU CD 0% 21/01/14	93,372,434	93,849,930	3.04
AUD	94,000,000	SUMITOMO MITSUI BK AU CD 0% 12/3/14	93,382,508	93,506,007	3.03
			673,591,151	675,208,802	21.85
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	103,000,000	BARCLAYS BANK AUST CP 30/12/13	102,540,844	103,000,000	3.34
AUD	103,000,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 12/02/14	102,314,944	102,672,364	3.32
AUD	95,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 27/02/14	93,749,383	94,598,987	3.06
AUD	94,000,000	NEW SOUTH WALES TREAS CP 30/12/13	93,799,686	94,000,000	3.04
AUD	94,000,000	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 14/01/14	93,150,968	93,898,116	3.04
AUD	93,000,000	ING BANK SYDNEY CP 11/03/14	92,381,455	92,522,645	2.99
AUD	62,000,000	SUNCORP METWAY CP 12/02/14	61,587,637	61,802,783	2.00
			639,524,917	642,494,895	20.79
変動利付債					
AUD	95,000,000	WESTPAC BANK FRN 26/06/14	95,000,000	95,000,000	3.08
			95,000,000	95,000,000	3.08
オーストラリア合計			1,408,116,068	1,412,703,697	45.72
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	103,000,000	SOCIETE GENERALE CP 16/01/14	102,322,737	102,874,853	3.32
AUD	100,500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 07/02/14	99,119,486	100,207,391	3.24
AUD	95,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 20/06/14	93,697,347	93,768,921	3.04
AUD	94,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 20/03/14	92,777,858	93,459,827	3.03
			387,917,428	390,310,992	12.63
フランス合計			387,917,428	390,310,992	12.63
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	25,000,000	KFW CP 21/01/14	24,937,587	24,959,615	0.81
			24,937,587	24,959,615	0.81
ドイツ合計			24,937,587	24,959,615	0.81

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
ノルウェー					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	95,000,000	DNB NOR BANK ASA CP 06/01/14	94,302,580	94,953,058	3.08
AUD	93,000,000	DNB NOR BANK ASA CP 06/02/14	92,395,528	92,750,327	3.00
			186,698,108	187,703,385	6.08
		ノルウェー合計	186,698,108	187,703,385	6.08
シンガポール					
譲渡性預金					
AUD	103,000,000	OVERSEAS CHINESE BK CD 0% 17/01/14	102,313,646	102,865,713	3.33
			102,313,646	102,865,713	3.33
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	103,000,000	OVERSEAS CHINESE BK HK CP 06/03/14	102,327,199	102,506,613	3.33
AUD	95,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 06/01/14	94,350,163	94,952,117	3.07
AUD	94,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 20/03/14	93,376,710	93,445,965	3.02
			290,054,072	290,904,695	9.42
		シンガポール合計	392,367,718	393,770,408	12.75
イギリス					
譲渡性預金					
AUD	94,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 11/03/14	93,381,555	93,517,477	3.03
			93,381,555	93,517,477	3.03
		イギリス合計	93,381,555	93,517,477	3.03
アメリカ合衆国					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	28,000,000	FANNIE MAE CP 30/12/13	27,662,745	28,000,000	0.91
			27,662,745	28,000,000	0.91
確定利付債					
AUD	70,000,000	IBRD 5.75% 27/08/14	71,805,461	71,345,685	2.30
AUD	11,000,000	INTL FINANCE CORP 4.86% 24/02/14	11,077,000	11,034,496	0.36
			82,882,461	82,380,181	2.66
		アメリカ合衆国合計	110,545,206	110,380,181	3.57
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	2,603,963,670	2,613,345,755	84.59
投資有価証券合計			2,603,963,670	2,613,345,755	84.59

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2013年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
金融	45.72
	45.72
フランス	
金融	12.63
	12.63
ドイツ	
金融	0.81
	0.81
ノルウェー	
金融	6.08
	6.08
シンガポール	
金融	12.75
	12.75
イギリス	
金融	3.03
	3.03
アメリカ合衆国	
国際機関	2.66
金融	0.91
	3.57
投資合計	84.59

[次へ](#)

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2013年12月31日現在

(英ポンド (GBP) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	6,000,000	WESTPAC BANKING CORP CP 23/01/14	5,981,067	5,997,916	8.19
GBP	5,500,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 10/02/14	5,492,362	5,496,587	7.51
			11,473,429	11,494,503	15.70
オーストラリア合計			11,473,429	11,494,503	15.70
ベルギー					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	4,000,000	SUMITOMO MIT BKNG BRUS CP 27/01/14	3,996,770	3,998,467	5.46
			3,996,770	3,998,467	5.46
ベルギー合計			3,996,770	3,998,467	5.46
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	5,800,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 08/01/14	5,792,700	5,799,286	7.92
			5,792,700	5,799,286	7.92
フランス合計			5,792,700	5,799,286	7.92
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	4,500,000	TOYOTA KREDIETBANK GMBH CP 10/02/14	4,489,299	4,497,417	6.14
			4,489,299	4,497,417	6.14
ドイツ合計			4,489,299	4,497,417	6.14
シンガポール					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	5,500,000	OVERSEAS CHINESE BK HK CP 17/01/14	5,493,077	5,498,646	7.51
			5,493,077	5,498,646	7.51
シンガポール合計			5,493,077	5,498,646	7.51
イギリス					
譲渡性預金					
GBP	5,500,000	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 04/03/14	5,493,227	5,495,183	7.51
GBP	5,000,000	MITSUBISHI UFJ TR CD 0% 07/01/14	4,993,775	4,999,453	6.83
GBP	4,500,000	MIZUHO CORP BANK LDN CD 0% 22/01/14	4,494,520	4,498,584	6.15
			14,981,522	14,993,220	20.49

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
イギリス（続き）					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	5,500,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 05/03/14	5,493,093	5,495,011	7.52
GBP	4,500,000	UNILEVER PLC CP 21/05/14	4,489,903	4,490,568	6.13
			9,982,996	9,985,579	13.65
		イギリス合計	24,964,518	24,978,799	34.14
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	56,209,793	56,267,118	76.87
投資有価証券合計			56,209,793	56,267,118	76.87

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2013年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
金融	15.70
	15.70
ベルギー	
金融	5.46
	5.46
フランス	
金融	7.92
	7.92
ドイツ	
金融	6.14
	6.14
シンガポール	
金融	7.51
	7.51
イギリス	
金融	34.14
	34.14
投資合計	76.87

ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2013年12月31日現在

（カナダドル（CAD）で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
フィンランド					
確定利付債					
CAD	7,750,000	NORDIC INVEST BK 4.5% 10/03/14	7,807,583	7,800,385	6.04
			7,807,583	7,800,385	6.04
		フィンランド合計	7,807,583	7,800,385	6.04
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	7,807,583	7,800,385	6.04
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
CAD	7,500,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 31/01/14	7,478,213	7,492,422	5.81
			7,478,213	7,492,422	5.81
		オーストラリア合計	7,478,213	7,492,422	5.81
ベルギー					
譲渡性預金					
CAD	9,500,000	BNP PARIBAS FORTIS CD 0% 10/03/14	9,473,710	9,479,553	7.34
			9,473,710	9,479,553	7.34
		ベルギー合計	9,473,710	9,479,553	7.34
カナダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
CAD	10,000,000	MACQUARIE BANK AUST CP 28/02/14	9,972,523	9,981,883	7.73
			9,972,523	9,981,883	7.73
		カナダ合計	9,972,523	9,981,883	7.73
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
CAD	10,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 08/01/14	9,971,968	9,997,258	7.75
			9,971,968	9,997,258	7.75
		フランス合計	9,971,968	9,997,258	7.75
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
CAD	10,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 18/02/14	9,972,984	9,985,318	7.74
			9,972,984	9,985,318	7.74
		ドイツ合計	9,972,984	9,985,318	7.74

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
CAD	10,500,000	RABOBANK NV CP 06/01/14	10,470,987	10,497,862	8.13
			10,470,987	10,497,862	8.13
		オランダ合計	10,470,987	10,497,862	8.13
ニュージーランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
CAD	10,500,000	KIWIBANK CP 19/02/14	10,470,833	10,483,831	8.12
			10,470,833	10,483,831	8.12
		ニュージーランド合計	10,470,833	10,483,831	8.12
シンガポール					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
CAD	9,500,000	NATIXIS SINGAPORE CP 28/01/14	9,472,887	9,491,452	7.36
CAD	4,000,000	TEMASEK FINANCIAL II PRV CP 07/2/14	3,981,882	3,995,471	3.10
			13,454,769	13,486,923	10.46
		シンガポール合計	13,454,769	13,486,923	10.46
イギリス					
譲渡性預金					
CAD	11,000,000	TORONTO DOM BK CD LN 0% 21/01/14	10,970,182	10,993,095	8.52
			10,970,182	10,993,095	8.52
		イギリス合計	10,970,182	10,993,095	8.52
アメリカ合衆国					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
CAD	7,000,000	FANNIE MAE CP 28/01/14	6,968,312	6,993,994	5.42
CAD	4,000,000	FANNIE MAE CP 24/02/14	3,989,179	3,993,267	3.09
			10,957,491	10,987,261	8.51
		アメリカ合衆国合計	10,957,491	10,987,261	8.51
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	103,193,660	103,385,406	80.11
投資有価証券合計			111,001,243	111,185,791	86.15

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2013年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
金融	5.81
	5.81
ベルギー	
金融	7.34
	7.34
カナダ	
金融	7.73
	7.73
フィンランド	
国際機関	6.04
	6.04
フランス	
金融	7.75
	7.75
ドイツ	
金融	7.74
	7.74
オランダ	
金融	8.13
	8.13
ニュージーランド	
金融	8.12
	8.12
シンガポール	
金融	10.46
	10.46
イギリス	
金融	8.52
	8.52
アメリカ合衆国	
金融	8.51
	8.51
投資合計	86.15

ノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2013年12月31日現在

(NZドル (NZD) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
譲渡性預金					
NZD	54,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 31/01/14	53,632,676	53,872,235	7.00
NZD	54,000,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 05/03/14	53,636,612	53,737,553	6.99
NZD	45,000,000	SUMITOMO MITSUI BK AU CD 0% 29/1/14	44,796,952	44,900,140	5.84
			152,066,240	152,509,928	19.83
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	54,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 21/01/14	53,610,949	53,909,903	7.01
NZD	54,000,000	COMMONWEALTH BK AUST CP 07/02/14	53,638,802	53,846,884	7.00
			107,249,751	107,756,787	14.01
変動利付債					
NZD	45,000,000	NAB FRN 23/07/14	45,000,000	45,000,000	5.85
			45,000,000	45,000,000	5.85
確定利付債					
NZD	4,500,000	TOYOTA FINANCE AUST 3.55% 24/3/14	4,508,325	4,506,300	0.59
			4,508,325	4,506,300	0.59
オーストラリア合計			308,824,316	309,773,015	40.28
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	50,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 25/02/14	49,657,364	49,787,715	6.47
			49,657,364	49,787,715	6.47
フランス合計			49,657,364	49,787,715	6.47
香港					
譲渡性預金					
NZD	54,000,000	BNP PARIBAS HONG KONG CD 0% 5/02/14	53,638,121	53,854,462	7.00
			53,638,121	53,854,462	7.00
香港合計			53,638,121	53,854,462	7.00
コートジボワール					
確定利付債					
NZD	4,400,000	AFRICAN DEV BK 4.52% 28/03/14	4,443,560	4,415,457	0.57
			4,443,560	4,415,457	0.57
コートジボワール合計			4,443,560	4,415,457	0.57
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	54,000,000	NEDERLANDSE WATERSCHAP CP 14/02/14	53,638,121	53,819,061	7.00
			53,638,121	53,819,061	7.00
オランダ合計			53,638,121	53,819,061	7.00

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
ニュージーランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	45,000,000	KIWIBANK CP 08/01/14	44,690,494	44,969,722	5.85
			44,690,494	44,969,722	5.85
		ニュージーランド合計	44,690,494	44,969,722	5.85
シンガポール					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	45,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 14/01/14	44,892,184	44,950,993	5.84
			44,892,184	44,950,993	5.84
		シンガポール合計	44,892,184	44,950,993	5.84
イギリス					
譲渡性預金					
NZD	60,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 10/01/14	59,585,812	59,950,477	7.79
			59,585,812	59,950,477	7.79
		イギリス合計	59,585,812	59,950,477	7.79
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	619,369,972	621,520,902	80.80
投資有価証券合計			619,369,972	621,520,902	80.80

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2013年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
金融	40.28
	40.28
フランス	
金融	6.47
	6.47
香港	
金融	7.00
	7.00
コートジボワール	
国際機関	0.57
	0.57
オランダ	
金融	7.00
	7.00
ニュージーランド	
金融	5.85
	5.85
シンガポール	
金融	5.84
	5.84
イギリス	
金融	7.79
	7.79
投資合計	80.80

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Net Assets
as of December 31, 2013

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund NZD</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>		<i>USD</i>
ASSETS							
Investment in securities at market value (Note 2)	3,761,061,106	286,964,061	2,613,345,755	56,267,118	111,185,791	621,520,902	7,175,125,897
Cash at banks	44,489	7,313	38,698	2,319	5,344	7,759	103,932
Deposit	683,435,000	50,435,000	482,590,999	17,143,000	17,918,000	149,512,000	1,347,448,477
Accrued income	302,628	6,210	1,583,212	0	281,866	328,451	2,248,402
Interest on cash and cash equivalents	5,334	462	96,518	634	1,344	32,394	120,391
Total Assets	4,444,848,557	337,413,046	3,097,655,182	73,413,071	129,392,345	771,401,506	8,525,047,099
LIABILITIES							
Accrued expenses (Note 8)	5,665,181	563,251	3,042,529	188,758	257,167	852,293	10,378,935
Dividend payable to unitholders	1,164,739	128,338	5,273,128	28,198	70,999	1,367,498	7,248,889
Total Liabilities	6,829,920	691,589	8,315,657	216,956	328,166	2,219,791	17,627,824
NET ASSETS	4,438,018,637	336,721,457	3,089,339,525	73,196,115	129,064,179	769,181,715	8,507,419,275
Number of units outstanding	443,801,863,672	33,672,145,746	308,933,952,538	7,319,611,495	12,906,417,896	76,918,171,501	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Operations
for the year ended December 31, 2013

	<i>Nomura Multi Currency MMF</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF</i>	<i>Combined</i>
	<i>US Money Market Fund</i>	<i>Euro Money Market Fund</i>	<i>Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>New Zealand Dollar Money Market Fund NZD</i>	
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>		<i>USD</i>
INCOME							
Interest on bank accounts and deposits	1,128,425	14,274	15,409,369	61,562	232,216	3,952,460	18,369,470
Interest on bonds	1,882,037	283,968	3,824,834	5,048	64,564	1,544,266	6,994,646
Other income	25,865	3,772	19,069	784	1,256	4,667	54,199
Total Income	3,036,327	302,014	19,253,272	67,394	298,036	5,501,393	25,418,315
EXPENSES							
Management and Investment Adviser fees (Notes 3, 4)	818,933	0	3,456,214	42,053	197,089	1,167,213	5,093,596
Distributor and Agent Company fees (Notes 6, 7)	3,137,858	0	15,794,970	155,977	541,481	4,338,198	21,461,630
Custodian fees (Note 5)	419,901	119	1,269,234	18,435	52,786	348,810	1,911,017
Correspondent bank fees	115,000	0	83,976	0	6,000	26,000	216,394
Legal fees	17,370	1,734	14,945	355	606	5,072	38,290
Out-of-pocket expenses	0	18,391	157,951	3,824	0	43,383	206,929
Professional fees	40,642	3,258	27,850	665	1,161	7,687	78,254
Printing and publication fees	1,693	122	1,160	28	48	313	3,236
Subscription tax (Note 11)	459,338	36,178	314,886	7,522	13,092	85,185	882,245
Other expenses	9,580	2,686	12,545	1,129	1,750	5,456	32,322
Total Expenses	5,020,315	62,488	21,133,731	229,988	814,013	6,027,317	29,923,913

NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(1,983,988)	239,526	(1,880,459)	(162,594)	(515,977)	(525,924)	(4,505,598)
Net realised profit on investments	10,233,823	139,218	78,232,786	323,949	1,117,758	17,722,187	95,898,459
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	10,233,823	139,218	78,232,786	323,949	1,117,758	17,722,187	95,898,459
Change in net unrealised result on investments	(1,021,315)	(20,125)	(5,636,327)	(15,518)	11,386	383,781	(5,748,033)
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	(1,021,315)	(20,125)	(5,636,327)	(15,518)	11,386	383,781	(5,748,033)
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	7,228,520	358,619	70,716,000	145,837	613,167	17,580,044	85,644,828

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Changes in Net Assets
for the year ended December 31, 2013

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i> <i>USD</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund</i> <i>EUR</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i> <i>AUD</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i> <i>GBP</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i> <i>CAD</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund NZD</i>	<i>Combined</i> <i>USD</i>
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	4,270,732,559	428,496,825	3,346,545,761	86,717,814	132,227,170	910,102,076	9,322,368,302
NET INVESTMENT INCOME/ (LOSS)	(1,983,988)	239,526	(1,880,459)	(162,594)	(515,977)	(525,924)	(4,505,598)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	10,233,823	139,218	78,232,786	323,949	1,117,758	17,722,187	95,898,459
NET UNREALISED PROFIT/ (LOSS) FOR THE YEAR	(1,021,315)	(20,125)	(5,636,327)	(15,518)	11,386	383,781	(5,748,033)
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	7,228,520	358,619	70,716,000	145,837	613,167	17,580,044	85,644,828
Proceeds from subscriptions of units	4,393,976,002	127,688,762	2,447,716,588	18,793,847	54,453,245	548,208,163	7,269,577,750
Payments for repurchase of units	(4,226,689,924)	(219,464,130)	(2,704,922,824)	(32,315,546)	(57,616,236)	(689,128,524)	(7,595,961,241)
NET PROCEEDS/(PAYMENTS) FOR UNIT TRANSACTIONS	167,286,078	(91,775,368)	(257,206,236)	(13,521,699)	(3,162,991)	(140,920,361)	(326,383,491)
Dividend paid to unitholders	(7,228,520)	(358,619)	(70,716,000)	(145,837)	(613,167)	(17,580,044)	(85,644,828)
Exchange movement							(488,565,536)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	4,438,018,637	336,721,457	3,089,339,525	73,196,115	129,064,179	769,181,715	8,507,419,275

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Changes in Units Outstanding
for the year ended December 31, 2013

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>
Number of units outstanding at the beginning of the year	427,073,255,866	42,849,682,483	334,654,576,131	8,671,781,400	13,222,716,963	91,010,207,614
Number of units issued	439,397,600,217	12,768,876,223	244,771,658,844	1,879,384,679	5,445,324,493	54,820,816,308
Number of units repurchased	(422,668,992,411)	(21,946,412,960)	(270,492,282,437)	(3,231,554,584)	(5,761,623,560)	(68,912,852,421)
Number of units outstanding at the end of the year	443,801,863,672	33,672,145,746	308,933,952,538	7,319,611,495	12,906,417,896	76,918,171,501

Statistical Information

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund USD</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund EUR</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund AUD</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund GBP</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund CAD</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund NZD</i>
Net Assets as at December 31, 2013	4,438,018,637	336,721,457	3,089,339,525	73,196,115	129,064,179	769,181,715
Net Assets as at December 31, 2012	4,270,732,559	428,496,825	3,346,545,761	86,717,814	132,227,170	910,102,076
Net Assets as at December 31, 2011	4,090,481,752	475,794,622	3,605,195,102	93,738,657	131,861,069	941,208,536
Net Asset Value per unit as at December 31, 2013	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
Net Asset Value per unit as at December 31, 2012	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
Net Asset Value per unit as at December 31, 2011	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2013**Note 1 - The Fund**

Nomura Multi Currency MMF (the “Fund”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment umbrella fund, is an unincorporated coproprietorship of transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (the “Management Company”), a company incorporated under the laws of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Fund are separated from those of the Management Company and those of other investment funds managed by the Management Company.

The Fund is organised in Luxembourg and registered on the official list of collective investment undertakings qualifying under Part II of the law of December 17, 2010, as amended.

The Fund was created by the Management Company under the name US Money Market Fund and in accordance with the Management Regulations published on November 14, 1991 in the *Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations* (the “*Mémorial*”). Amendments to the Management Regulations were published. By amendment effective on June 1, 1999, the Fund was restructured as an umbrella fund. By an amendment effective on June 2, 2001, the Fund changed its name to Nomura Multi Currency MMF. Consolidated Management Regulations are deposited with the *Grefe du Tribunal d'Arrondissement de et à Luxembourg*, where they may be inspected and copies obtained.

The Fund has been established for an undetermined period. The Fund may be dissolved at anytime by agreement between the Management Company and the Custodian. The Fund may further be dissolved in any way provided for by Luxembourg law.

Units are issued in six Sub-Funds: NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Euro Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Australian Dollar Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. Pound Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Canadian Dollar Money Market Fund and NOMURA MULTI CURRENCY MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund (together the “Sub-Funds”). The Management Company may, from time to time, with the consent of the Custodian, create new Sub-Funds. The Fund prepares combined financial statements in US Dollar (USD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Sub-Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of USD 0.01 per unit. The Sub-Fund's books and records are maintained in USD.

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Euro Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Sub-Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of EUR 0.01 per unit. The Sub-Fund's books and records are maintained in Euro (EUR).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Australian Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Sub-Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of AUD 0.01 per unit. The Sub-Fund's books and records are maintained in Australian Dollar (AUD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. Pound Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Sub-Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of GBP 0.01 per unit. The Sub-Fund's books and records are maintained in Great Britain Pound (GBP).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Canadian Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is fundamental policy of the Sub-Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of CAD 0.01 per unit. The Sub-Fund's books and records are maintained in Canadian Dollar (CAD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is fundamental policy of the Sub-Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of NZD 0.01 per unit. The Sub-Fund's books and records are maintained in New Zealand Dollar (NZD).

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENT IN SECURITIES

Money market instruments and similar portfolio securities are valued based upon their amortised cost which approximates their fair market value.

While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. The Fund's portfolio holdings are periodically reviewed under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using available market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing unitholders, the Management Company will take corrective action as necessary and appropriate, including the sale of portfolio instruments prior to maturity to realize capital gains or losses or by calculating a net asset value per unit by using available market quotations.

SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are recorded on the trade date. Realised profits and losses on sales of portfolio securities are calculated on an average cost basis. Interest income is recorded on the basis of interest accrued. Premiums amortised and discounts earned are included in realized profits and losses on sales of portfolio securities and in the change in net unrealised appreciation/depreciation on investments.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

Assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Sub-funds are translated at the exchange rates prevailing at the date of the financial statements. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Sub-Funds have been translated at the exchange rates prevailing on the transaction dates.

For preparation of combined financial statements in USD, the statements of each Sub-Fund denominated in currencies other than USD are translated at the exchange rates prevailing at year-end.

Currency rates as at December 31, 2013:

1 USD = 1.127523 AUD

1 USD = 1.066900 CAD

1 USD = 0.733783 EUR

1 USD = 0.611359 GBP

1 USD = 1.221150 NZD

Note 3 - Management fees

The Management Company is entitled to management fees for the Fund of USD 15,000 per annum, out of the assets of the Fund.

Note 4 - Investment Adviser fees

The Adviser to US Money Market Fund is paid out of the assets of the Sub-Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund up to USD 250 million, 0.125% of such net assets on the next USD 250 million, 0.100% of such net assets on the next USD 1.5 billion, and 0.075% of such net assets in excess of USD 2.0 billion during the relevant quarter.

The Adviser to Euro Money Market Fund is paid out of the assets of the Sub-Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund up to EUR 200 million, 0.125% of such net assets on the next EUR 200 million, 0.100% of such net assets on the next EUR 1.2 billion, and 0.075% of such net assets in excess of EUR 1.6 billion during the relevant quarter.

The Adviser to Australian Dollar Money Market Fund is paid out of the assets of the Sub-Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund up to AUD 400 million, 0.125% of such net assets on the next AUD 400 million, 0.100% of such net assets on the next AUD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of AUD 3.2 billion during the relevant quarter.

The Adviser to G.B. Pound Money Market Fund is paid, out of the assets of the Sub-Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund up to GBP 150 million, 0.125% of such net assets on the next GBP 150 million, 0.100% of such net assets on the next GBP 900 million, and 0.075% of such net assets in excess of GBP 1.2 billion during the relevant quarter.

The Adviser to Canadian Dollar Money Market Fund is paid out of the assets of the Sub-Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund up to CAD 400 million, 0.125% of such net assets on the next CAD 400 million, 0.100% of such net assets on the next CAD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of CAD 3.2 billion during the relevant quarter.

The Adviser to New Zealand Dollar Money Market Fund is paid, out of the assets of Sub-Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund up to NZD 400 million, 0.125% of such net assets on the next NZD 400 million, 0.100% of such net assets on the next NZD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of NZD 3.2 billion during the relevant quarter.

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.30%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Adviser fees
Falls below 0.30%	0.075%
Falls below 0.20%	0.055%
Falls below 0.10%	0.035%
Falls below 0.10% again	0.015%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Adviser fees
Increase above 0.230%	0.015%
Increase above 0.250%	0.035%
Increase above 0.350%	0.055%
Increase above 0.450%	0.075%
Increase above 0.525%	Up to 0.150%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Sub-Funds.

As at December 31, 2013, the annual rate in effect was 0.015% for the US Money Market Fund, 0.055% for the G.B. Pound Money Market Fund, 0.000% for the Euro Money Market Fund. No reduction of the Investment Adviser fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund, Canadian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to a custodian fee, payable out of the assets of each Sub-Fund, as at the end of each quarter at an annual rate of up to 0.040% of the average daily total net assets of the relevant Sub-Fund. The amount equivalent to the fee payable to the Management Company (USD 15,000 per annum), is deducted from the custodian fee. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Custodian, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Sub-Funds is entrusted, will be borne by the Sub-Funds.

The following annual fee rates have been implemented since December 23, 2008 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, falls below 0.30%; subject to further reduction as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Custodian fees
Falls below 0.30%	0.032%
Falls below 0.20%	0.024%
Falls below 0.10%	0.016%
Falls below 0.10% again	0.008%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Custodian fees
Increase above 0.230%	0.008%
Increase above 0.250%	0.016%
Increase above 0.350%	0.024%
Increase above 0.450%	0.032%
Increase above 0.525%	0.040%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Sub-Funds.

As at December 31, 2013, the annual rate in effect was 0.008% for the US Money Market Fund, 0.024% for the G.B. Pound Money Market Fund, 0.000% for the Euro Money Market Fund. No reduction of the Custodian fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund, New Zealand Dollar Money Market Fund and Canadian Dollar Money Market Fund.

Note 6 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable monthly, out of the net assets of each Sub-Fund, at an annual rate of up to 0.10% of the average of the daily net assets of the Sub-Funds.

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.30%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Falls below 0.30% after the distributor's fee is reduced to 0.250%	0.079%
Falls below 0.20%	0.058%
Falls below 0.10%	0.037%
Falls below 0.10% again	0.016%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Increase above 0.230%	0.016%
Increase above 0.250%	0.037%
Increase above 0.350%	0.058%
Increase above 0.450%	0.079%
Increase above 0.525%	0.100%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Sub-Funds.

As at December 31, 2013, the annual rate in effect was 0.016% for the US Money Market Fund, 0.058% for the G.B. Pound Money Market Fund, 0.000% for the Euro Money Market Fund. No reduction of the Agent Company fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund, Canadian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 7 - Distributor fees

The Distributor in Japan is entitled to a fee payable monthly, out of the assets of each Sub-Fund, at an annual rate of up to 0.40% of the average daily total net assets of the relevant Sub-Fund distributed by such Distributor in Japan and not repurchased during the relevant month.

The following annual fee rates have been implemented as from December 18, 2008 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.45%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Falls below 0.45%	0.350%
Falls below 0.40%	0.300%
Falls below 0.35%	0.250%
Falls below 0.30%	0.198%
Falls below 0.20%	0.146%
Falls below 0.10%	0.094%
Falls below 0.10% again	0.042%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Increase above 0.230%	0.042%
Increase above 0.250%	0.094%
Increase above 0.350%	0.146%
Increase above 0.450%	0.198%
Increase above 0.525%	0.250%
Increase above 0.525% again	0.300%
Increase above 0.525% again	0.350%
Increase above 0.575%	0.400%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Sub-Funds.

As at December 31, 2013, the annual rate in effect was 0.042% for the US Money Market Fund, 0.146% for the G.B. Pound Money Market Fund, 0.30% for the Canadian Dollar Money Market Fund, 0.000% for the Euro Money Market Fund. No reduction of the Distributor fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Management and Investment Adviser fees	170,723	0	848,360	10,058	49,465	275,779	1,211,784
Distributor and Agent Company fees	221,632	0	1,327,784	12,881	44,729	335,970	1,737,363
Custodian fees	91,053	0	309,344	4,389	13,191	80,482	450,859
Correspondent bank fees	223,379	5,119	12,771	9,090	6,052	37,921	293,277
Legal fees	0	0	0	0	0	750	614
Overseas registration fees	769,396	106,577	376,588	51,585	24,073	80,342	1,421,369
Out-of-pocket expenses	0	4,229	38,668	914	0	10,060	49,792
Professional fees	40,273	4,045	30,863	727	1,086	8,813	82,583
Printing and publication fees	1,888	133	1,317	30	53	357	3,627
Subscription tax	114,535	8,418	96,834	2,407	3,868	20,312	236,085
Other expenses	4,032,302	434,730	0	96,677	114,650	1,507	4,891,582
	<u>5,665,181</u>	<u>563,251</u>	<u>3,042,529</u>	<u>188,758</u>	<u>257,167</u>	<u>852,293</u>	<u>10,378,935</u>

Note 9 - Subscription and repurchase of Units

Subscription and repurchase requests may be made to the Fund on each dealing day for all Sub-Funds.

Note 10 - Distributions and reinvestment of dividends

It is the intention of the Management Company to proceed to a daily distribution of dividends in an amount necessary to maintain the Net Asset Value per unit at USD 0.01 for the US Money Market Fund, EUR 0.01 for the Euro Money Market Fund, AUD 0.01 for the Australian Dollar Money Market Fund, GBP 0.01 for the G.B. Pound Money Market Fund, CAD 0.01 for the Canadian Dollar Money Market Fund and NZD 0.01 for the New Zealand Dollar Money Market Fund.

On the last Dealing Day in each month ("Reinvestment Day") all dividends declared, accrued and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the Net Asset Value per unit determined on the Dealing Day preceding the Reinvestment Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would become less than the minimum provided by the law of 2010, as amended.

Note 11 - Taxes

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Sub-Funds are subject to a capital tax (taxe d'abonnement) on their net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Note 12 - Transaction costs

The Fund did not incur any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended December 31, 2013, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2013

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
DENMARK					
FLOATING RATE NOTE					
USD	22,000,000	KOMMUNEKREDIT FRN 23/04/14	22,044,000	22,013,856	0.50
			22,044,000	22,013,856	0.50
		Total DENMARK	22,044,000	22,013,856	0.50
SINGAPORE					
FLOATING RATE NOTE					
USD	94,000,000	DBS BANK LTD FRN 05/04/14	94,000,000	94,000,000	2.11
			94,000,000	94,000,000	2.11
		Total SINGAPORE	94,000,000	94,000,000	2.11
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	116,044,000	116,013,856	2.61
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	101,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 17/01/14	100,930,358	100,986,374	2.29
USD	101,000,000	SUMITOMO MITSUI BK AU CD 0% 28/2/14	100,938,764	100,959,625	2.27
USD	93,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 10/02/14	92,936,906	92,971,809	2.09
			294,806,028	294,917,808	6.65
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	101,000,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 31/01/14	100,930,358	100,975,776	2.28
USD	101,000,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 10/02/14	100,957,598	100,971,732	2.27
USD	101,000,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 19/03/14	100,936,914	100,944,625	2.27
USD	91,000,000	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 05/03/14	90,949,422	90,963,873	2.05
USD	75,000,000	SUNCORP METWAY CP 12/02/14	74,955,943	74,978,929	1.69
			468,730,235	468,834,935	10.56
		Total AUSTRALIA	763,536,263	763,752,743	17.21
BELGIUM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	101,000,000	BNP PARIBAS FORTIS CD 0% 06/01/14	100,938,735	100,995,486	2.28
USD	101,000,000	BNP PARIBAS FORTIS CD 0% 07/02/14	100,934,225	100,972,117	2.27
			201,872,960	201,967,603	4.55
		Total BELGIUM	201,872,960	201,967,603	4.55

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	101,000,000	SOCIETE GENERALE CP 05/02/14	100,965,223	100,979,247	2.28
USD	101,000,000	SOCIETE GENERALE CP 18/02/14	100,943,247	100,969,156	2.28
USD	101,000,000	SOCIETE GENERALE CP 20/02/14	100,956,533	100,963,543	2.27
USD	101,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 24/04/14	100,826,690	100,890,491	2.27
			<u>403,691,693</u>	<u>403,802,437</u>	<u>9.10</u>
		Total FRANCE	<u>403,691,693</u>	<u>403,802,437</u>	<u>9.10</u>
HONG KONG					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	101,000,000	OVERSEAS CHINESE BK HK CP 29/01/14	100,945,826	100,982,334	2.28
			<u>100,945,826</u>	<u>100,982,334</u>	<u>2.28</u>
		Total HONG KONG	<u>100,945,826</u>	<u>100,982,334</u>	<u>2.28</u>
NEW ZEALAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	46,000,000	KIWIBANK CP 17/03/14	45,974,433	45,978,366	1.04
			<u>45,974,433</u>	<u>45,978,366</u>	<u>1.04</u>
		Total NEW ZEALAND	<u>45,974,433</u>	<u>45,978,366</u>	<u>1.04</u>
SINGAPORE					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	101,000,000	OVERSEAS CHINESE BK CD 0% 17/01/14	100,940,669	100,988,392	2.28
USD	100,000,000	NATIXIS SINGAPORE CD 0% 09/01/14	99,934,876	99,992,921	2.25
			<u>200,875,545</u>	<u>200,981,313</u>	<u>4.53</u>
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	101,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 20/03/14	100,931,871	100,939,441	2.27
			<u>100,931,871</u>	<u>100,939,441</u>	<u>2.27</u>
		Total SINGAPORE	<u>301,807,416</u>	<u>301,920,754</u>	<u>6.80</u>
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	102,000,000	SUMITOMO TRUST BK CD 0% 30/12/13	101,901,580	102,000,000	2.30
USD	101,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 14/01/14	100,933,412	100,989,488	2.28
USD	101,000,000	SUMITOMO TRUST BK LD CD 0% 24/01/14	100,938,091	100,983,177	2.28
USD	101,000,000	SUMITOMO TRUST BK LD CD 0% 18/02/14	100,948,404	100,971,959	2.28
USD	101,000,000	SUMITOMO TRUST BK LD CD 0% 04/3/14	100,945,742	100,961,416	2.27
USD	101,000,000	MITSUBISHI UFJ TR CD 0% 25/02/14	100,932,936	100,958,449	2.27
USD	100,000,000	CITIBANK NA CD 0.2% 28/02/14	100,000,000	100,000,000	2.25

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED KINGDOM (CONTINUED)					
CERTIFICATE OF DEPOSIT (CONTINUED)					
USD	92,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 27/03/14	91,936,793	91,938,900	2.07
USD	91,000,000	MIZUHO CORP BANK LDN CD 0% 06/03/14	90,936,345	90,953,319	2.05
USD	75,000,000	MIZUHO CORP BANK LDN CD 0% 10/01/14	74,958,960	74,993,816	1.69
USD	45,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 22/01/14	44,988,453	44,993,677	1.01
			<u>1,009,420,716</u>	<u>1,009,744,201</u>	<u>22.75</u>
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	101,000,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 18/02/14	100,902,686	100,960,760	2.27
USD	50,000,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 20/02/14	49,969,990	49,983,038	1.13
USD	47,000,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 13/03/14	46,959,302	46,975,242	1.06
USD	46,500,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 25/02/14	46,456,350	46,479,772	1.05
			<u>244,288,328</u>	<u>244,398,812</u>	<u>5.51</u>
		Total UNITED KINGDOM	<u>1,253,709,044</u>	<u>1,254,143,013</u>	<u>28.26</u>
UNITED STATES OF AMERICA					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	101,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.23% 04/02/14	101,000,000	101,000,000	2.27
USD	93,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.24% 24/02/14	93,000,000	93,000,000	2.10
USD	92,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.23% 21/01/14	92,500,000	92,500,000	2.08
USD	92,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.31% 01/04/14	92,000,000	92,000,000	2.07
USD	46,500,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.28% 18/02/14	46,500,000	46,500,000	1.05
USD	46,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.22% 14/01/14	46,500,000	46,500,000	1.05
			<u>471,500,000</u>	<u>471,500,000</u>	<u>10.62</u>
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	101,000,000	MITSUBISHI CORP FIN 0.25% 11/03/14	101,000,000	101,000,000	2.28
			<u>101,000,000</u>	<u>101,000,000</u>	<u>2.28</u>
		Total UNITED STATES OF AMERICA	<u>572,500,000</u>	<u>572,500,000</u>	<u>12.90</u>
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	<u>3,644,037,635</u>	<u>3,645,047,250</u>	<u>82.14</u>
Total Investments			<u>3,760,081,635</u>	<u>3,761,061,106</u>	<u>84.75</u>

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US MONEY MARKET FUND
Economic and Geographical Division of Investments
as at December 31, 2013

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	17.21
	17.21
BELGIUM	
Financials	4.55
	4.55
DENMARK	
Financials	0.50
	0.50
FRANCE	
Financials	9.10
	9.10
HONG KONG	
Financials	2.28
	2.28
NEW ZEALAND	
Financials	1.04
	1.04
SINGAPORE	
Financials	8.91
	8.91
UNITED KINGDOM	
Financials	28.26
	28.26
UNITED STATES OF AMERICA	
Financials	12.90
	12.90
Total Investments	84.75

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - EURO MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2013

(expressed in EURO)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
NETHERLANDS					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	9,600,000	RABOBANK NEDERLAND FRN 19/05/14	9,617,760	9,610,810	2.85
			9,617,760	9,610,810	2.85
		Total NETHERLANDS	9,617,760	9,610,810	2.85
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	9,617,760	9,610,810	2.85
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	14,500,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 27/02/14	14,492,223	14,495,012	4.31
EUR	9,000,000	ING BANK SYDNEY CP 16/01/14	8,996,816	8,999,405	2.67
			23,489,039	23,494,417	6.98
		Total AUSTRALIA	23,489,039	23,494,417	6.98
FINLAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	13,500,000	POHJOLA BANK CP 31/01/14	13,494,647	13,498,321	4.01
			13,494,647	13,498,321	4.01
		Total FINLAND	13,494,647	13,498,321	4.01
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	13,500,000	RESEAU FERRE DE FRANCE CP 24/01/14	13,489,976	13,498,829	4.00
EUR	10,000,000	LMA CP 21/01/14	9,997,526	9,998,350	2.97
EUR	7,900,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 07/02/14	7,895,740	7,898,418	2.35
EUR	1,500,000	UNEDIC CP 17/01/14	1,499,479	1,499,906	0.45
			32,882,721	32,895,503	9.77
		Total FRANCE	32,882,721	32,895,503	9.77

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
IRELAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	5,500,000	CATERPILLAR INT FINANCE CP 12/02/14	5,498,051	5,498,522	1.63
			5,498,051	5,498,522	1.63
		Total IRELAND	5,498,051	5,498,522	1.63
MALTA					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	14,500,000	BMW MALTA FINANCE LTD CP 21/02/14	14,493,711	14,495,306	4.31
EUR	9,000,000	BMW MALTA FINANCE LTD CP 23/01/14	8,996,781	8,999,160	2.67
			23,490,492	23,494,466	6.98
		Total MALTA	23,490,492	23,494,466	6.98
NEW ZEALAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	14,500,000	KIWIBANK CP 13/03/14	14,490,219	14,492,067	4.30
			14,490,219	14,492,067	4.30
		Total NEW ZEALAND	14,490,219	14,492,067	4.30
SINGAPORE					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
EUR	18,500,000	OVERSEAS CHINESE BK CD 0% 17/01/14	18,493,383	18,498,706	5.49
			18,493,383	18,498,706	5.49
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	14,500,000	NATIXIS SINGAPORE CP 09/01/14	14,494,444	14,499,396	4.31
			14,494,444	14,499,396	4.31
		Total SINGAPORE	32,987,827	32,998,102	9.80
SWEDEN					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	14,500,000	NORDEA BANK AB CP 06/01/14	14,497,515	14,499,690	4.31
			14,497,515	14,499,690	4.31
		Total SWEDEN	14,497,515	14,499,690	4.31

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
EUR	22,500,000	SUMITOMO TRUST BK LD CD 0% 23/01/14	22,489,656	22,497,302	6.68
EUR	18,500,000	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 06/01/14	18,491,032	18,499,353	5.49
EUR	18,500,000	MITSUBISHI UFJ TR CD 0% 07/02/14	18,491,966	18,496,594	5.49
EUR	9,000,000	MIZUHO BANK LDN CD 0% 07/02/14	8,996,991	8,998,635	2.67
EUR	7,000,000	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 10/01/14	6,996,781	6,999,615	2.08
EUR	4,000,000	BK TOKYO MITSU UFJLN CD 0% 30/12/13	3,998,911	4,000,000	1.19
			79,465,337	79,491,499	23.60
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	18,500,000	SUMITOMO CORP CAP EUR CP 27/01/14	18,492,603	18,497,699	5.50
EUR	14,500,000	MITSUB CORP FINANCE CP 6/03/14	14,491,667	14,493,889	4.30
			32,984,270	32,991,588	9.80
		Total UNITED KINGDOM	112,449,607	112,483,087	33.40
UNITED STATES OF AMERICA					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	4,000,000	PROCTER & GAMBLE CP 20/02/14	3,997,371	3,999,076	1.19
			3,997,371	3,999,076	1.19
		Total UNITED STATES OF AMERICA	3,997,371	3,999,076	1.19
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	277,277,489	277,353,251	82.37
Total Investments			286,895,249	286,964,061	85.22

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - EURO MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2013

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	6.98
	6.98
FINLAND	
Financials	4.01
	4.01
FRANCE	
Financials	5.77
Industrials	4.00
	9.77
IRELAND	
Financials	1.63
	1.63
MALTA	
Financials	6.98
	6.98
NETHERLANDS	
Financials	2.85
	2.85
NEW ZEALAND	
Financials	4.30
	4.30
SINGAPORE	
Financials	9.80
	9.80
SWEDEN	
Financials	4.31
	4.31
UNITED KINGDOM	
Financials	33.40
	33.40
UNITED STATES OF AMERICA	
Consumer Discretionary	1.19
	1.19
Total Investments	85.22

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - AUSTRALIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2013

(expressed in Australian Dollar)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
AUD	103,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 25/02/14	102,334,427	102,587,635	3.32
AUD	103,000,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 28/02/14	102,327,481	102,556,581	3.31
AUD	95,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 29/01/14	94,594,479	94,800,563	3.07
AUD	94,000,000	UOB AUSTRALIA CD 0% 06/01/14	93,794,070	93,954,953	3.04
AUD	94,000,000	BANK OF TOKYO MIT AUST CD 0% 6/1/14	93,785,752	93,953,133	3.04
AUD	94,000,000	SUMITOMO MIT BK AU CD 0% 21/01/14	93,372,434	93,849,930	3.04
AUD	94,000,000	SUMITOMO MITSUI BK AU CD 0% 12/3/14	93,382,508	93,506,007	3.03
			673,591,151	675,208,802	21.85
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	103,000,000	BARCLAYS BANK AUST CP 30/12/13	102,540,844	103,000,000	3.34
AUD	103,000,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 12/02/14	102,314,944	102,672,364	3.32
AUD	95,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 27/02/14	93,749,383	94,598,987	3.06
AUD	94,000,000	NEW SOUTH WALES TREAS CP 30/12/13	93,799,686	94,000,000	3.04
AUD	94,000,000	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 14/01/14	93,150,968	93,898,116	3.04
AUD	93,000,000	ING BANK SYDNEY CP 11/03/14	92,381,455	92,522,645	2.99
AUD	62,000,000	SUNCORP METWAY CP 12/02/14	61,587,637	61,802,783	2.00
			639,524,917	642,494,895	20.79
FLOATING RATE NOTE					
AUD	95,000,000	WESTPAC BANK FRN 26/06/14	95,000,000	95,000,000	3.08
			95,000,000	95,000,000	3.08
		Total AUSTRALIA	1,408,116,068	1,412,703,697	45.72
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	103,000,000	SOCIETE GENERALE CP 16/01/14	102,322,737	102,874,853	3.32
AUD	100,500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 07/02/14	99,119,486	100,207,391	3.24
AUD	95,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 20/06/14	93,697,347	93,768,921	3.04
AUD	94,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 20/03/14	92,777,858	93,459,827	3.03
			387,917,428	390,310,992	12.63
		Total FRANCE	387,917,428	390,310,992	12.63

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	25,000,000	KFW CP 21/01/14	24,937,587	24,959,615	0.81
			24,937,587	24,959,615	0.81
		Total GERMANY	24,937,587	24,959,615	0.81
NORWAY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	95,000,000	DNB NOR BANK ASA CP 06/01/14	94,302,580	94,953,058	3.08
AUD	93,000,000	DNB NOR BANK ASA CP 06/02/14	92,395,528	92,750,327	3.00
			186,698,108	187,703,385	6.08
		Total NORWAY	186,698,108	187,703,385	6.08
SINGAPORE					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
AUD	103,000,000	OVERSEAS CHINESE BK CD 0% 17/01/14	102,313,646	102,865,713	3.33
			102,313,646	102,865,713	3.33
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	103,000,000	OVERSEAS CHINESE BK HK CP 06/03/14	102,327,199	102,506,613	3.33
AUD	95,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 06/01/14	94,350,163	94,952,117	3.07
AUD	94,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 20/03/14	93,376,710	93,445,965	3.02
			290,054,072	290,904,695	9.42
		Total SINGAPORE	392,367,718	393,770,408	12.75
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
AUD	94,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 11/03/14	93,381,555	93,517,477	3.03
			93,381,555	93,517,477	3.03
		Total UNITED KINGDOM	93,381,555	93,517,477	3.03
UNITED STATES OF AMERICA					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	28,000,000	FANNIE MAE CP 30/12/13	27,662,745	28,000,000	0.91
			27,662,745	28,000,000	0.91

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
AUD	70,000,000	IBRD 5.75% 27/08/14	71,805,461	71,345,685	2.30
AUD	11,000,000	INTL FINANCE CORP 4.86% 24/02/14	11,077,000	11,034,496	0.36
			82,882,461	82,380,181	2.66
		Total UNITED STATES OF AMERICA	110,545,206	110,380,181	3.57
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	2,603,963,670	2,613,345,755	84.59
Total Investments			2,603,963,670	2,613,345,755	84.59

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - AUSTRALIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2013

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	45.72
	45.72
FRANCE	
Financials	12.63
	12.63
GERMANY	
Financials	0.81
	0.81
NORWAY	
Financials	6.08
	6.08
SINGAPORE	
Financials	12.75
	12.75
UNITED KINGDOM	
Financials	3.03
	3.03
UNITED STATES OF AMERICA	
Supranationals	2.66
Financials	0.91
	3.57
Total Investments	84.59

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. POUND MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2013

(expressed in BRITISH POUND)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
EURO COMMERCIAL PAPER					
GBP	6,000,000	WESTPAC BANKING CORP CP 23/01/14	5,981,067	5,997,916	8.19
GBP	5,500,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 10/02/14	5,492,362	5,496,587	7.51
			11,473,429	11,494,503	15.70
		Total AUSTRALIA	11,473,429	11,494,503	15.70
BELGIUM					
EURO COMMERCIAL PAPER					
GBP	4,000,000	SUMITOMO MIT BKNG BRUS CP 27/01/14	3,996,770	3,998,467	5.46
			3,996,770	3,998,467	5.46
		Total BELGIUM	3,996,770	3,998,467	5.46
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
GBP	5,800,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 08/01/14	5,792,700	5,799,286	7.92
			5,792,700	5,799,286	7.92
		Total FRANCE	5,792,700	5,799,286	7.92
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
GBP	4,500,000	TOYOTA KREDIETBANK GMBH CP 10/02/14	4,489,299	4,497,417	6.14
			4,489,299	4,497,417	6.14
		Total GERMANY	4,489,299	4,497,417	6.14
SINGAPORE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
GBP	5,500,000	OVERSEAS CHINESE BK HK CP 17/01/14	5,493,077	5,498,646	7.51
			5,493,077	5,498,646	7.51
		Total SINGAPORE	5,493,077	5,498,646	7.51
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
GBP	5,500,000	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 04/03/14	5,493,227	5,495,183	7.51
GBP	5,000,000	MITSUBISHI UFJ TR CD 0% 07/01/14	4,993,775	4,999,453	6.83
GBP	4,500,000	MIZUHO CORP BANK LDN CD 0% 22/01/14	4,494,520	4,498,584	6.15
			14,981,522	14,993,220	20.49

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED KINGDOM (CONTINUED)					
EURO COMMERCIAL PAPER					
GBP	5,500,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 05/03/14	5,493,093	5,495,011	7.52
GBP	4,500,000	UNILEVER PLC CP 21/05/14	4,489,903	4,490,568	6.13
			9,982,996	9,985,579	13.65
		Total UNITED KINGDOM	24,964,518	24,978,799	34.14
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	56,209,793	56,267,118	76.87
Total Investments			56,209,793	56,267,118	76.87

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. POUND MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2013

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	15.70
	15.70
BELGIUM	
Financials	5.46
	5.46
FRANCE	
Financials	7.92
	7.92
GERMANY	
Financials	6.14
	6.14
SINGAPORE	
Financials	7.51
	7.51
UNITED KINGDOM	
Financials	34.14
	34.14
Total Investments	76.87

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - CANADIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2013

(expressed in CANADIAN DOLLAR)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
FINLAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
CAD	7,750,000	NORDIC INVEST BK 4.5% 10/03/14	7,807,583	7,800,385	6.04
			7,807,583	7,800,385	6.04
		Total FINLAND	7,807,583	7,800,385	6.04
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	7,807,583	7,800,385	6.04
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
EURO COMMERCIAL PAPER					
CAD	7,500,000	CREDIT AGRIC CIB AUS CP 31/01/14	7,478,213	7,492,422	5.81
			7,478,213	7,492,422	5.81
		Total AUSTRALIA	7,478,213	7,492,422	5.81
BELGIUM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
CAD	9,500,000	BNP PARIBAS FORTIS CD 0% 10/03/14	9,473,710	9,479,553	7.34
			9,473,710	9,479,553	7.34
		Total BELGIUM	9,473,710	9,479,553	7.34
CANADA					
EURO COMMERCIAL PAPER					
CAD	10,000,000	MACQUARIE BANK AUST CP 28/02/14	9,972,523	9,981,883	7.73
			9,972,523	9,981,883	7.73
		Total CANADA	9,972,523	9,981,883	7.73
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
CAD	10,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 08/01/14	9,971,968	9,997,258	7.75
			9,971,968	9,997,258	7.75
		Total FRANCE	9,971,968	9,997,258	7.75

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
CAD	10,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 18/02/14	9,972,984	9,985,318	7.74
			9,972,984	9,985,318	7.74
		Total GERMANY	9,972,984	9,985,318	7.74
NETHERLANDS					
EURO COMMERCIAL PAPER					
CAD	10,500,000	RABOBANK NV CP 06/01/14	10,470,987	10,497,862	8.13
			10,470,987	10,497,862	8.13
		Total NETHERLANDS	10,470,987	10,497,862	8.13
NEW ZEALAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
CAD	10,500,000	KIWIBANK CP 19/02/14	10,470,833	10,483,831	8.12
			10,470,833	10,483,831	8.12
		Total NEW ZEALAND	10,470,833	10,483,831	8.12
SINGAPORE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
CAD	9,500,000	NATIXIS SINGAPORE CP 28/01/14	9,472,887	9,491,452	7.36
CAD	4,000,000	TEMASEK FINANCIAL II PRV CP 07/2/14	3,981,882	3,995,471	3.10
			13,454,769	13,486,923	10.46
		Total SINGAPORE	13,454,769	13,486,923	10.46
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
CAD	11,000,000	TORONTO DOM BK CD LN 0% 21/01/14	10,970,182	10,993,095	8.52
			10,970,182	10,993,095	8.52
		Total UNITED KINGDOM	10,970,182	10,993,095	8.52

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA					
EURO COMMERCIAL PAPER					
CAD	7,000,000	FANNIE MAE CP 28/01/14	6,968,312	6,993,994	5.42
CAD	4,000,000	FANNIE MAE CP 24/02/14	3,989,179	3,993,267	3.09
			<u>10,957,491</u>	<u>10,987,261</u>	<u>8.51</u>
		Total UNITED STATES OF AMERICA	<u>10,957,491</u>	<u>10,987,261</u>	<u>8.51</u>
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	<u>103,193,660</u>	<u>103,385,406</u>	<u>80.11</u>
Total Investments			<u>111,001,243</u>	<u>111,185,791</u>	<u>86.15</u>

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - CANADIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2013

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	5.81
	5.81
BELGIUM	
Financials	7.34
	7.34
CANADA	
Financials	7.73
	7.73
FINLAND	
Supranationals	6.04
	6.04
FRANCE	
Financials	7.75
	7.75
GERMANY	
Financials	7.74
	7.74
NETHERLANDS	
Financials	8.13
	8.13
NEW ZEALAND	
Financials	8.12
	8.12
SINGAPORE	
Financials	10.46
	10.46
UNITED KINGDOM	
Financials	8.52
	8.52
UNITED STATES OF AMERICA	
Financials	8.51
	8.51
Total Investments	86.15

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - NEW ZEALAND DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2013

(expressed in NEW ZEALAND DOLLAR)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
NZD	54,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 31/01/14	53,632,676	53,872,235	7.00
NZD	54,000,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 05/03/14	53,636,612	53,737,553	6.99
NZD	45,000,000	SUMITOMO MITSUI BK AU CD 0% 29/1/14	44,796,952	44,900,140	5.84
			152,066,240	152,509,928	19.83
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	54,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 21/01/14	53,610,949	53,909,903	7.01
NZD	54,000,000	COMMONWEALTH BK AUST CP 07/02/14	53,638,802	53,846,884	7.00
			107,249,751	107,756,787	14.01
FLOATING RATE NOTE					
NZD	45,000,000	NAB FRN 23/07/14	45,000,000	45,000,000	5.85
			45,000,000	45,000,000	5.85
STRAIGHT FIXED BOND					
NZD	4,500,000	TOYOTA FINANCE AUST 3.55% 24/3/14	4,508,325	4,506,300	0.59
			4,508,325	4,506,300	0.59
		Total AUSTRALIA	308,824,316	309,773,015	40.28
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	50,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 25/02/14	49,657,364	49,787,715	6.47
			49,657,364	49,787,715	6.47
		Total FRANCE	49,657,364	49,787,715	6.47
HONG KONG					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
NZD	54,000,000	BNP PARIBAS HONG KONG CD 0% 5/02/14	53,638,121	53,854,462	7.00
			53,638,121	53,854,462	7.00
		Total HONG KONG	53,638,121	53,854,462	7.00
IVORY COAST					
STRAIGHT FIXED BOND					
NZD	4,400,000	AFRICAN DEV BK 4.52% 28/03/14	4,443,560	4,415,457	0.57
			4,443,560	4,415,457	0.57
		Total IVORY COAST	4,443,560	4,415,457	0.57

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
NETHERLANDS					
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	54,000,000	NEDERLANDSE WATERSCHAP CP 14/02/14	53,638,121	53,819,061	7.00
			53,638,121	53,819,061	7.00
		Total NETHERLANDS	53,638,121	53,819,061	7.00
NEW ZEALAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	45,000,000	KIWIBANK CP 08/01/14	44,690,494	44,969,722	5.85
			44,690,494	44,969,722	5.85
		Total NEW ZEALAND	44,690,494	44,969,722	5.85
SINGAPORE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	45,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 14/01/14	44,892,184	44,950,993	5.84
			44,892,184	44,950,993	5.84
		Total SINGAPORE	44,892,184	44,950,993	5.84
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
NZD	60,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 10/01/14	59,585,812	59,950,477	7.79
			59,585,812	59,950,477	7.79
		Total UNITED KINGDOM	59,585,812	59,950,477	7.79
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	619,369,972	621,520,902	80.80
Total Investments			619,369,972	621,520,902	80.80

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - NEW ZEALAND DOLLAR MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2013

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	40.28
	40.28
FRANCE	
Financials	6.47
	6.47
HONG KONG	
Financials	7.00
	7.00
IVORY COAST	
Supranationals	0.57
	0.57
NETHERLANDS	
Financials	7.00
	7.00
NEW ZEALAND	
Financials	5.85
	5.85
SINGAPORE	
Financials	5.84
	5.84
UNITED KINGDOM	
Financials	7.79
	7.79
Total Investments	80.80

（２）【2012年12月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ外貨MMF
結合純資産計算書
2012年12月31日現在

	U S マネー マーケット ファンド		ユーロ マネー マーケット ファンド		豪ドル マネー マーケット ファンド		英ポンド マネー マーケット ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
資産								
投資有価証券								
一時価（注２）	3,404,619,203	349,347,976	352,899,037	50,019,910	2,620,586,064	249,637,028	74,509,043	12,865,476
銀行預金	43,256	4,438	8,657	1,227	33,653	3,206	3,349	578
預金	873,356,000	89,615,059	76,019,000	10,774,933	735,630,000	70,076,114	12,431,000	2,146,461
未収収益	162,823	16,707	279,359	39,596	456,093	43,447	3,398	587
現金および現金 等価物に係る利息	4,541	466	21	3	59,209	5,640	144	25
資産合計	4,278,185,823	438,984,647	429,206,074	60,835,669	3,356,765,019	319,765,436	86,946,934	15,013,127
負債								
未払費用（注８）	6,401,486	656,856	596,814	84,592	3,310,584	315,366	200,871	34,684
受益者への未払 分配金	1,051,778	107,923	112,435	15,937	6,908,674	658,120	28,249	4,878
負債合計	7,453,264	764,779	709,249	100,529	10,219,258	973,487	229,120	39,562
純資産	4,270,732,559	438,219,868	428,496,825	60,735,140	3,346,545,761	318,791,949	86,717,814	14,973,565
発行済受益証券数 1口当り純資産 価格	427,073,255,866口 0.01	1.026円	42,849,682,483口 0.01	1.417円	334,654,576,131口 0.01	0.953円	8,671,781,400口 0.01	1.727円
	カナダドル マネー マーケット ファンド		NZドル マネー マーケット ファンド		結合			
	(カナダドル)	(千円)	(NZドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)		
資産								
投資有価証券								
一時価（注２）	110,159,790	10,321,972	738,198,030	64,917,135	7,421,609,189	761,531,319		
銀行預金	1,149	108	9,113	801	103,590	10,629		
預金	22,393,000	2,098,224	173,738,000	15,278,520	1,920,763,418	197,089,534		
未収収益	1,436	135	514,406	45,237	1,433,302	147,071		
現金および現金 等価物に係る利息	579	54	12,306	1,082	76,789	7,879		
資産合計	132,555,954	12,420,493	912,471,855	80,242,775	9,343,986,288	958,786,433		
負債								
未払費用（注８）	267,370	25,053	971,067	85,396	12,008,770	1,232,220		
受益者への未払 分配金	61,414	5,754	1,398,712	123,003	9,609,216	986,002		
負債合計	328,784	30,807	2,369,779	208,398	21,617,986	2,218,222		
純資産	132,227,170	12,389,686	910,102,076	80,034,377	9,322,368,302	956,568,211		
発行済受益証券数 1口当り純資産 価格	13,222,716,963口 0.01	0.937円	91,010,207,614口 0.01	0.879円				

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ外貨MMF

結合運用計算書

2012年12月31日に終了した年度

	U S マネー		ユーロ マネー		豪ドル マネー		英ポンド マネー	
	マーケット	ファンド	マーケット	ファンド	マーケット	ファンド	マーケット	ファンド
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
収益								
預金利息	1,850,600	189,890	118,255	16,761	25,367,082	2,416,468	85,082	14,691
債券利息	3,514,644	360,638	84,616	11,993	5,246,334	499,766	50,613	8,739
収益合計	5,365,244	550,528	202,871	28,755	30,613,416	2,916,234	135,695	23,430
費用								
管理報酬および投資顧問報酬 (注3、4)	1,469,631	150,799	150,205	21,290	3,706,358	353,068	66,704	11,518
販売会社報酬および代行協会員報酬 (注6、7)	5,500,615	564,418	535,179	75,856	17,375,787	1,655,217	246,516	42,566
保管報酬(注5)	674,812	69,242	65,023	9,216	1,394,886	132,877	28,697	4,955
当座借越に係る支払利息	279	29	577	82	49,611	4,726	169	29
コルレス銀行報酬	160,000	16,418	0	0	77,773	7,409	0	0
法務報酬	119	12	682	97	5,877	560	153	26
海外登録費用	239,066	24,531	29,989	4,251	138,241	13,169	13,767	2,377
現金支出費	0	0	22,325	3,164	173,759	16,552	4,688	809
専門家報酬	34,995	3,591	3,649	517	28,560	2,721	771	133
印刷費・公告費	1,458	150	89	13	1,190	113	32	6
年次税(注11)	422,526	43,355	44,067	6,246	345,599	32,922	9,313	1,608
その他の費用	9,430	968	1,863	264	8,311	792	1,118	193
費用合計	8,512,931	873,512	853,648	120,996	23,305,952	2,220,125	371,928	64,221
純投資(損)益	(3,147,687)	(322,984)	(650,777)	(92,241)	7,307,464	696,109	(236,233)	(40,790)
投資有価証券実現純利益	10,631,615	1,090,910	1,673,575	237,213	103,051,682	9,816,703	504,682	87,143
当期実現純利益	10,631,615	1,090,910	1,673,575	237,213	103,051,682	9,816,703	504,682	87,143
投資有価証券未実現純損益の変動	1,320,152	135,461	(274,307)	(38,880)	4,863,986	463,343	9,579	1,654
当期末実現純(損)益	1,320,152	135,461	(274,307)	(38,880)	4,863,986	463,343	9,579	1,654
運用の結果による純資産の増加	8,804,080	903,387	748,491	106,091	115,223,132	10,976,156	278,028	48,007

	カナダドル マネー		NZドル マネー		結合	
	マーケット	ファンド	マーケット	ファンド	(米ドル)	(千円)
	(カナダドル)	(千円)	(NZドル)	(千円)		
収益						
預金利息	280,111	26,246	3,928,555	345,477	31,917,172	3,275,021
債券利息	296,025	27,738	1,931,316	169,840	11,022,718	1,131,041
収益合計	576,136	53,984	5,859,871	515,317	42,939,890	4,406,062
費用						
管理報酬および投資顧問報酬 (注3、4)	207,047	19,400	1,231,483	108,297	6,832,305	701,063
販売会社報酬および代行協会員報酬 (注6、7)	677,615	63,493	4,657,426	409,574	29,101,142	2,986,068
保管報酬(注5)	55,470	5,198	374,503	32,934	2,614,542	268,278
当座借越に係る支払利息	207	19	0	0	52,901	5,428
コルレス銀行報酬	6,000	562	40,000	3,518	279,376	28,667
法務報酬	229	21	1,339	118	8,683	891
海外登録費用	7,506	703	26,968	2,372	473,776	48,614
現金支出費	0	0	46,575	4,096	255,220	26,188
専門家報酬	1,136	106	7,666	674	78,071	8,011
印刷費・公告費	47	4	319	28	3,170	325
年次税(注11)	13,727	1,286	92,639	8,147	943,511	96,814
その他の費用	1,736	163	3,356	295	26,805	2,750
費用合計	970,720	90,956	6,482,274	570,051	40,669,502	4,173,098
純投資(損)益	(394,584)	(36,973)	(622,403)	(54,734)	2,270,388	232,965
投資有価証券実現純利益	999,627	93,665	19,767,531	1,738,357	137,592,050	14,118,320
当期実現純利益	999,627	93,665	19,767,531	1,738,357	137,592,050	14,118,320
投資有価証券未実現純損益の変動	67,578	6,332	211,202	18,573	6,251,122	641,428
当期末実現純(損)益	67,578	6,332	211,202	18,573	6,251,122	641,428
運用の結果による純資産の増加	672,621	63,025	19,356,330	1,702,196	146,113,560	14,992,712

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF
財務書類に対する注記
2012年12月31日に終了した年度

注１－ファンド

ノムラ外貨MMF（旧ファンド名：コスモスMMFシリーズ）（「ファンド」）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてルクセンブルグにおいて設定されたアンブレラ・ファンド型の契約型投資信託であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）によって、その共有者（「受益者」）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体を構成する。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

ファンドは、ルクセンブルグで設定され、2010年12月17日法のパートⅡに基づく適格な投資信託として公的リストに登録されている。

ファンドは、US マネー マーケット ファンドの名称で1991年11月14日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（「メモリアル」）に公告された約款に準拠して管理会社により設立された。約款の改正は、公示されている。1999年6月1日付の改正により、ファンドはアンブレラ・ファンドとして再編成された。2001年6月2日付の改正により、ファンドはファンド名をノムラ外貨MMFに変更した。統合約款は、ルクセンブルグ地方裁判所の記録部に提出されており、閲覧およびその写しを入手することができる。

ファンドの存続期間は無期限である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により随時償還することができる。また、ファンドは、ルクセンブルグの法律により求められる場合には償還される。

受益証券は、ファンドのもとで6つのサブ・ファンド証券：ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－ユーロ マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンドおよびノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド（ともに「サブ・ファンド」）が発行されている。管理会社は、保管受託銀行の同意のもとに、随時新しいサブ・ファンドを設立することができる。ファンドは、米ドル建で結合財務書類を作成している。

ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。サブ・ファンドは、1口当り純資産価格を0.01米ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。サブ・ファンドの会計帳簿および記録は米ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－ユーロ マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。サブ・ファンドは、1口当り純資産価格を0.01ユーロに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。サブ・ファンドの会計帳簿および記録はユーロで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。サブ・ファンドは、1口当り純資産価格を0.01豪ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。サブ・ファンドの会計帳簿および記録は豪ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。サブ・ファンドは、1口当り純資産価格を0.01英ポンドに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。サブ・ファンドの会計帳簿および記録は英ポンドで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。サブ・ファンドは、1口当り純資産価格を0.01カナダドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。サブ・ファンドの会計帳簿および記録はカナダドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。サブ・ファンドは、1口当り純資産価格を0.01NZドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。サブ・ファンドの会計帳簿および記録はNZドルで記帳されている。

注２－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

マネー・マーケット商品および類似の投資有価証券は、公正な時価に近似する償却原価に基づいて評価される。

この方法は評価においては確実性を提供するものの、期中の評価額は、償却原価で決定されるため、商品を売却した場合にファンドが受取る額よりも高額であったり低額であったりする場合がある。ファンドが保有する有価証券は、入手可能な市場相場を用いて算出される純資産額と償却原価法で算出される純資産額との間に乖離が生じるか否かを判断するために、管理会社の取締役会の指示に基づき定期的にレビューされる。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果をもたらす乖離が存在すると判断された場合、管理会社は必要かつ適切な是正措置を行う予定である。これには、キャピタル・ゲインまたはロスを実現するためにポートフォリオ商品を満期日以前に売却したり、入手可能な市場相場を用いて1口当たり純資産価格を計算したりすることが含まれる。

証券取引および投資収益

証券取引は、取引日に会計処理される。投資有価証券売却実現損益は、平均原価法で算出される。受取利息は、発生主義により計上される。プレミアムの償却および割引は、投資有価証券売却実現損益および投資有価証券未実現純評価損益の変動に含まれている。

外貨換算

各サブ・ファンドの表示通貨以外の通貨建の資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算される。各サブ・ファンドの表示通貨以外の通貨建の収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

結合財務書類を米ドルで作成するにあたり、米ドル以外の通貨建の各サブ・ファンドの財務書類は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

2012年12月31日現在の為替レート：

1米ドル = 0.965623 豪ドル

1米ドル = 0.993100 カナダドル

1米ドル = 0.756029 ユーロ

1米ドル = 0.619732 英ポンド

1米ドル = 1.219809 NZドル

注3－管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から年間15,000米ドルをファンドに対する管理報酬として受領する権利を有する。

注4－投資顧問報酬

US マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のサブ・ファンドの日次純資産の平均額のうち250百万米ドルまでは年率0.150%、次の250百万米ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の15億米ドルについては当該純資産の年率0.100%および20億米ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がサブ・ファンドの資産から支払われる。

ユーロ マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のサブ・ファンドの日次純資産の平均額のうち200百万ユーロまでは年率0.150%、次の200百万ユーロについては当該純資産の年率0.125%、次の12億ユーロについては当該純資産の年率0.100%および16億ユーロ超については当該純資産の年率0.075%の報酬がサブ・ファンドの資産から支払われる。

豪ドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のサブ・ファンドの日次純資産の平均額のうち400百万豪ドルまでは年率0.150%、次の400百万豪ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億豪ドルについては当該純資産の年率0.100%および32億豪ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がサブ・ファンドの資産から支払われる。

英ポンド マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のサブ・ファンドの日次純資産の平均額のうち150百万英ポンドまでは年率0.150%、次の150百万英ポンドについては当該純資産の年率0.125%、次の900百万英ポンドについては当該純資産の年率0.100%および12億英ポンド超については当該純資産の年率0.075%の報酬がサブ・ファンドの資産から支払われる。

カナダドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のサブ・ファンドの日次純資産の平均額のうち400百万カナダドルまでは年率0.150%、次の400百万カナダドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億カナダドルについては当該純資産の年率0.100%および32億カナダドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がサブ・ファンドの資産から支払われる。

NZドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のサブ・ファンドの日次純資産の平均額のうち400百万NZドルまでは年率0.150%、次の400百万NZドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億NZドルについては当該純資産の年率0.100%および32億NZドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がサブ・ファンドの資産から支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.075%
0.20%未満となった場合	0.055%
0.10%未満となった場合	0.035%
再度0.10%未満となった場合	0.015%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.230%超となった場合	0.015%
0.250%超となった場合	0.035%
0.350%超となった場合	0.055%
0.450%超となった場合	0.075%
0.525%超となった場合	最大0.150%

サブ・ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2012年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、U S マネー マーケット ファンドに関して0.035%、英ポンド マネー マーケット ファンドに関して0.055%、ユーロ マネー マーケット ファンドに関して0.000%であった。豪ドル マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに、投資顧問報酬の引下げは適用されていなかった。

注5－保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンド資産から、関連するサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.040%以下の保管報酬を各四半期末毎に受領する権利を有する。管理会社に支払うべき報酬に相当する金額（年間15,000米ドル）は、保管報酬から差し引かれる。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵便費用を含むがそれらに限定されない。）、ならびにサブ・ファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、サブ・ファンドが負担する。

以下の年間報酬率は2008年12月23日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.032%
0.20%未満となった場合	0.024%
0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.008%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.230%超となった場合	0.008%
0.250%超となった場合	0.016%
0.350%超となった場合	0.024%
0.450%超となった場合	0.032%
0.525%超となった場合	0.040%

サブ・ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2012年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、U S マネー マーケット ファンドに関して0.016%、英ポンド マネー マーケット ファンドに関して0.024%、ユーロ マネー マーケット ファンドに関して0.000%であった。豪ドル マ

ネー マーケット ファンド、NZドル マネー マーケット ファンドおよびカナダドル マネー マーケット ファンドに、保管報酬の引下げは適用されていなかった。

注6－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各サブ・ファンドの純資産からサブ・ファンドの日々の純資産の平均額の年率0.10%以下の報酬を受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
販売会社報酬を0.250%に引下げた後に0.30%未満となった場合	0.079%
0.20%未満となった場合	0.058%
0.10%未満となった場合	0.037%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.230%超となった場合	0.016%
0.250%超となった場合	0.037%
0.350%超となった場合	0.058%
0.450%超となった場合	0.079%
0.525%超となった場合	0.100%

サブ・ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2012年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、US マネー マーケット ファンドに関して0.037%、英ポンド マネー マーケット ファンドに関して0.058%、ユーロ マネー マーケット ファンドに関して0.000%であった。豪ドル マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに、代行協会員報酬の引下げは適用されていなかった。

注7－販売会社報酬

日本における販売会社は、日本における販売会社により当該月中に販売され、買戻されなかった各サブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%以下の報酬を当該サブ・ファンドの資産から受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月18日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.45%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.350%
0.40%未満となった場合	0.300%
0.35%未満となった場合	0.250%
0.30%未満となった場合	0.198%
0.20%未満となった場合	0.146%
0.10%未満となった場合	0.094%
再度0.10%未満となった場合	0.042%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、サブ・ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.230%超となった場合	0.042%
0.250%超となった場合	0.094%
0.350%超となった場合	0.146%

0.450%超となった場合	0.198%
0.525%超となった場合	0.250%
再度0.525%超となった場合	0.300%
再度0.525%超となった場合	0.350%
0.575%超となった場合	0.400%

サブ・ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2012年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、U S マネー マーケット ファンドに関して0.094%、英ポンド マネー マーケット ファンドに関して0.146%、カナダドル マネー マーケット ファンドに関して0.35%、ユーロ マネー マーケット ファンドに関して0.000%であった。豪ドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに、販売会社報酬の引下げは適用されていなかった。

注 8－未払費用

ノムラ外貨 MMF－	U S マネー マーケット ファンド	ユーロ マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Zドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Zドル)	(米ドル)
管理報酬および 投資顧問報酬	375,967	1,705	936,061	13,494	51,344	313,647	1,678,212
販売会社報酬およ び代行協会員報酬	445,453	0	1,304,334	14,172	47,917	364,188	2,165,903
保管報酬	171,871	909	352,568	5,853	13,692	95,459	639,682
コルレス銀行報酬	265,374	19,309	18,980	11,545	5,633	41,276	368,710
法務報酬	0	0	0	0	0	470	385
海外登録費用	922,508	117,822	514,748	54,016	29,142	110,451	1,818,476
現金支出費	0	5,464	44,071	1,139	0	11,933	64,487
専門家報酬	33,069	3,566	26,739	763	1,061	7,648	74,046
印刷・公告費	1,690	112	1,333	38	55	364	3,634
年次税	119,305	10,712	111,750	2,890	4,157	24,053	277,772
その他の費用	4,066,249	437,215	0	96,961	114,369	1,578	4,917,463
	6,401,486	596,814	3,310,584	200,871	267,370	971,067	12,008,770

注９－受益証券の発行および買戻し

発行および買戻しの申し込みは、全てのサブ・ファンドの各取引日にファンドに対して行うことができる。

注10－分配金の分配および再投資

管理会社は、受益証券の１口当たり純資産価格を、ＵＳ マネー マーケット ファンドについては0.01米ドル、ユーロ マネー マーケット ファンドについては0.01ユーロ、豪ドル マネー マーケット ファンドについては0.01豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドについては0.01英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドについては0.01カナダドル およびNZドル マネー マーケット ファンドについては0.01NZドルに維持するために必要な額を分配金として日々分配を行う予定である。

毎月、最終取引日（再投資日）において、宣言済、計上済で未払いのすべての分配金は、再投資日の直前の取引日に決定される１口当たり純資産価格で自動的に再投資され、追加受益証券が発行される。

分配の結果、ファンドの純資産総額が投資信託に関する2010年12月17日法で規定されている最低額を下回る場合、分配は行われない。

注11－税金

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、サブ・ファンドはその純資産に対し年率0.01%の資本税（年次税（*taxe d'abonnement*））を課され、四半期毎に計算し支払う。

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Net Assets
as of December 31, 2012

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund NZD</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>		<i>USD</i>
ASSETS							
Investment in securities at market value (Note 2)	3,404,619,203	352,899,037	2,620,586,064	74,509,043	110,159,790	738,198,030	7,421,609,189
Cash at banks	43,256	8,657	33,653	3,349	1,149	9,113	103,590
Deposit	873,356,000	76,019,000	735,630,000	12,431,000	22,393,000	173,738,000	1,920,763,418
Accrued income	162,823	279,359	456,093	3,398	1,436	514,406	1,433,302
Interest on cash and cash equivalents	4,541	21	59,209	144	579	12,306	76,789
Total Assets	4,278,185,823	429,206,074	3,356,765,019	86,946,934	132,555,954	912,471,855	9,343,986,288
LIABILITIES							
Accrued expenses (Note 8)	6,401,486	596,814	3,310,584	200,871	267,370	971,067	12,008,770
Dividend payable to unitholders	1,051,778	112,435	6,908,674	28,249	61,414	1,398,712	9,609,216
Total Liabilities	7,453,264	709,249	10,219,258	229,120	328,784	2,369,779	21,617,986
NET ASSETS	4,270,732,559	428,496,825	3,346,545,761	86,717,814	132,227,170	910,102,076	9,322,368,302
Number of units outstanding	427,073,255,866	42,849,682,483	334,654,576,131	8,671,781,400	13,222,716,963	91,010,207,614	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Operations
for the year ended December 31, 2012

	<i>Nomura Multi Currency MMF</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF</i>	<i>Combined</i>
	<i>US Money Market Fund</i>	<i>Euro Money Market Fund</i>	<i>Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>New Zealand Dollar Money Market Fund NZD</i>	
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>		<i>USD</i>
INCOME							
Interest on bank accounts and deposits	1,850,600	118,255	25,367,082	85,082	280,111	3,928,555	31,917,172
Interest on bonds	3,514,644	84,616	5,246,334	50,613	296,025	1,931,316	11,022,718
Total Income	5,365,244	202,871	30,613,416	135,695	576,136	5,859,871	42,939,890
EXPENSES							
Management and Investment Adviser fees (Notes 3, 4)	1,469,631	150,205	3,706,358	66,704	207,047	1,231,483	6,832,305
Distributor and Agent Company fees (Notes 6, 7)	5,500,615	535,179	17,375,787	246,516	677,615	4,657,426	29,101,142
Custodian fees (Note 5)	674,812	65,023	1,394,886	28,697	55,470	374,503	2,614,542
Interest paid on bank overdraft	279	577	49,611	169	207	0	52,901
Correspondent bank fees	160,000	0	77,773	0	6,000	40,000	279,376
Legal fees	119	682	5,877	153	229	1,339	8,683
Overseas registration fees	239,066	29,989	138,241	13,767	7,506	26,968	473,776
Out-of-pocket expenses	0	22,325	173,759	4,688	0	46,575	255,220
Professional fees	34,995	3,649	28,560	771	1,136	7,666	78,071
Printing and publication fees	1,458	89	1,190	32	47	319	3,170
Subscription tax (Note 11)	422,526	44,067	345,599	9,313	13,727	92,639	943,511
Other expenses	9,430	1,863	8,311	1,118	1,736	3,356	26,805
Total Expenses	8,512,931	853,648	23,305,952	371,928	970,720	6,482,274	40,669,502

NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(3,147,687)	(650,777)	7,307,464	(236,233)	(394,584)	(622,403)	2,270,388
Net realised profit on investments	10,631,615	1,673,575	103,051,682	504,682	999,627	19,767,531	137,592,050
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	10,631,615	1,673,575	103,051,682	504,682	999,627	19,767,531	137,592,050
Change in net unrealised result on investments	1,320,152	(274,307)	4,863,986	9,579	67,578	211,202	6,251,122
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	1,320,152	(274,307)	4,863,986	9,579	67,578	211,202	6,251,122
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	8,804,080	748,491	115,223,132	278,028	672,621	19,356,330	146,113,560

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2012**Note 1 - The Fund**

Nomura Multi Currency MMF (formerly known as Cosmos MMF Series) (the "Fund") organised in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a mutual investment umbrella fund, is an unincorporated coproprietorship of transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (the "Management Company"), a company incorporated under the laws of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Fund are separated from those of the Management Company and those of other investment funds managed by the Management Company.

The Fund is organised in Luxembourg and registered on the official list of collective investment undertakings qualifying under Part II of the law of December 17, 2010.

The Fund was created by the Management Company under the name US Money Market Fund and in accordance with the Management Regulations published on November 14, 1991 in the *Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations* (the "*Mémorial*"). Amendments to the Management Regulations were published. By amendment effective on June 1, 1999, the Fund was restructured as an umbrella fund. By an amendment effective on June 2, 2001, the Fund changed its name to Nomura Multi Currency MMF. Consolidated Management Regulations are deposited with the *Greffe du Tribunal d'Arrondissement de et à Luxembourg*, where they may be inspected and copies obtained.

The Fund has been established for an undetermined period. The Fund may be dissolved at anytime by agreement between the Management Company and the Custodian. The Fund may further be dissolved in any way provided for by Luxembourg law.

Units are issued in six Sub-Funds: NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Euro Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Australian Dollar Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. Pound Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Canadian Dollar Money Market Fund and NOMURA MULTI CURRENCY MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund (together the "Sub-Funds"). The Management Company may, from time to time, with the consent of the Custodian, create new Sub-Funds. The Fund prepares combined financial statements in US Dollar (USD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Sub-Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of USD 0.01 per unit. The Sub-Fund's books and records are maintained in USD.

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Euro Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Sub-Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of EUR 0.01 per unit. The Sub-Fund's books and records are maintained in Euro (EUR).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Australian Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Sub-Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of AUD 0.01 per unit. The Sub-Fund's books and records are maintained in Australian Dollar (AUD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. Pound Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It

is a fundamental policy of the Sub-Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of GBP 0.01 per unit. The Sub-Fund's books and records are maintained in Great Britain Pound (GBP).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Canadian Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is fundamental policy of the Sub-Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of CAD 0.01 per unit. The Sub-Fund's books and records are maintained in Canadian Dollar (CAD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is fundamental policy of the Sub-Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of NZD 0.01 per unit. The Sub-Fund's books and records are maintained in New Zealand Dollar (NZD).

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENT IN SECURITIES

Money market instruments and similar portfolio securities are valued based upon their amortised cost which approximates their fair market value.

While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. The Fund's portfolio holdings are periodically reviewed under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using available market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing unitholders, the Management Company will take corrective action as necessary and appropriate, including the sale of portfolio instruments prior to maturity to realize capital gains or losses or by calculating a net asset value per unit by using available market quotations.

SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are recorded on the trade date. Realised profits and losses on sales of portfolio securities are calculated on an average cost basis. Interest income is recorded on the basis of interest accrued. Premiums amortised and discounts earned are included in realized profits and losses on sales of portfolio securities and in the change in net unrealised appreciation/depreciation on investments.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

Assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Sub-funds are translated at the exchange rates prevailing at the date of the financial statements. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Sub-Funds have been translated at the exchange rates prevailing on the transaction dates.

For preparation of combined financial statements in USD, the statements of each Sub-Fund denominated in currencies other than USD are translated at the exchange rates prevailing at year-end.

Currency rates as at December 31, 2012:

1 USD = 0.965623 AUD

1 USD = 0.993100 CAD

1 USD = 0.756029 EUR

1 USD = 0.619732 GBP

1 USD = 1.219809 NZD

Note 3 - Management fees

The Management Company is entitled to management fees for the Fund of USD 15,000 per annum, out of the assets of the Fund.

Note 4 - Investment Adviser fees

The Adviser to US Money Market Fund is paid out of the assets of the Sub-Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund up to USD 250 million, 0.125% of such net assets on the next USD 250 million, 0.100% of such net assets on the next USD 1.5 billion, and 0.075% of such net assets in excess of USD 2.0 billion during the relevant quarter.

The Adviser to Euro Money Market Fund is paid out of the assets of the Sub-Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund up to EUR 200 million, 0.125% of such net assets on the next EUR 200 million, 0.100% of such net assets on the next EUR 1.2 billion, and 0.075% of such net assets in excess of EUR 1.6 billion during the relevant quarter.

The Adviser to Australian Dollar Money Market Fund is paid out of the assets of the Sub-Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund up to AUD 400 million, 0.125% of such net assets on the next AUD 400 million, 0.100% of such net assets on the next AUD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of AUD 3.2 billion during the relevant quarter.

The Adviser to G.B. Pound Money Market Fund is paid, out of the assets of the Sub-Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund up to GBP 150 million, 0.125% of such net assets on the next GBP 150 million, 0.100% of such net assets on the next GBP 900 million, and 0.075% of such net assets in excess of GBP 1.2 billion during the relevant quarter.

The Adviser to Canadian Dollar Money Market Fund is paid out of the assets of the Sub-Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund up to CAD 400 million, 0.125% of such net assets on the next CAD 400 million, 0.100% of such net assets on the next CAD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of CAD 3.2 billion during the relevant quarter.

The Adviser to New Zealand Dollar Money Market Fund is paid, out of the assets of Sub-Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Sub-Fund up to NZD 400 million, 0.125% of such net assets on the next NZD 400 million, 0.100% of such net assets on the next NZD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of NZD 3.2 billion during the relevant quarter.

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.30%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield

Falls below 0.30%

Investment Adviser fees

0.075%

Falls below 0.20%	0.055%
Falls below 0.10%	0.035%
Falls below 0.10% again	0.015%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Adviser fees
Increase above 0.230%	0.015%
Increase above 0.250%	0.035%
Increase above 0.350%	0.055%
Increase above 0.450%	0.075%
Increase above 0.525%	Up to 0.150%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Sub-Funds.

As at December 31, 2012, the annual rate in effect was 0.035% for the US Money Market Fund, 0.055% for the G.B. Pound Money Market Fund, 0.000% for the Euro Money Market Fund. No reduction of the Investment Advisor fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund, Canadian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to a custodian fee, payable out of the assets of each Sub-Fund, as at the end of each quarter at an annual rate of up to 0.040% of the average daily total net assets of the relevant Sub-Fund. The amount equivalent to the fee payable to the Management Company (USD 15,000 per annum), is deducted from the custodian fee. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Custodian, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Sub-Funds is entrusted, will be borne by the Sub-Funds.

The following annual fee rates have been implemented since December 23, 2008 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, falls below 0.30%; subject to further reduction as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Custodian fees
Falls below 0.30%	0.032%
Falls below 0.20%	0.024%
Falls below 0.10%	0.016%
Falls below 0.10% again	0.008%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Custodian fees
Increase above 0.230%	0.008%
Increase above 0.250%	0.016%
Increase above 0.350%	0.024%
Increase above 0.450%	0.032%
Increase above 0.525%	0.040%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Sub-Funds.

As at December 31, 2012, the annual rate in effect was 0.016% for the US Money Market Fund, 0.024% for the G.B. Pound Money Market Fund, 0.000% for the Euro Money Market Fund. No reduction of the Custodian fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund, New Zealand Dollar Money Market Fund and Canadian Dollar Money Market Fund.

Note 6 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable monthly, out of the net assets of each Sub-Fund, at an annual rate of up to 0.10% of the average of the daily net assets of the Sub-Funds.

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.30%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Falls below 0.30% after the distributor's fee is reduced to 0.250%	0.079%
Falls below 0.20%	0.058%
Falls below 0.10%	0.037%
Falls below 0.10% again	0.016%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Increase above 0.230%	0.016%
Increase above 0.250%	0.037%
Increase above 0.350%	0.058%
Increase above 0.450%	0.079%
Increase above 0.525%	0.100%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Sub-Funds.

As at December 31, 2012, the annual rate in effect was 0.037% for the US Money Market Fund, 0.058% for the G.B. Pound Money Market Fund, 0.000% for the Euro Money Market Fund. No reduction of the Agent Company fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund, Canadian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 7 - Distributor fees

The Distributor in Japan is entitled to a fee payable monthly, out of the assets of each Sub-Fund, at an annual rate of up to 0.40% of the average daily total net assets of the relevant Sub-Fund distributed by such Distributor in Japan and not repurchased during the relevant month.

The following annual fee rates have been implemented as from December 18, 2008 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.45%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Falls below 0.45%	0.350%
Falls below 0.40%	0.300%
Falls below 0.35%	0.250%
Falls below 0.30%	0.198%
Falls below 0.20%	0.146%
Falls below 0.10%	0.094%
Falls below 0.10% again	0.042%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Sub-Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Increase above 0.230%	0.042%
Increase above 0.250%	0.094%
Increase above 0.350%	0.146%
Increase above 0.450%	0.198%
Increase above 0.525%	0.250%
Increase above 0.525% again	0.300%
Increase above 0.525% again	0.350%
Increase above 0.575%	0.400%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Sub-Funds.

As at December 31, 2012, the annual rate in effect was 0.094% for the US Money Market Fund, 0.146% for the G.B. Pound Money Market Fund, 0.35% for the Canadian Dollar Money Market Fund, 0.000% for the Euro Money Market Fund.

No reduction of the Distributor fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Management and Investment Adviser fees	375,967	1,705	936,061	13,494	51,344	313,647	1,678,212
Distributor and Agent Company fees	445,453	0	1,304,334	14,172	47,917	364,188	2,165,903
Custodian fees	171,871	909	352,568	5,853	13,692	95,459	639,682
Correspondent bank fees	265,374	19,309	18,980	11,545	5,633	41,276	368,710
Legal fees	0	0	0	0	0	470	385
Overseas registration fees	922,508	117,822	514,748	54,016	29,142	110,451	1,818,476
Out-of-pocket expenses	0	5,464	44,071	1,139	0	11,933	64,487
Professional fees	33,069	3,566	26,739	763	1,061	7,648	74,046
Printing and publication fees	1,690	112	1,333	38	55	364	3,634
Subscription tax	119,305	10,712	111,750	2,890	4,157	24,053	277,772
Other expenses	4,066,249	437,215	0	96,961	114,369	1,578	4,917,463
	<u>6,401,486</u>	<u>596,814</u>	<u>3,310,584</u>	<u>200,871</u>	<u>267,370</u>	<u>971,067</u>	<u>12,008,770</u>

Note 9 - Subscription and repurchase of Units

Subscription and repurchase requests may be made to the Fund on each dealing day for all Sub-Funds.

Note 10 - Distributions and reinvestment of dividends

It is the intention of the Management Company to proceed to a daily distribution of dividends in an amount necessary to maintain the Net Asset Value per unit at USD 0.01 for the US Money Market Fund, EUR 0.01 for the Euro Money Market Fund, AUD 0.01 for the Australian Dollar Money Market Fund, GBP 0.01 for the G.B. Pound Money Market Fund, CAD 0.01 for the Canadian Dollar Money Market Fund and NZD 0.01 for the New Zealand Dollar Money Market Fund.

On the last Dealing Day in each month (“Reinvestment Day”) all dividends declared, accrued and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the Net Asset Value per unit determined on the Dealing Day preceding the Reinvestment Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would become less than the minimum provided by the law of 2010.

Note 11 - Taxes

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Sub-Funds are subject to a capital tax (taxe d'abonnement) on their net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(i) US マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

	千米ドル	百万円 (IV、Vを除く)
I 資産総額	4,523,450	464,151
II 負債総額	6,596	677
III 純資産総額〔I－II〕	4,516,854	463,474
IV 発行済口数	451,685,375,313口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1米セント	1.03円

(ii) ユーロ マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

	千ユーロ	百万円 (IV、Vを除く)
I 資産総額	323,688	45,880
II 負債総額	703	100
III 純資産総額〔I－II〕	322,984	45,780
IV 発行済口数	32,298,420,387口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1ユーロ・セント	1.42円

(iii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

	千豪ドル	百万円 (IV、Vを除く)
I 資産総額	2,856,471	272,107
II 負債総額	6,929	660
III 純資産総額〔I－II〕	2,849,542	271,447
IV 発行済口数	284,954,178,975口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1豪セント	0.95円

(iv) 英ポンド マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

	千英ポンド	百万円 (IV、Vを除く)
I 資産総額	72,572	12,531
II 負債総額	201	35
III 純資産総額〔I－II〕	72,371	12,496
IV 発行済口数	7,237,095,000口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1英ペンス	1.73円

(v) カナダドル マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

	千カナダドル	百万円（IV、Vを除く）
I 資産総額	133,122	12,474
II 負債総額	276	26
III 純資産総額〔I－II〕	132,846	12,448
IV 発行済口数	13,284,608,113口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1カナダセント	0.94円

(vi) NZドル マネー マーケット ファンド

(2014年4月末日現在)

	千NZドル	百万円（IV、Vを除く）
I 資産総額	681,854	59,962
II 負債総額	1,863	164
III 純資産総額〔I－II〕	679,991	59,798
IV 発行済口数	67,999,106,697口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1NZセント	0.88円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を委託されている販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられます。

名義書換の費用は徴収されません。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営および株式公開等会社に関する基本的事項を規定しています。

2010年法第16章のもとで、管理会社として2種類の認可を取得することができます。

- ・AIFMDの範囲内におけるAIF以外の投資ビークルの運用に責任を負うか、外部のAIFMを任命しているAIFの管理会社として行為するか、または、一定の許容条件の範囲で一もしくは複数のAIFの管理に責任を負う管理会社。

- ・外部のAIFMを任命することなくAIFMDの規定に基づくAIFの管理に責任を負う管理会社。

管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されています。

(2) 管理会社の目的

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDで言うところのAIFに関し、2013年法第5条第2項及び同法別紙Iに基づき、AIFの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。

- ・2010年法第125-2条に従い、ルクセンブルグで設立され、AIFMDで言うところのAIFとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

(3) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約5,315万円）で、2014年4月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約354万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本の額の増減はありません。

(4) 管理会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、また、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2013年法第7条の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授権された業務

遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授権された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授権された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合を除いて、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

(5) 役員および従業員の状況

(2014年5月末日現在)

氏名	管理会社役職名	その他の兼職
増田 真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デピュティー・ジェネラル・マネジャー
中野 隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部課長
池畠 賢治	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー
ジャンフランソワ・カプラス (Jean- François Caprasse)	取締役兼 コンダクティン グ・オフィサー	—
アラン・フレデリック・クラ チェット (Alan Frederick Crutchett)	取締役	—
アーンスト・アンド・ヤング ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) 2014年5月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー）は1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日に「メモリアル」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登録所（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュガスベリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグの商業および法人登録所に登録しています。

管理会社は、ファンドの運用およびファンド証券の発行、買戻し等のファンドの管理を行います。管理会社は投資顧問業務をノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、また、ファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は、2014年3月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っており、その管理投資信託財産額は約2.2兆円です。

なおすべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。

国別（設立国）	種別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,836,195,352.99米ドル
		1	322,841,673.14ユーロ
		2	2,989,561,958.37豪ドル
		1	134,553,986.88カナダ・ドル
		1	699,987,297.08ニュージーランド・ドル
		1	73,458,035.81英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	1,780,104,048.04米ドル
		7	70,153,641.75ユーロ
		3	23,891,996.93英ポンド
		5	373,607,792.85ニュージーランド・ドル
		13	620,129,891,237.01円
		4	50,718,437.38カナダ・ドル
		7	910,839,490.46豪ドル
ケイマン	その他	29	46,754,846,858.00円
		7	875,506,378.25豪ドル
		20	1,286,260,752.78米ドル
		1	20,648,406.98ユーロ
		3	268,734,801.17ニュージーランド・ドル
		1	330,037,385.01南アフリカ・ランド

（注）外貨の円貨換算は、2014年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝102.92円、1ユーロ＝141.65円、1豪ドル＝95.19円、1英ポンド＝171.31円、1カナダドル＝93.17円、1NZドル＝89.22円および1南アフリカ・ランド＝9.72円）によります。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2014年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝141.74円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2014年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2014年３月31日		2013年３月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融固定資産					
－固定資産として保有の証券	3	－	－	710,111	100,651
流動資産					
債権					
－１年以内期限到来未収債権		432,756	61,339	364,956	51,729
銀行預金、郵便小切手口座現金、小切手 および手許現金	12	7,788,467	1,103,937	5,609,156	795,042
		8,221,223	1,165,276	5,974,112	846,771
前払金		29,489	4,180	－	－
資産合計		8,250,712	1,169,456	6,684,223	947,422
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	53,153	375,000	53,153
準備金					
－法定準備金	5	37,500	5,315	37,500	5,315
－その他の準備金	5	1,290,000	182,845	1,435,000	203,397
繰越利益	5	3,899,759	552,752	2,620,869	371,482
当期利益	5	1,196,177	169,546	1,133,890	160,718
		6,798,436	963,610	5,602,259	794,064
引当金					
納税引当金	6	1,222,740	173,311	1,055,121	149,553
その他の引当金	11	－	－	3,047	432
		1,222,740	173,311	1,058,168	149,985
非劣後債					
税金および社会保障費		23,235	3,293	－	－
１年以内支払期限到来その他の債務	7	206,301	29,241	23,796	3,373
		229,536	32,534	23,796	3,373
負債合計		8,250,712	1,169,456	6,684,223	947,422

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2014年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2014年3月31日に 終了した年度		2013年3月31日に 終了した年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他の対外費用		242,513	34,374	333,462	47,265
人件費					
－給料・賃金	10	757,768	107,406	－	－
－給料・賃金に係る社会保障費	10	67,087	9,509	－	－
その他の営業費用		10,417	1,477	－	－
利息およびその他の財務費用					
－関連企業に係るもの	8	－	－	32,322	4,581
所得税	6	167,619	23,758	160,036	22,684
当期利益		1,196,177	169,546	1,133,890	160,718
費用合計		2,441,581	346,070	1,659,710	235,247
収益					
純売上高	1	2,275,971	322,596	1,563,440	221,602
その他の営業収益	3	88,860	12,595	70,821	10,038
金融固定資産からの収益	9	48,163	6,827	25,449	3,607
その他の利息およびその他の財務収益					
－関連企業からの受領	8、12	28,587	4,052	－	－
収益合計		2,441,581	346,070	1,659,710	235,247

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2014年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としての認可を2014年2月14日付で得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部である最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルの連結財務書類に含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高は、管理運用するファンドから受領する管理報酬を表す。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される証券

固定資産として保有される証券は、取引日の取得価額で計上される。年度末現在で固定資産として保有される証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される証券の売却実現損益は、平均原価法で算定される。

未収債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

先渡為替契約

先渡契約は、特定の金融商品を将来の特定の日に購入または売却する契約上の合意である。先渡契約は、店頭市場で取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約に適用される現時点の為替レートを参照して計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－固定資産として保有される証券

固定資産として保有される証券の増減は、以下のように要約される。

投資信託の受益証券への投資 (ユーロ)	
取得価額	
期首現在	798,971
期中取得額	—
期中処分額	(798,971)
期末現在	—
評価調整	
期首現在累積評価調整	(88,860)
期末現在評価調整 ⁽¹⁾	88,860
期末現在累積評価調整	—
期末現在純評価額	—
期末現在市場価格	—

⁽¹⁾ 当該金額は、損益計算書の「その他の営業収益」に計上されている。

2014年３月31日に終了した年度中、固定資産として保有される証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有されるすべての証券は、当年度中に全額処分された。

注４－払込済資本金

2014年３月31日および2013年３月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注５－準備金および繰越利益

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2013年３月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869
前期の利益	—	—	1,133,890
資産税準備金の取毀し純額	—	(260,000)	260,000
資産税準備金	—	115,000	(115,000)
配当金	—	—	—
2014年３月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の８a項に従い、当社は、当該年度の法人所得税を上限とした、資産税の減税を受ける権利を有する。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の資産税額の５倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から５年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、税控除は配当が行われた年度に廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2014年３月31日現在、配当不能準備金は1,290,000ユーロであり、これは2008年から2013年までの年度の資産税の５倍に相当する。

2013年５月14日に開催された年次総会により、2007年の資産税準備金（260,000ユーロ）が全額取り毀され、2013年のための資産税準備金として115,000ユーロが設定された。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出ていない会計期間に関して当社が見積もった納税額（当社が税務当局に支払った前払金を控除した額）に相当する。

注７－その他の債務

2014年３月31日現在、その他の債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬、給与関連拠出金ならびに法律顧問報酬で構成されていた。

2013年３月31日現在、その他の債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬で構成されていた。

注８－利息およびその他の財務費用ならびにその他の利息およびその他の財務収益

	2014年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2013年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純（損）益	25,540	(30,380)
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益の変動純額	3,047	(1,942)
	28,587	(32,322)

注９－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2014年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2013年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	47,902	—
受取配当金	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

注10－スタッフ

当社は、2014年３月31日現在、６人の従業員を雇用している。

2013年３月31日に終了した年度中に、従業員はいなかった。

注11－その他の引当金

2014年３月31日現在、「その他の引当金」残高も未決済の先渡為替契約も存在しなかった。

2013年３月31日現在、「その他の引当金」は、先渡為替契約に係る未実現損失で構成されており、詳細は以下のとおりであった。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	460,353	米ドル	592,773	2013年６月28日	(2,670)
ユーロ	65,725	日本円	7,955,390	2013年６月28日	(377)
					<u>(3,047)</u>

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2014年３月31日および2013年３月31日に終了した年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2014年３月31日現在約15,250百万ユーロ（2013年：17,075百万ユーロ）である。

注14－後発事象

2014年４月23日に、当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから無期限の保証状を受領している。当該保証状によりノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、当社が2013年７月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律の第８条第３項に定義された自己資本規制に適合する必要がある場合に、2.5百万ユーロを限度として加算金を支払うことを保証している。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet at March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
- Securities held as fixed assets	3	---	710,111
CURRENT ASSETS			
Debtors			
- Trade receivables becoming due and payable within one year		432,756	364,956
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	12	7,788,467	5,609,156
		<u>8,221,223</u>	<u>5,974,112</u>
PREPAYMENTS		<u>29,489</u>	<u>---</u>
TOTAL ASSETS		<u><u>8,250,712</u></u>	<u><u>6,684,223</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves			
- Legal reserve	5	37,500	37,500
- Other reserves	5	1,290,000	1,435,000
Profit brought forward	5	3,899,759	2,620,869
Profit for the financial year	5	1,196,177	1,133,890
		<u>6,798,436</u>	<u>5,602,259</u>
PROVISIONS			
Provision for taxation	6	1,222,740	1,055,121
Other provisions	11	---	3,047
		<u>1,222,740</u>	<u>1,058,168</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Tax and social security debts		23,235	---
Other creditors becoming due and payable within one year	7	206,301	23,796
		<u>229,536</u>	<u>23,796</u>
TOTAL LIABILITIES		<u><u>8,250,712</u></u>	<u><u>6,684,223</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2014
 (expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
CHARGES			
Other external charges		242,513	333,462
Staff costs			
- Salaries and wages	10	757,768	---
- Social security on salaries and wages	10	67,087	---
Other operating charges		10,417	---
Interest and other financial charges			
- concerning affiliated undertakings	8	---	32,322
Income taxes	6	167,619	160,036
Profit for the financial year		<u>1,196,177</u>	<u>1,133,890</u>
TOTAL CHARGES		<u><u>2,441,581</u></u>	<u><u>1,659,710</u></u>
INCOME			
Net turnover	1	2,275,971	1,563,440
Other operating income	3	88,860	70,821
Income from financial fixed assets	9	48,163	25,449
Other interest and other financial income			
- derived from affiliated undertakings	8, 12	<u>28,587</u>	<u>---</u>
TOTAL INCOME		<u><u>2,441,581</u></u>	<u><u>1,659,710</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2014**

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A - 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with the Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on 14 February 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Securities held as fixed assets

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds</i>
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	798,971
acquisitions during the year	---
disposals during the year	(798,971)
at the end of the year	---
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(88,860)
Value adjustments at the end of the year ⁽¹⁾	88,860
cumulated value adjustments at the end of the year	---
Net value at the end of the year	---
Market value at the end of the year	---

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption "Other operating income" in the Profit and loss account.

During the year ended March 31, 2014, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. All securities held as fixed assets were fully disposed of during the year under review.

Note 4 - Subscribed capital

As at March 31, 2014 and 2013, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 - Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2013	37,500	1,435,000	2,620,869
Previous year's profit	---	---	1,133,890
Net release of net worth tax reserve	---	(260,000)	260,000
Net worth tax reserve	---	115,000	(115,000)
Dividends	---	---	---
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2014, the non-distributable reserve amounted EUR 1,290,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2008 to 2013.

As per Annual General Meeting held on May 14, 2013, the 2007 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 260,000 while a net worth tax reserve of EUR 115,000 was constituted for 2013.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 - Other creditors

As at March 31, 2014, other creditors consisted of audit and tax advisers fees, salary related contributions and legal advisers fees payable.

As at March 31, 2013, other creditors consisted of audit and tax advisers fees payable.

Note 8 - Interest and other financial charges and Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	25,540	(30,380)
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	3,047	(1,942)
	<u>28,587</u>	<u>(32,322)</u>

Note 9 - Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain on financial fixed assets	47,902	---
Dividend received	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

Note 10 - Staff

The Company has 6 employees as of March 31, 2014.

The Company did not have any employees during the year ended March 31, 2013.

Note 11 - Other provisions

As at March 31, 2014, there were no “Other provisions” balance nor any open forward foreign exchange contracts.

As at March 31, 2013, “Other provisions” consisted in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	460,353	USD	592,773	June 28, 2013	(2,670)
EUR	65,725	JPY	7,955,390	June 28, 2013	(377)
					<u>(3,047)</u>

Note 12 - Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2014 and 2013. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 15,250 million as at March 31, 2014 (2013: EUR 17,075 million).

Note 14 - Subsequent event

On 23 April 2014, the Company has received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company will need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers.

4【利害関係人との取引制限】

約款により、トラストは、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人のマネージャーまたは取締役、または(d) それらの主要株主（自己また他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i) 当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または(ii) 適性な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役の多数決により取締役を選任することができます。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会において、ルクセンブルグの法律に規定される定足数および投票要件に基づき、決議が行われなくてはなりません。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、管理会社の定款の変更に関して要求される方法に基づき採択される株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（「投資顧問会社」）（Nomura Asset Management U.K. Limited）

(1) 資本金の額

2014年4月末日現在、474万4,391ポンド（約8億1,921万円）

(2) 事業の内容

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドは、英国法に基づき、ノムラ・アセット・マネジメント（インターナショナル）リミテッドとして1987年3月に設立され、1997年10月1日に行われたグループ会社の再編に際して現在の名称となりました。ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドは野村アセットマネジメント株式会社（「野村アセットマネジメント」）の全額出資会社です。野村アセットマネジメントは日本において先駆的な投資顧問会社であり、投資運用業務と投資助言・代理業務を行っています。2014年3月末日現在、野村アセットマネジメントの、国内外の株式および債券市場で運用する運用資産は約31兆4,911億円でした。

2. ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A. インク（US マネー マーケット ファンドの「副投資顧問会社」）（Nomura Asset Management U.S.A. Inc.）

(1) 資本金の額

2014年4月末日現在、42百万米ドル（約43億962万円）

(2) 事業の内容

ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A. インクは、ニューヨークの法人であり、野村アセットマネジメント株式会社の全額出資会社です。ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A. インクは、1976年に設立されたノムラ・キャピタル・マネジメント・インクとの合併により、1997年に設立されました。親会社である野村アセットマネジメント株式会社は日本において先駆的な投資顧問会社であり、投資運用業務と投資助言・代理業務を行っています。

3. ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」、「登録・名義書換事務・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）

(1) 資本金の額

2014年4月末日現在2,800万ユーロ（約39億6,872万円）

(2) 事業の内容

1990年ルクセンブルグの法律に基づき、株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

4. 野村證券株式会社（日本における「販売会社」、「代行協会員」）

(1) 資本金の額

2014年4月末日現在100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2014年4月末現在、日本国内に160の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメントおよびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（「投資顧問会社」）（Nomura Asset Management U.K. Limited）

管理会社との投資顧問契約に基づき、各ファンドの資産の運用・投資顧問業務を行います。

2. ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A. インク（US マネー マーケット ファンドの「副投資顧問会社」）（Nomura Asset Management U.S.A. Inc.）

投資顧問会社との副投資顧問契約に基づき、US マネー マーケット ファンドに関する副投資顧問業務を行います。

3. ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」、「登録・名義書換事務・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）

管理会社との契約に基づき、トラストの資産の保管業務、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務（純資産価額の計算を含みます。）および評価代理人業務等を行います。

4. 野村證券株式会社（日本における「販売会社」、「代行協会員」）

日本におけるファンド証券の販売業務および代行協会員業務を行います。

3 【資本関係】

管理会社の株式の全株を野村ホールディングスの子会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

（2013年7月15日付（A I FMDに関する暫定的な更新を含む。））

定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（その後の改正を含む。）
A I F	オルタナティブ投資ファンド
A I F M	オルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	通達2003／41／E Cおよび通達2009／65／E Cならびに規則（E C）No. 1060／2009および規則（E U）No. 1095／2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011／61／E U
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E U	欧州連合（E E Cの継承機関であるE Cを吸収）
F C P	契約型投資信託
K I I D	通達2009／65／E C第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でE U加盟国に相当するとみなされる国
メモリアル	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
パートIファンド	（特に通達2009／65／E Cをルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S IV通達	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付通達2009／65／E C
U C I T S 所在加盟国	U C I T S IV通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
U C I T S ホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、U C I T S 所在加盟国以外の加盟国
U C I T S 管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

I．投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85／611／E E C（以下「U C I T S I 通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（以下「2002年法」という。）は、U C I T S I 通達を改正する通達2001／107／E Cおよび通達2001／108／E C（以下「U C I T S III 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付通達2009/65/EC（以下「通達2009/65/EC」または「UCITS IV通達」という。）をルクセンブルグ法に導入し、2002年法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法が公布された（以下「2013年法」という。）。2013年法は、通達2003/41/ECおよび通達2009/65/ECならびに規則（EC）No. 1060/2009および規則（EU）No. 1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）をルクセンブルグ法に法制化する。

AIFMDは、主にEU（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル（すなわちAIF）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化するが、同時に、ここでは対象とされないリスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年法パートII、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正する。

現行の投資信託に関する法律の変更は、(i) 完全に適用対象となる投資ピークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル）と、(ii) AIF（AIFとしての適格性を有しているすべてのパートIIファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産がAIFMDにより導入された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。後者の投資ピークルについては、現行の制度（保管受託銀行の制度を含む。以下V項を参照のこと。）と比較して、要件に大きな変化はない。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入される（以下IV. 4項を参照のこと。）。

AIFMDひいては2013年法は、AIF（当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) UCITS IV通達に基づき認可を必要としない投資信託。

AIFMとは、以下のいずれかをいう。

- a) AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」、もしくは
- b) AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）

2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）
- b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
 - (i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは

- (ii) レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない。2013年法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年法の適用が除外されるAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。2013年法の適用が除外されるAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

EU加盟国以外の国で設立されたAIFM（すなわち、EU圏外のAIFM）の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のAIF（すなわち、EU圏外のAIF）を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるAIFを販売しないEU圏外のAIFMには適用されない。2013年6月18日にCSSFが公表したFAQ文書¹に従い、EU圏外のAIFMは、2014年7月22日までは、ルクセンブルグの現行の販売に関する規則に基づき、引き続きルクセンブルグにおいてEU圏外のAIFMを販売することができるはずである。それ以降、EU圏外のAIFMは、2013年法の規定を遵守しなければならない。

2013年法第58条第1項に従い、2013年7月22日より前に存続して運用活動を行っているルクセンブルグのAIFMは、CSSFに対して、2014年7月22日より前に認可の申請を行わなければならない。

2013年7月22日までに設立されたAIFは、2014年7月22日まで、2013年法第58条第1項の経過規定の恩恵を享受することのできるAIFMを選任することができる。

2013年法ならびに2010年法および2007年法（2013年法により改正済）は、数多くの経過規定を定めている。起こり得る様々な状況により、異なる経過規定が適用される場合がある。したがって、実際に適用される経過規定について個別に分析する必要がある。

¹ オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日ルクセンブルグ法、ならびに、適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジの透明性および監督に関する欧州議会および理事会通達2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No. 231/2013に関するFAQ

II. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI

1. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIの概要

1.1. 一般規定とその範囲

1.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パートI UCITS（以下「パートI」という。）
- パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年法は、パートIが適用されるUCITSとパートIIが適用されるUCIを区分して取り扱っている。

1.1.2. 2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

1.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

1.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS

- － EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- － 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売するUCITS
- － 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針を鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

1.1.5. 法的形態

2010年法パートIまたはパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)

- － 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
- － 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

1.2.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社との間に確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を有する。

パートIIファンドとしての適格性を有しているすべてのFCPも、2013年法に基づくAIFである。

FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益者の要請に基づき、パートIファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されることができ、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。IML通達91/75は、パートIIファンドがその受益証券（または投資口）の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もある。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パートIファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定する旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主要な要件は以下のとおりである。

- － FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- － 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- － 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのFCPについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。

一 約款には以下の事項が記載される。

- (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
- (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
- (c) 分配方針
- (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
- (e) 公告に関する規定
- (f) F C Pの会計の決算日
- (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 保管受託銀行

パートIIファンドとしての適格性を有しているF C Pに関して（パートIIファンドについてA I F Mが選任される時点により）、新たな保管受託銀行に関する規則が適用される場合がある（V項を参照のこと。）。

C S S Fにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C Pの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- － 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パートIファンドのみ）。
- － 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- － F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。パートIファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パートIに従いF C Pの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

1.2.1.2. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パートIファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(15)に定められた条件に従う。

パートIIファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

パートIIファンドとしての適格性を有しているすべての会社型投資信託も、2013年法に基づくA I Fである。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い、S I C A Vの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. 保管受託銀行

パートIIファンドとしての適格性を有している会社型投資信託に関して（パートIIファンドについてA I F Mが選任される時点により）、新たな保管受託銀行に関する規則が適用される場合がある（V項を参照のこと。）。

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。

－ ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

ファンドが管理会社を指定した場合において、かつ、管理会社所在加盟国が、パート I ファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

1.2.2.3. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.4. 会社型パート I ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条に S I C A V に関し定められているが、パート I ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A V が、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、S I C A V の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- － S I C A V の業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該 S I C A V が遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名が C S S F に直ちに報告されなければならない。S I C A V の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づき S I C A V を代理するか、または S I C A V の方針を実質的に決定する者をいう。
- － さらに、S I C A V と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S F は、また、S I C A V が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A V は、C S S F に対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A V は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A V の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

C S S F は、S I C A V が以下のいずれかに該当する場合に限り、当該 S I C A V に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の1.4.2.の(15)および(16)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していない S I C A V に適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A V は、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していない S I C A V は、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S F は、S I C A V の性格にも配慮し、当該 S I C A V が健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該 S I C A V に係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用する S I C A V の資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

1.3. 2010年法によるルクセンブルグの U C I T S および U C I の投資制限

A) パート I ファンド/U C I T S

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、F C P および会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a) およびb) に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - － かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - － かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - － かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - － （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - － UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - － OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - － OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
 - － 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - － 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - － EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - － CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用UCITSに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。
譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。
上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。
— 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
— 当該機関への預金、または
— 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー
- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。
- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。
UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。
- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。
(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/E E Cまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

U C I T Sは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、U C I T Sの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がC S S Fの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- － 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- － 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- － 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、C S S Fは、U C I T Sに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のE U加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

C S S Fは、(10)および(11)に記載する制限に適合するU C I T Sの受益者への保護と同等の保護を当該U C I T Sの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのU C I T Sは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するU C I T Sは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するU C I T Sは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) U C I T Sは、(2)に記載するU C I T Sおよび／またはその他のU C Iの受益証券を取得することができるが、一つのU C I T Sまたはその他のU C Iの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するU C Iの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) U C I T S以外のU C Iの受益証券への投資は、合計して、一つのU C I T Sの資産の30%を超えてはならない。

U C I T SがU C I T Sおよび／またはその他のU C Iの受益証券を取得した場合、U C I T Sまたはその他のU C Iのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のU C I T Sおよび／または他のU C Iの受益証券に、U C I T Sが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先U C I T Sおよび／またはU C Iの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のU C I T Sおよび／または他のU C Iにその資産の相当部分を投資するU C I T Sは、目論見書において、当該U C I T Sならびに投資を予定している投資先U C I T Sおよび／またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該U C I T Sならびに投資先U C I T Sおよび／またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、U C I T Sが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) U C I T Sが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIまたは通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3. A)の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により取って代えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。

通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのサブ・ファンド）の国境を越える合併または国内の合併に関連して新しい規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- － 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
 - － 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
 - － 事業を行う上で必須の動産または不動産

B) パートIIファンド／UCI

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OEC加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

1.4. 管理会社

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009/65/EUが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。2010年法第16章の規定に服する管理会社は、AIFを運用す

るために、または活動範囲の限られる非AIFMであり続けるために、AIFMとしての認可を求めることができる（さらなる詳細については、以下IV項を参照のこと。）。

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される（以下を参照のこと。）。

1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125-2条の適用を害することなく、2010年法第125-1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- (ii) AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88-2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125-1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125-1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88-2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125-2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125-2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125-2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在にかかる規則は存在しない。

- b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。

- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。

- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。

(7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服する場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものを含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

(ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

(iii) 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (5)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

- (f) 取締役は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

- (6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (9) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

- (10) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (13) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- － 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - － (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならない。C S S Fは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T Sが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたU C I T Sを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。管理会社は、U C I T S所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

設立の権利および業務提供の自由

- (18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するU C I T Sの受益証券を支店を設置せずにU C I T S所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (19) 通達2009/65/E Cに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

U C I T S管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付C S S F通達03/108に記載され（かかる通達の目的はU C I T S管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。）、その後、C S S F通達05/185により補足された。

C S S F規則10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、C S S Fは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人（いわゆる「自己管理型投資法人」）に適用される新たな規定に関するC S S F通達11/508を発行した。同通達の目的は、2010年法の効力発生後にU C I T S管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、C S S Fは、C S S F通達03/108、C S S F通達05/185およびC S S F通達11/508に取って代わる新たな通達であるC S S F通達12/546を発行した。この新たな通達は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持のためのすべての条件を一つの通達内に含み、C S S F規則10-4の一定の原則を詳述する。

同通達は非常に詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- － 業務プログラムを記載した申請ファイルは、C S S Fに提出されなければならない。
- － 管理会社および／または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- － 人的資源について、管理会社および／または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、C S S Fにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- － 一般的規則として、管理会社および／または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T Sの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社／自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- － 通達では、職員数は管理会社／自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- － 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。
- － 通達では、管理会社／自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社／自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社／自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社／自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にU C I T Sに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- － 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- － 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されているが、E U非加盟国の企業が当該E U非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、かかる投資運用権限にかかる企業に対し委託することができる。

2. 2010年法に従うルクセンブルグのU C I T SまたはU C Iに関する追加的な法律上および規制上の規定

2.1. 設立および運営に関する法律および法令

2.1.1. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、F C Pの管理会社、および（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）S I C A Vの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、S I C A Vにも一定の範囲で適用される。

2.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

2.1.1.2. 規約の必要的記載事項（1915年法第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立者の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 本店の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- (viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

- (xi) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.1.2. その他の関連する規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S R ガイドライン10-049
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則No. 10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則No. 10-5
- 他のE U加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T Sおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のE U加盟国のU C I T Sが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F通達11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F通達12/540

2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- (ii) 認可を受けたU C I は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- (iii) ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C I の解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（I M L）に取って代わられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会（C S S F）に移管された。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート I ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- － 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、その目論見書および主要投資家情報文書^(注)ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- － 主要投資家情報文書は、投資家がU C I T Sの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。U C I T S以外のU C Iは、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するU C Iは、通達2009/65/E Cに従うU C I T Sではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- － 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- － 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- － 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

2010年法パートIIに従うU C Iに関しては、上記で言及される年次報告書の公表に関する4か月の期間は、6か月に延長され、半期報告書の公表に関する期間は、3か月に延長される。

2.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、2010年法パートIIに従うU C Iは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部A I F Mが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

2010年法第88-2条第2項b)に規定する範囲内において内部運用される、2010年法パートIIに従うU C Iは、2010年法第129条第1項に従って要求される認可、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、2010年法第88-2条第2項b)に従って認可されなければならない。

2010年法パートIに従うU C I T Sは、第1パラグラフに定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S Fにより認可されないものとする。

- a) F C Pは、当該F C Pを運用するための管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T Sが通達2009/65/E Cに従う管理会社により運用され、通達2009/65/E Cに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S Fは、2010年法第123条に従い、当該U C I T Sを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T Sを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T Sを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T Sの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

- (iii) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてC S S Fに提出された場合の事前の意見確認
C S S Fの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S Fの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付C S S F通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかににかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。

(vii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97/136（C S S F通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(viii) 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.2. 清算

2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

2.2.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合

b. 管理会社が破産宣告を受けた場合

c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.2.1.2. S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.2.2. 清算の方法

2.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

2.3. 税制

2.3.1. ファンドの税制

2.3.1.1. 資本税 (droit d'apport)

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

2.3.1.2. 年次税 (taxe d'abonnement)

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメントおよびU C I内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（C

D)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に係る金融商品を検討した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UC I、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。(i) 2010年法第175条に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ビークル、(ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。) および(ii) 従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUC Iも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUC Iおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUC Iの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUC IおよびかかるUC Iの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

III. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「2007年法」という。）を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたビークルと2010年法に従うUC Iをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

上記I.に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、(i) 2007年法パートIに従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、(ii) 2007年法パートIIに従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

1. 範囲

SIF制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUC I、および、(ii) その設立文書によりSIF制度に服するUC Iに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUC Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010/73/EUによって改正されている。

SIFは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金

融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2. 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。CSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3. 構造的側面

3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・契約型投資信託

特性の要約については、上記II. 1.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、上記II. 1.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に従うSICAVの場合のように公開有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、コーポレート・リミテッド・パートナーシップ、普通リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF通達12/540を発行した。

3.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従うUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口/受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび/または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4. 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法の改正前、2007年法は、設立された月の翌月内にCSSFに認可申請書が提出されることを条件として、規制当局の承認を得る前にSIFを設立することができると定めていた。これにより、CSSFの承認を得る前にSIFを設立し、運用を開始することができた。2007年法の改正により、新たなSIFまたは既存のSIFの新たなサブ・ファンドはその運用開始前にCSSFの承認を得ることが必要となる。

4.2. 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、もしくはその登録事務所が海外に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。AIFとしての資格を有するSIFの保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、もしくはその登録事務所が他の加盟国に所在する場合は、ルクセンブルグに支店を有しなければならない。

以下の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、以下のV. 2項に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a）に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、上記の2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、以下のV. 2項に詳述される、1993年法第26-1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

4.3. 承認された法定監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

4.5. リスク管理システムおよび利益相反に関する方針

2007年法上、S I Fは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付C S S F規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

5. S I Fの税制の特徴

S I Fについては、0.01%（これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2007年法は、2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグU C Iに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

S I Fが受領する収益およびS I Fによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

IV. オルタナティブ投資ファンド運用会社に適用される新たな制度

ルクセンブルグで設立され、集合ポートフォリオ運用業務を提供する運用会社は、A I FMDが変更された場合、U C I T Sの規定と合わせて、異なる規制上の制度を利用することが可能となる。

1. A I F M

2013年法の範囲内に該当し、および最低限度額を超える資産を有する、A I Fを運用する、および／またはA I Fの管理会社として行為するすべての運用会社は、A I F Mとして認可される必要がある。最低限度額を下回る資産を有する、A I Fを運用する、および／またはA I Fの管理会社として行為する運用会社は、A I FMDによってA I F Mに付与されるE Uパスポートの利益を得るため、かかる制度に参加することができる。

A I FMDによって課される継続中の義務（特定の資本要件および自らの資金要件、適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組みならびに報告義務等）の大半は、U C I T S IV通達によってU C I T S管理会社に課される義務と類似している。

規制当局への事前通知および適切な開示を条件として、A I F Mの権限の一部を委託することが許可されている。ただし、A I F Mは、連絡機能のみを有する機関となることはできない。ポートフォリオ運用およびリスク管理の委託は、(i) 資産運用について認可され、登録された会社に対してのみ行うことができ、また、(ii) 当局間の協力が確保されなければならない。(i)の条件が充足されない場合、A I F Mの所在加盟国の当局による事前の承認を取得しなければならない。同様の条件に従って、再委託が許可されている。

2. A I F Mとしても認可されているU C I T S管理会社

これらの管理会社は、U C I T SおよびA I Fを運用し、およびこれらの管理会社として行為することを許可されている。

3. その他の管理会社

その他の管理会社は、ある部分において（2013年法に基づき廃止された）2010年法第16章に基づく、現在のU C I（すなわち、非U C I T S）管理会社に相当するが、広範な種類の活動を行う管理会社である。かかるU C I管理会社は、要約すると、以下を行うことができる。

- (a) A I Fとしての適格性を有しないあらゆる種類の投資ビークル（規制されているか否か、または、ルクセンブルグまたは外国の投資ビークルであるか否かを問わない、A I FMDに基づくA I Fの定義に該当しない投資ビークルを含む。）の運用会社または管理会社として行為すること。
- (b) A I FMDの完全な適用対象となる一または複数のF C P、S I C A VまたはS I C A Fの管理会社として行為すること（ただし、管理会社が、A I FMDの完全な適用対象となる当該A I Fのために完全に認可されたA I F Mを指名した場合に限る。）。
- (c) 総資産が2013年法およびA I FMDによって規定される最低限度額を下回るA I Fの運用会社または管理会社として行為すること。運用下にある総資産が最低限度額を超過する場合、または運用会社がA I F M制度へ参加する意向を

有する場合、管理会社は、(i)（上記2. のとおり）AIFMとしての認可を求めなければならない、および(ii) 上記(a)に基づく活動（非AIFの運用）は、AIFMによって行われることが許可されていない活動であるため、当該活動を中止する。

V. 保管受託銀行に適用される新たな制度

1. 2013年法は、AIFMDの完全な適用対象となるAIFに関して新たな保管受託制度を導入する一方、AIFMDの完全な適用対象とならないファンドに関する現行の制度を維持する。
 - ・ 2013年法は、関連するAIFMD規定を変更することによって新たな保管受託制度を導入し、当該制度は、2013年法の完全な適用対象となるAIFの保管受託銀行のみを対象とする。
 - ・ わずかな調整（例えば、投資会社およびEU圏外のルクセンブルグの支店）を条件として、2013年法は、2013年法の完全な適用対象とならないパートIIファンドおよびSIFに関する現行の保管受託制度を維持する。
2. 2013年法は、適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。
 - ・ 2013年法は、金融機関以外に、資産の専門保管受託銀行を導入する。

1993年法に従って行われる、かかる新たな金融セクターの特殊な専門機関（以下「PSF」という。）の活動は、(i) 当初の投資が行われた日から5年間ににおいてクローズド・エンド型である、および(ii) AIFMD第21条第8項(a)に規定する範囲において保管される資産に通常投資しない、または、通常、発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する監督権を獲得しようと試みるファンドのための保管受託業務を提供するものとして定義される。

かかる活動は、PSFの通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または現地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。
 - ・ 前項に記載される新たなかつ特殊なPSFに加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（現行の保管受託制度において）ルクセンブルグで設立された信用機関であるが、AIFMD第21条第3項(b)および2013年法第19条第3項の要件、ならびに、特に2013年法第19条第3項 i）に規定される以下の追加の要件を充足するルクセンブルグで設立された投資会社でもある。
 - － 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
 - － 投資会社は、法人であること。
 - － 投資会社は、730,000ユーロの全額払込最低資本を有しなければならないこと。
 - － 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
 - － 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。
3. AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される新たな保管受託制度に従わなければならない。

かかる新たな制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

 - － AIFの資産の保護預かり義務
 - － AIFのキャッシュ・フローを監視する義務、および
 - － 監督業務

保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。

さらに、保管受託銀行は、保管受託銀行はまた、2013年法に基づくその義務を適切に履行する際の過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

VI. AIFの販売および運用に関するEUの国境を越えるパスポート

EUにおけるAIFの証券またはパートナーシップ持分のAIFMによる販売およびクロス・ボーダーベースのEUにおける当該AIFの運用は、ルクセンブルグで設立されたAIFMによって運用されるAIFの場合、2013年法第6章の規

定に準拠し、また、その他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mによって運用されるA I Fの場合、通達2011／61／EU第6章および第7章の規定に準拠する。なお、A I Fが第三国で設立されたA I F Mによって運用されている場合、上記A I F M D第66条第3項の適用に従う。

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成25年6月28日	有価証券届出書提出
平成25年6月28日	有価証券報告書（第21期）提出
平成25年9月27日	半期報告書（第22期中）提出
平成25年9月27日	有価証券届出書の訂正届出書提出

第5【その他】

該当事項ありません。

監査報告書

ノムラ外貨MMFの受益者各位

我々は、ノムラ外貨MMFおよび各サブ・ファンドの2012年12月31日現在の純資産計算書ならびに投資有価証券およびその他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（*” Réviseur d'entreprises agréé ”*）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（*” Commission de Surveillance du Secteur Financier ”*）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ外貨MMFおよび各サブ・ファンドの2012年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2013年4月16日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

ケネス・カイ・ション・イーク

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Nomura Multi Currency MMF

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Multi Currency MMF and of each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 31 December 2012, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency MMF and of each of its sub-funds as of 31 December 2012, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, April 16, 2013

Kenneth Kai Siong Iek

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

監査報告書

ノムラ外貨MMFの受益者各位

我々は、ノムラ外貨MMFおよび各サブ・ファンドの2013年12月31日現在の結合純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の結合運用計算書および結合純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"Réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ外貨MMFおよび各サブ・ファンドの2013年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2014年4月14日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

ケネス・カイ・ション・イーク

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
NOMURA MULTI CURRENCY MMF

We have audited the accompanying financial statements of NOMURA MULTI CURRENCY MMF and of each of its sub-funds, which comprise the Combined Statements of Net Assets and the Statement of Investments as at 31 December 2013, and the Combined Statements of Operations and the Combined Statements of Changes in Net Assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of NOMURA MULTI CURRENCY MMF and of each of its sub-funds as of 31 December 2013, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 14 April 2014

Kenneth Kai Siong Iek

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位
L-5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2014年6月4日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。